

# 中野区の環境

～中野区環境白書～

令和5（2023）年度版

中野区



## はじめに

私たちは、日常生活や事業活動において大量に資源やエネルギーを消費し続けるライフスタイルによって、環境に大きな負荷をかけてきました。二酸化炭素等の温室効果ガス排出による地球温暖化、ダイオキシン等の有害化学物質やアスベスト等による健康被害、ごみの不適正排出、放射性物質による汚染など、さまざまな環境問題が生じています。

これらの問題の多くは、より便利さを求める私たちの生活と密接な関係をもっており、私たちの生活や事業活動により、意識的または無意識的に生じています。このため、これを解決していくためには、行政はもとより、区民や事業者が環境に配慮した行動を心がけるとともに、社会経済システムに環境配慮が織り込まれ、私たち一人ひとりのライフスタイルを自然に「脱炭素」・「循環型」にすることが求められています。中野区では、「第4次中野区環境基本計画」を策定し、区が目指す環境の姿を掲げ、その実現に向け、4つの基本的な考え方と、5つの基本目標を設定し、基本目標ごとの具体的な取組施策を推進することとしています。

環境部は、地球温暖化防止や緑化推進、公害対策、清掃・リサイクルに関する事務を所管しています。令和4年度においては、2050年までに二酸化炭素排出量実績ゼロを目指す「中野区ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、「ゼロカーボンシティなかのシンポジウム」や住宅の省エネルギー化を促進するための高断熱窓・ドア助成事業を新たに実施するとともに、「なかのエコフェア」の開催等を通じて、再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用についての普及啓発や区民の環境配慮行動の促進に取り組まれました。

緑化推進事業では、公園等の管理作業を実施している団体に対し、花苗等を支給する公園等花壇支援事業を新たに実施しました。

清掃・リサイクル事業では、分別・排出ルールやごみ減量意識の浸透を図るため、新たに「中野区ごみ分別チャットボット」の運用を開始するとともに、食品ロス削減に向けて、飲食店等の事業者・大学と連携した普及啓発やフードドライブ事業を引き続き実施したほか、「中野区食品ロス削減推進計画」を策定しました。

21世紀の中野を、環境に配慮した区民生活が根づくまちとするため、区は、今後とも区民・事業者・区の連携を深め、良好な生活環境を保全するための取組を推進していきます。

この冊子は、中野区の環境について、その実態や環境部が所管する事業のほか、区の事業者としての取組などについて、主に令和4年度における実績と、令和5年度の取組内容をまとめた、中野区版環境白書です。ご活用いただければ幸いです。

## 中野区ゼロカーボンシティ宣言 ～2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化の影響による豪雨災害やこれまでにない規模の台風が発生し、日本各地で大きな被害をもたらしています。こうした地球温暖化に伴う気候変動の影響は、日本のみならず、世界中で注目される深刻な問題と認識されるようになりました。2015年に合意されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが定められ、国は、2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。

中野区においても気候変動リスクへの緩和・適応にかかる対策等が「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進につながるよう、二酸化炭素排出量の削減及び環境、経済、社会の統合的向上を目指していく必要があります。

中野区は、2011年に中野区地球温暖化防止条例を制定し、区、区民、事業者の地球温暖化の防止に関する責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策を推進するための措置を講じてきました。今後は持続可能なまちを次世代に引き継いでいくため、区民、事業者との連携・協働のもと、脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題についての取組を加速させていきます。そして、「中野区ゼロカーボンシティ」をここに宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指してまいります。

令和3年（2021年）10月28日

中野区

< 目 次 >

はじめに

**I. 中野区の概要**

第1章 中野区の現況	3
1. 面積と地形	3
2. 人口	3
3. 住環境（みどり・公園）	4
4. 道路状況と交通量	5
第2章 中野区の環境行政	6
1. 中野区環境基本条例	6
2. 中野区環境審議会	6
3. 第4次中野区環境基本計画	7
4. 中野区地球温暖化防止条例	11
5. 環境部組織図	14
6. 環境マネジメントシステムの取組	15

**II. 地球温暖化防止への取組**

第1章 温暖化防止への取組	21
1. 地球と都市の温暖化	21
2. 中野区の温暖化対策	23
3. 区の事務事業に関するエネルギー管理の取組	32

**III. 身の回りの環境改善**

第1章 緑化の推進	37
1. みどりの役割	37
2. みどりの推進	37
3. 緑化の助成制度	39
4. 緑化の啓発	40
第2章 環境公害等対策	43
1. 概説	43
2. 工場・指定作業場等の公害防止対策	44
3. 建設工事の公害防止対策	46
4. 地盤沈下対策	48
5. 公害等に関する苦情・相談受付業務	49
6. 「ごみ屋敷」等の対策	50
7. 光化学スモッグ対策	51
8. 環境調査業務	53

第3章 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止	61
1. 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取組	61

#### IV. ごみとリサイクル

第1章 中野区のごみの現状と課題	67
1. ごみの現状（概況）	67
2. 「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた課題	67
第2章 「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた取組	69
1. 中野区一般廃棄物処理基本計画等	69
2. 発生抑制（リデュース）の推進	71
3. 再使用（リユース）の推進	81
4. 再生利用（リサイクル）の推進	83
第3章 ごみの適正処理	89
1. ごみの適正排出啓発	89
2. ごみの収集・運搬	91
3. 災害廃棄物の適正な処理に向けて	98

#### V. 第4次中野区環境基本計画アクションプログラム事業実績

第1章 令和4年度進捗状況	101
---------------	-----

ご相談・お問合せ

※各章に掲載している表、グラフ等の数値は、小数点以下で端数処理をしているため、合計数値が合わない場合があります。

## I . 中野区の概要





# 第1章 中野区の現況

## 1. 面積と地形

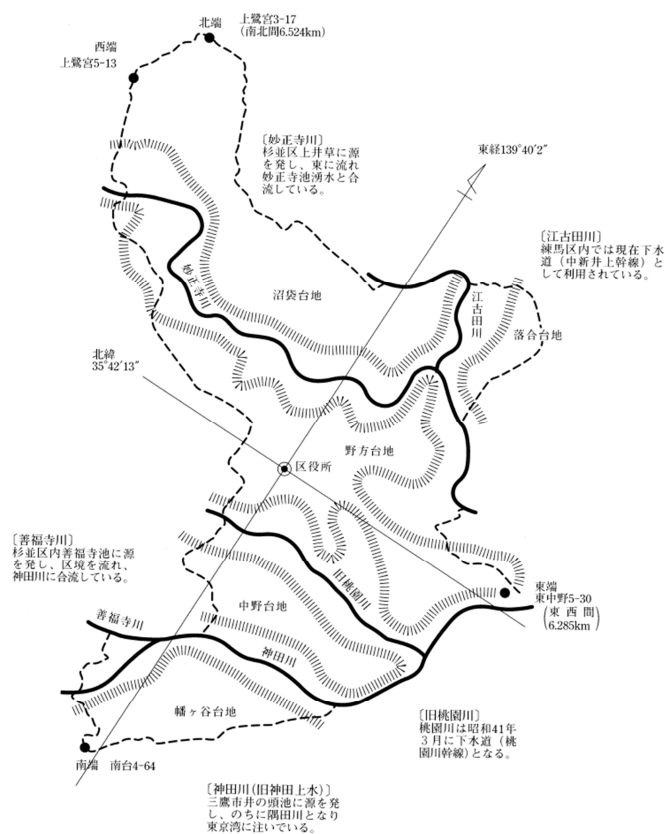
中野区は23区の西部に位置し、東は新宿・豊島、西は杉並、南は渋谷、北は練馬の各区に接しています。

中野区的面積は15.59km<sup>2</sup>で、東京都の総面積2,194.05km<sup>2</sup>の約0.71%、区部面積627.53km<sup>2</sup>の約2.48%にあたり、23区中14番目の広さです。(令和5年1月1日現在。国土地理院令和5年全国都道府県市区町村別面積調。)

武蔵野台地に位置する中野区内には、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの小台地があり、その台地の間を、江古田川、妙正寺川、旧桃園川※、神田川、善福寺川の5つの河川が流れています。標高は、台地面では約40mのところが多く、神田川の流域などでは30m以下となっています。

※旧桃園川：昭和41年に暗渠化されました。

### ●中野区の地形

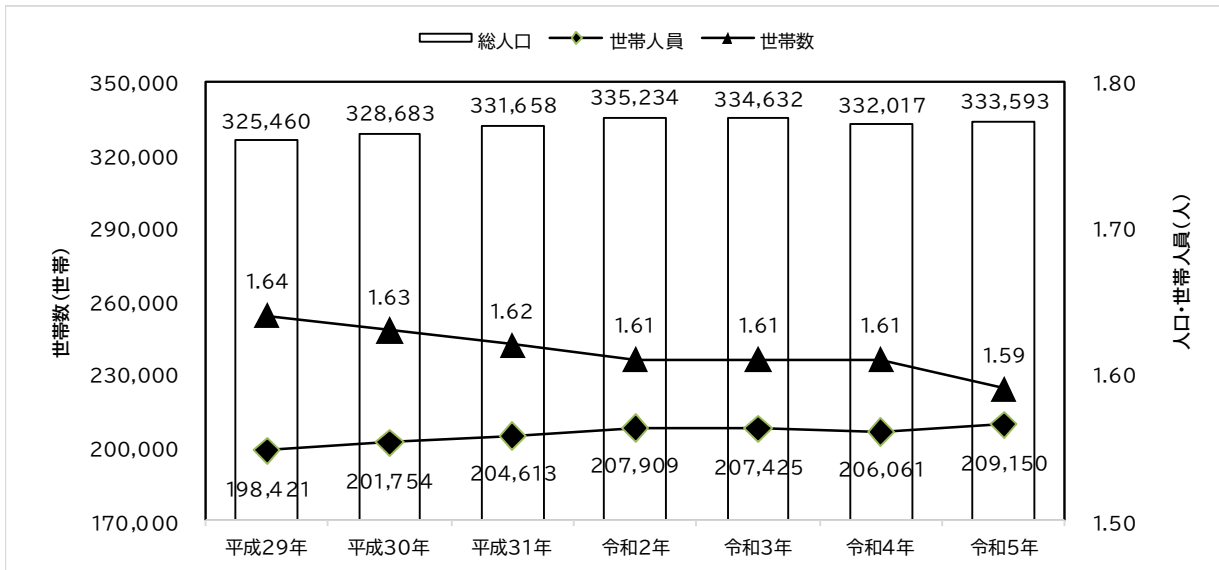


## 2. 人口

総人口は333,593人(令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による)で、前年の令和4年1月1日の総人口から1,576人増となりました。人口密度は1km<sup>2</sup>あたり21,398人となっています。

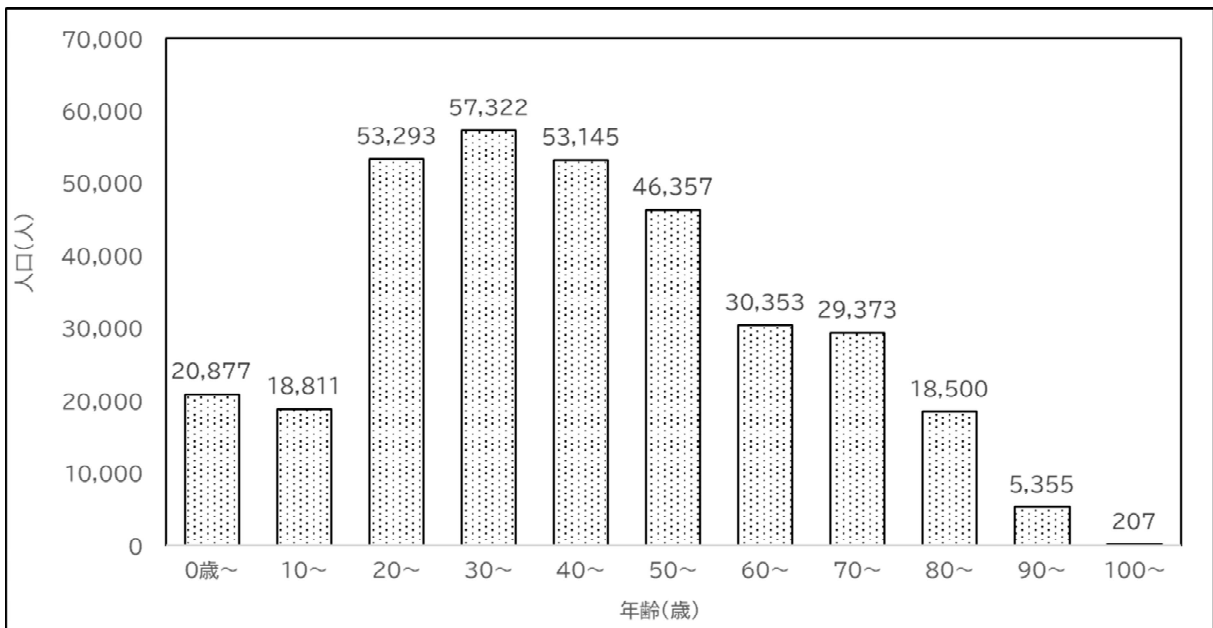
世帯数は209,150世帯で、単身世帯が多いため、1世帯あたりの人員は平均で1.59人となっています。

●人口等の推移（各年1月1日現在）



人口構成は、30歳台が最も多く、総人口の17.2%を占め、次いで20歳台16.0%、40歳台が15.9%となっています（いずれも令和5年1月1日現在住民基本台帳人口）。

●中野区の年齢別人口（令和5年1月1日現在）



### 3. 住環境（みどり・公園）

昭和30年代以降の人口の急増や急激な宅地化に伴い、区内から自然緑地や農地が減少し、その結果、過密な市街地が形成されてきました。また、住宅地を結ぶ道路の約7割が幅員4.5m未満であり、交通や防災の面で多くの問題を抱えています。

心に安らぎと潤いを与えてくれるみどりは、大気の浄化を図るとともに防災機能としての役割も大きく、わたしたちの生活にとってかけがえのない貴重な財産となっています。

平成28年度に行った第5次緑の実態調査における緑被率は中野区全体の16.14%で、前回の調査時点の緑被率16.37%（平成19年度実施、第4次緑の実態調査）と比較し0.23ポイント減少しており、主な要因としては、民有地にあるまとまった緑が相続や宅地開発等により失われていることが考えられます。一方、第5次緑の実態調査におけるみどり率※は中野区全体の17.46%で、平成19年度のみどり率17.54%と比較し、0.08ポイントの減少に留まり、みどり率の減少値は緑被率の減少値と比較し低い結果となりました。これは、平成24年度以降、中野四季の森公園をはじめ、白鷺せせらぎ公園、南台いちよう公園、本五ふれあい公園と、大規模公園が整備されたことにより、民有地の緑被面積の減少が、公園面積の増加により抑えられたことを示しています。

令和5年4月1日現在、区内の公園は169か所47.09ha、児童遊園7か所0.72ha、ポケットパーク（防災広場含む）19か所0.41ha、合計面積48.22haです。

※公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積が中野区の面積に対して占める割合。

●平成19年度以降に整備された大規模公園（令和5年4月1日現在）

公園名	面積	供用開始
中野四季の森公園	15,000㎡	平成24年 4月
白鷺せせらぎ公園	9,070㎡	平成27年 6月
南台いちよう公園	10,035㎡	平成28年 2月
本五ふれあい公園	11,924㎡	平成28年 3月
中野四季の森公園	5,780㎡ (拡張部分)	平成29年 4月
本二東郷やすらぎ公園	6,238㎡ (拡張部分)	平成30年10月
広町みらい公園	10,376㎡	令和元年 9月
平和の森公園	15,782㎡ (拡張部分)	令和 2年 9月

#### 4. 道路状況と交通量

区内の幹線道路は、北から新青梅街道、早稲田通り、大久保通り、青梅街道、方南通りなどが東西に、東から山手通り、中野通り、環七通り、中杉通りなどが南北に走っています。

自動車の交通量は、環七通りで一日の交通量が7万台を超え、しかも、その16.4%、1万2千台を超える大型車が走り、騒音発生状況に大きな影響を与えています（令和4年度自動車騒音振動交通量調査結果）。

## 第2章 中野区の環境行政

### 1. 中野区環境基本条例

中野区環境基本条例は、平成10年7月に施行しました。平成8年3月に学識経験者、区民、事業者、区職員により構成された「中野区環境にやさしいまちづくり推進会議」に条例に盛り込むべき内容の検討を依頼しました。平成9年9月に出された提言を受けて条例案を作成し、平成10年3月に議会の議決を得て同年7月に施行しました。

環境基本条例は、環境保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区の責務、協働の取組を明らかにしています。また、区民、事業者が環境保全に関し区長に意見を申し出ることができること、開発等において良好な環境創出の機会となるよう努めること、区が環境基本計画を策定しなければならないこと、環境審議会の設置などについて定めています。

#### 《環境基本条例の基本理念》

環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 自然の循環を重視すること。
- 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- すべての資源を有効に活用すること。

### 2. 中野区環境審議会

中野区環境審議会は、区の環境基本計画や環境保全に関する基本的事項について検討するために、中野区環境基本条例に基づき設置する区長の附属機関です。委員は20人以内で、区民、事業者及び学識経験者によって構成されます。任期は2年です。

#### (1) 第1期環境審議会

平成10年10月に第1期環境審議会が発足し、平成12年10月までに8回の審議会が開催されました。区長から「中野区環境基本計画に盛り込むべき内容について」諮問を受け、平成12年2月に答申を行いました。その後、同年10月に区がまとめた「第1次中野区環境基本計画素案」について報告を受けました。

#### (2) 第2期環境審議会

平成18年4月28日に第2期環境審議会が発足し、平成20年3月までに11回の審議会と5回の小委員会が開催されました。区長から「環境基本計画の改定にあたっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等」について諮問を受け、平成19年5月18日に答申を行いました。その後、平成20年3月に区から「第2次中野区環境基本計画素案」について報告を受けました。

### (3) 第3期環境審議会

平成20年12月15日に第3期環境審議会が発足し、平成22年12月までに3回の審議会が開催されました。「(仮称)中野区地球温暖化防止条例制定に向けた考え方」について、審議しました。

### (4) 第4期環境審議会

平成26年5月16日に第4期環境審議会が発足し、平成28年3月までに8回の審議会が開催されました。区長から「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」諮問を受け、平成27年6月5日に答申を行いました。

その後、同年11月に区から「第3次中野区環境基本計画素案」について報告を受け、平成28年3月に同計画の策定について報告を受けました。

### (5) 第5期環境審議会

令和元年6月7日に第5期環境審議会が発足し、令和3年3月までに7回の審議会が開催されました。区長から「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」諮問を受け、令和2年7月20日に答申を行いました。

その後、令和3年3月に区から「第4次中野区環境基本計画素案」について報告を受けました。

### (6) 第6期環境審議会

令和3年8月5日に第6期環境審議会が発足し、令和5年7月までに4回の審議会が開催されました。「中野区環境基本計画に関する事項」と「環境の保全に関する基本的な事項」を審議事項として、第4次中野区環境基本計画のアクションプログラムに基づく施策等について審議しました。

令和5年7月24日には、「第6期中野区環境審議会審議概要の報告」をとりまとめました。

## 3. 第4次中野区環境基本計画

### (1) 中野区環境基本計画改定の考え方

世界、国、東京都及び中野区の動向を背景に、中野区環境基本計画を策定した当初とは大きく変動している状況を踏まえて、次の考え方に基づき策定しました。

- ① 中野区環境基本条例第4条第1号から7号に掲げる区の責務とする事項（公害の防止、自然環境の保全、資源の循環、廃棄物の減量、地球温暖化の防止、良好な景観の保全、環境負荷の低減など）を盛り込む。
- ② 気候変動への適応策及び緩和策について、区としての取組を充実する。
- ③ 区民、事業者、区が協働・協創することにより、一体となって環境施策を推進する。
- ④ 重点的に取り組むテーマを明確にし、目標や指標を設けて進行管理を行う。
- ⑤ 中野区の基本計画の改定に合わせて、内容や計画期間等の整合を図る。

## (2) 中野区環境基本計画の位置付け

中野区環境基本計画は、中野区環境基本条例第11条に基づき、環境の保全を総合的に推進するための計画です。地球温暖化対策をより総合的・統合的に実施し、関連対策の実効性を確保していく観点から、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）と、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画をも位置付けた、総合的な計画としています。

また、中野区環境基本計画は、中野区基本構想及び中野区基本計画を実現するための個別計画で、関連する中野区みどりの基本計画、中野区一般廃棄物処理基本計画、中野区都市計画マスタープラン及び中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）等と整合を図っています。

## (3) 中野区環境基本計画の期間

令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの10年間としています。また、10年後を見据えて具体的な取組施策を「アクションプログラム」として定め、その計画期間は5年間（ステップ1を2年間、ステップ2を3年間）としています。

改定については、5年ごとに改定する中野区基本計画と整合性を図るため、5年後に行うこととしています。

## (4) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

環境省の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するとあります。中野区環境基本計画もSDGsの推進につながるよう、各施策の取組を着実に推進します。



## (5) 中野区が目指す環境の姿

「区民・事業者・区の連携・協働による持続可能なまち なかの」を目指します。その実現に向けて、次のような基本的な考え方を推進していきます。

- 環境負荷の少ない持続可能なまちをつくりまします。
- 気候変動への適応策を推進します。
- 安全・安心な生活環境づくりを進めます。
- 人と人がつながり、新たな活力が生み出されるまちをつくりまします。

## (6) 重点的に取り組むテーマ

中野区が目指す環境の姿の実現に向けて、分野別の4つの重点的に取り組むテーマとして、「脱炭素社会の推進と気候変動への適応」「循環型社会」「安全安心で快適な生活環境」「都市の中の自然環境」を設定し、分野横断的なテーマとして、「環境保全に係る情報提供と連携の促進」を加えた計5つの基本目標を設定しています。

基本目標	取組の方向性	主に関連する SDGs
1 脱炭素社会の推進と気候変動への適応	1 地球環境にやさしいライフスタイルの推進 2 脱炭素なまちづくり 3 区有施設における取組 4 気象災害対策の推進 5 熱中症・感染症対策の推進	
2 循環型社会	6 資源の分別と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 7 ごみ減量と適正排出への指導	
3 安全安心で快適な生活環境	8 まちの美化・景観政策 9 公害対策	
4 都市の中の自然環境	10 みどりの拠点とネットワーク形成 11 みどりの資源の保全と創出 12 都市生態系に関する対策の推進 13 外来生物・野生生物対策	
5 環境保全に係る情報提供と連携の促進	14 情報提供と意識啓発 15 環境保全活動の推進 16 環境教育・環境学習の推進	

## (7) テーマ別の目標

- ① 脱炭素社会の推進と気候変動への適応
  - ・ 2050年にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの実現に向けて、令和12年度（2030年度）において、CO<sub>2</sub>排出量を平成25年度（2013年度）比で46%削減を目指します。
- ② 循環型社会
  - ・ 区民1人1日当たりのごみ排出量削減を目指します。
  - ・ 燃やすごみの中の資源化可能物の混入率削減を目指します。
- ③ 安全安心で快適な生活環境
  - ・ 「景観や街並み」について、区民の満足度向上を目指します。
- ④ 都市の中の自然環境
  - ・ みどりに対する区民の満足度の向上を目指します。
  - ・ 緑被率及びみどり率の向上を目指します。
- ⑤ 環境保全に係る情報提供と連携の促進
  - ・ 環境に配慮した取組を行っている区民の割合の向上を目指します。

※アクションプログラムの進捗状況については、「第4次中野区環境基本計画  
アクションプログラム事業実績」（99頁～122頁）に掲載しています。

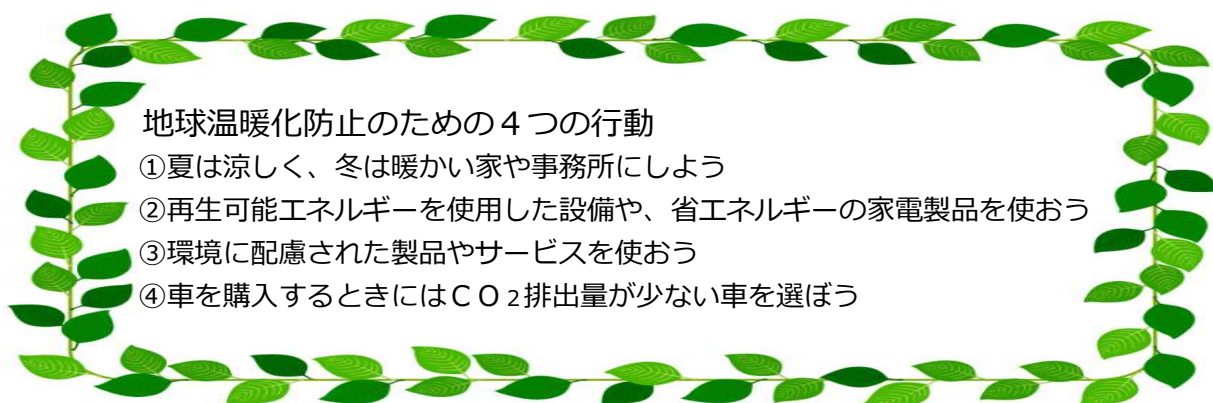


## 4. 中野区地球温暖化防止条例

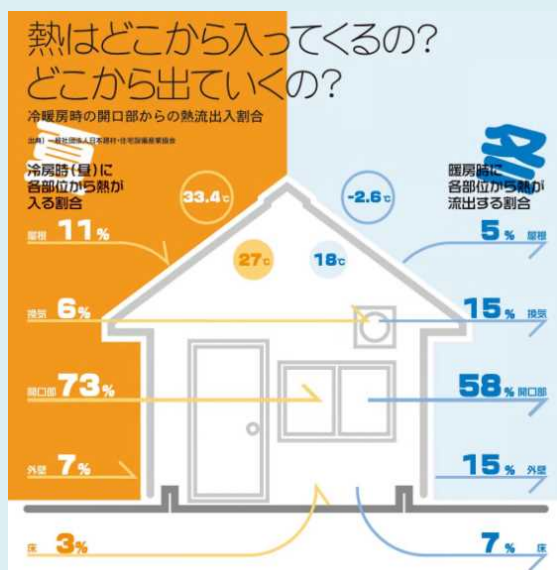
中野区地球温暖化防止条例は、平成23年7月に施行しました。区民等、事業者及び中野区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策を推進するための措置を講じ、区内における温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止を図ることを目的としています。また、区民等や事業者に取り組んでいただきたい地球温暖化を防止する4つの対策及び環境基金の設置、地球温暖化防止対策を積極的に実施した区民等や事業者の表彰などを定めています。

### (1) 地球温暖化を防止する4つの対策

区民等や事業者に取り組んでいただきたい4つの対策は、次のとおりです。



#### 1 夏は涼しく、冬は暖かい家や事務所にしよう



出典：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

暑さ寒さの原因は窓です。熱が入りしにくい家にしましょう。

厚手のカーテンを付ける、窓ガラスに断熱フィルムを貼ることも効果があります。

住宅の新築・リフォームの際、高气密・高断熱にすることで冷暖房効果が高まり、省エネ住宅になります。

高断熱窓・ドアに改修する費用の2分の1（上限15万円）を助成します。詳しくは区ホームページをご確認ください。

省エネルギー設備の設置費を補助します (令和5年度)

対象設備	補助額
太陽光発電システム	補助額 15万円
蓄電池システム	補助額 10万円
高断熱窓(改修)	補助額 総額の1/2 (最大15万円)
高断熱ドア(改修)	補助額 総額の1/2 (最大15万円)

補助額に上限はありません。補助額は、申請した設備の設置費に相当する範囲で、かつ、申請した設備の設置費の2分の1（上限15万円）を助成します。

補助対象となる設備は、省エネルギー設備の設置費が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること。

補助対象となる設備は、省エネルギー設備の設置費が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること。

補助対象となる設備は、省エネルギー設備の設置費が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること。

補助対象となる設備は、省エネルギー設備の設置費が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること、補助対象となる設備の設置に要する費用が10万円以上であること。

## 2 再生可能エネルギーを使用した設備や、省エネルギーの家電製品を使おう

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱などを利用し、CO<sub>2</sub>が発生しない発電をしたクリーンエネルギーです。自宅に太陽光発電装置を設置する住宅も増えています。自宅でエネルギーを創ると、停電時にも電気を使うことができます。太陽光発電装置や連携した蓄電システムを設置した際、それぞれに15万円と10万円を助成します。詳しくは区ホームページを確認してください。



**省エネ性能** ★★★★★ 4.2

省エネ基準達成率 **112%** 年間消費電力量 **249 kWh/年**

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 **6,720円**

多段階評価点

統一省エネラベルは、財団法人省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関する表示です。

省エネルギーラベル

年間目安エネルギー料金

省エネ性能 ★★★★★ 4.2

省エネ性能 4.2 ★★★★★

家電（照明器具、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、電気便座、テレビ）、温水機器の省エネ性能をラベルで確認できます。省エネ性能は日々進歩しています。電気代節約のためにも新商品を選びましょう。

省エネルギー設備の設置費を補助します (令和5年度)

太陽光発電システム 補助額 15万円  
蓄電システム 補助額 10万円  
高効率型(2段階) 高効率ドクト(2段階) 補助額 経費の1/2 (最大10万円)  
経費の1/2 (最大5万円)

## 3 環境に配慮された製品やサービスを使おう

地球の環境負荷の低減につながる製品やサービスには「環境ラベル」がつけられています。いくつかの環境ラベルを紹介します。



<エコマーク> 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。



<グリーンマーク> 古紙を原料に再生利用した製品です。古紙の利用を拡大し、リサイクル促進を目的としています。



<FSCマーク> 自然資源の持続可能な利用のために適切な森林管理をした製品です。消費者が森林保全に参加するためのマークです。



<PETボトルリサイクル推奨マーク> 国内で消費されて回収された使用済みPETボトルを主要構成部材としている商品です。

#### 4 車を購入するときにはCO<sub>2</sub>排出量が少ない車を選ぼう

地球環境のために燃費が良く、CO<sub>2</sub>排出量が少ない車を選びましょう。環境対策車種が増えています。

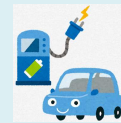
<ハイブリッド車（HV）>低速時に電気モーターがエンジンをアシストすることで燃費が向上し、CO<sub>2</sub>排出量が抑えられます。



<プラグインハイブリッド車（PHV）>外部電源を充電することで、HVよりも高燃費、低CO<sub>2</sub>排出量になっています。



<電気自動車（EV）>外部電源で充電し、電気モーターで駆動します。化石燃料を使わないため、排出するCO<sub>2</sub>はありません。

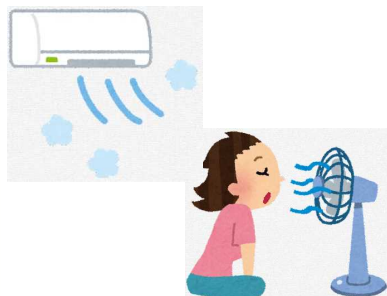


<燃料電池車（FCV）>水素を燃料として発電し、電気モーターで駆動します。水素と酸素が反応するだけなので、水だけが排出されます。路線バスでの導入も増えてきました。



FCVをトヨタレンタカー中野駅前店で利用することができます。CO<sub>2</sub>ゼロのエコドライブ体験を。詳しくは、区ホームページ「なかのMIRAIプラン」でご確認ください。

夏はクーラーに扇風機の風をプラスすると涼しさアップ！



温度設定を低くするよりも節電になります。

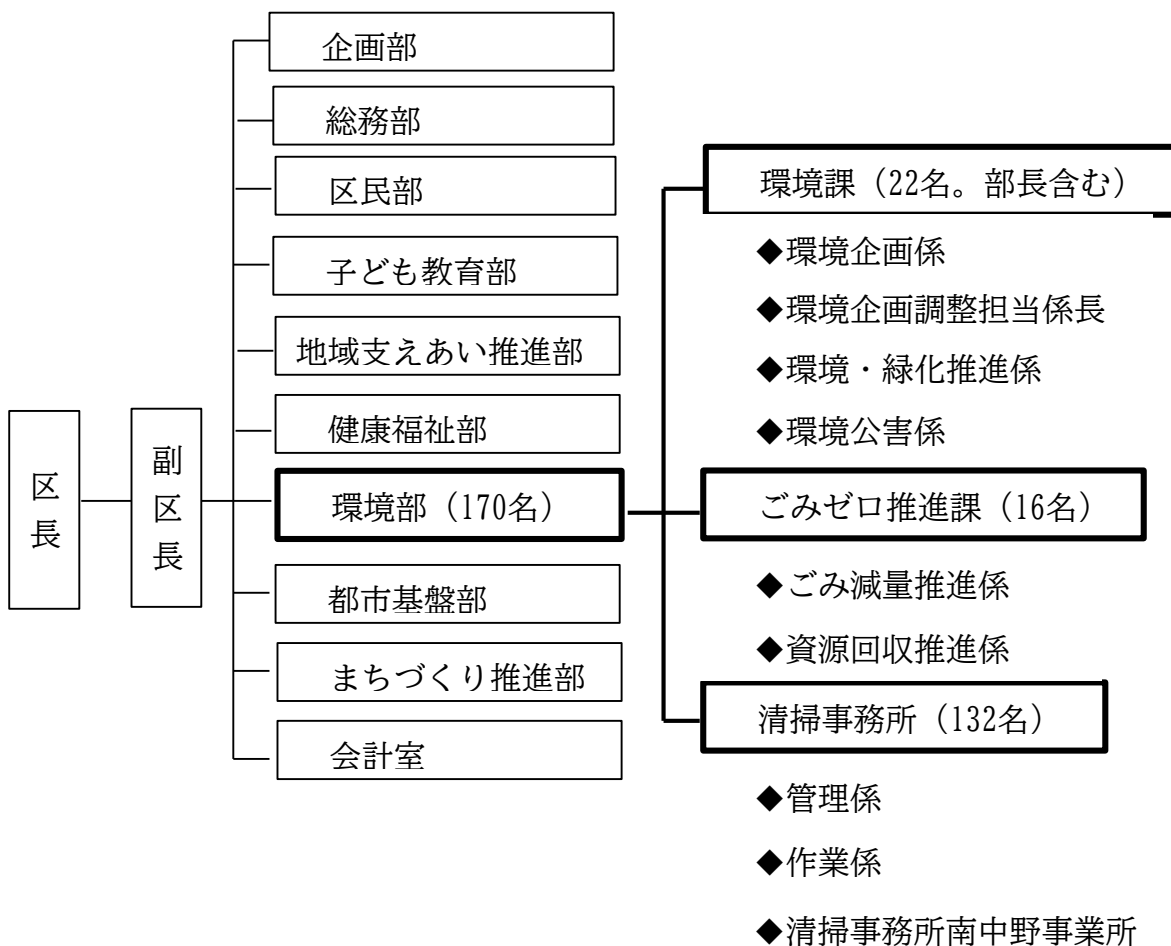
冬はサーキュレーターで空気を循環すると部屋全体の暖まりが早いです！



首振り機能のあるサーキュレーターは便利です。

## 5. 環境部組織図

令和5年4月1日現在の環境部の組織は次のとおりです。  
(短時間再任用職員・東京二十三区清掃一部事務組合派遣職員含む)



## 6. 環境マネジメントシステムの取組

### (1) 概要

区は、平成18年度から区役所本庁舎において、国際標準化機構（ISO）が定めた、環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の国際認証規格である ISO14001に基づいた EMS の運用を開始し、平成23年度からは区役所本庁舎外の施設においても、エコオフィス活動を中心とした区独自の EMS の運用を開始しました。そして、平成27年9月に ISO14001の新規格が発行されたことを契機に、平成29年度から区役所本庁舎だけでなく、本庁舎外の施設においても、ISO14001に基づいた EMS の運用を開始し、環境に配慮した区政運営を進めてきました。

そして認証取得から約12年が経過し、EMS の運用が定着してきたことから、平成31年3月をもって ISO14001の認証を取り下げ、エコオフィス活動に限定した中野区独自の EMS の取組を行っています。

以下、「中野区環境マネジメントシステム行動指針」は、環境管理統括者である区長が、区の全ての事務事業について環境配慮を推進するための指針として策定したものです。

#### 中野区環境マネジメントシステム行動指針

##### <基本理念>

中野のまちの生活や事業活動は、今日まで大きく発展すると同時に、地球環境に大きな負荷を与え続けてきました。中野区のように都市部に位置し、人口密度が高く、業務が集積している地域は、多くのエネルギーを消費し、区民生活や業務を維持するため、多くのCO<sub>2</sub>を排出しています。

中野区を、持続可能な活力あるまちとして次の世代に受け継ぐためには、環境負荷の低減や環境の質の向上に資する取組みを推進することが不可欠です。

このような認識のもと、中野区は環境に配慮した行動を着実に実践していきます。

##### <行動指針>

- 1 不要な印刷を控え、電子文書の活用を推進します。
- 2 ごみの発生を抑制し、リサイクルを推進します。
- 3 省エネを徹底し、エネルギー消費量を削減します。
- 4 環境に配慮した物品を調達します。
- 5 事業活動の全ての面にわたって、環境負荷の低減に努めます。

2019年3月14日

中野区長 酒井 直人

## (2) 本庁舎における具体的な取組実績

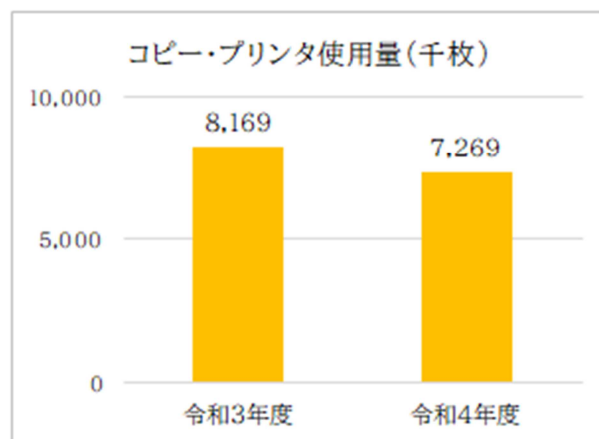
区ではEMSの取組として、エコオフィス活動に取り組んでいます。

エコオフィス活動とは、紙やエネルギーの使用及び廃棄物の排出、グリーン購入の推進等にあたり、省資源及び環境負荷低減を目指す活動のことです。

### ① コピー・プリンタ使用量

区では、不要な印刷を控え、電子文書を活用する等、コピー・プリンタ使用量を削減するための取組を推進しています。

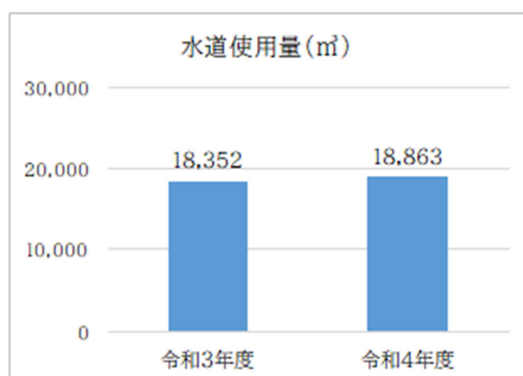
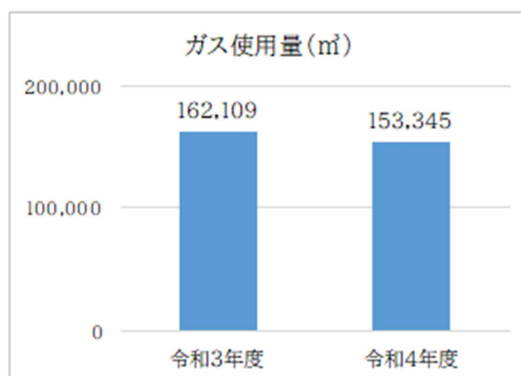
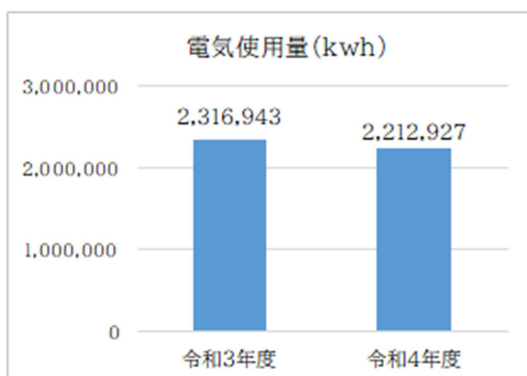
令和4年度のコピー・プリンタ使用量は、右のグラフのとおりです。前年度と比べて11.0%減少し、令和4年度の区全体の目標である「前年度比10%減」を達成しています。



### ② エネルギー使用量

区では、長時間離席する場合のパソコンのシャットダウンの徹底等、エネルギー使用量(電気・ガス・水道)を削減するための取組を推進しています。

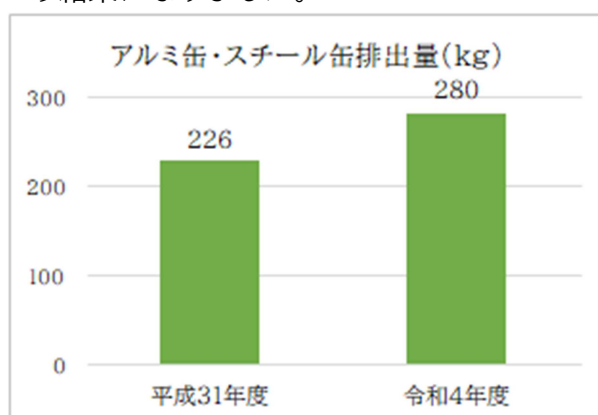
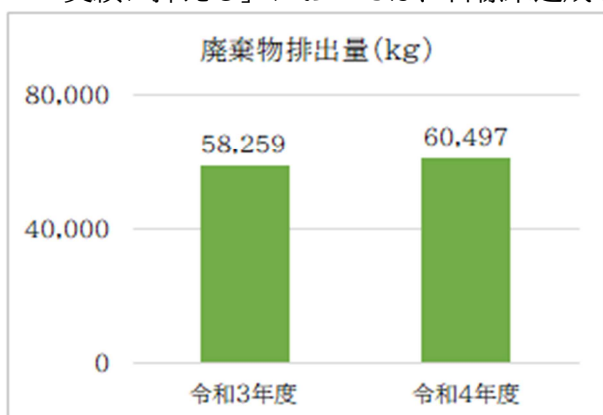
令和4年度のエネルギー使用量は、以下のグラフのとおりです。令和3年度と比べて電気使用量が4.5%減少、ガス使用量が5.4%減少、水道使用量が2.8%増加しました。水道使用量の増加要因として、空調設備の室外機を冷却するための水の使用が増えたことが考えられます。



### ③ 廃棄物全体排出量

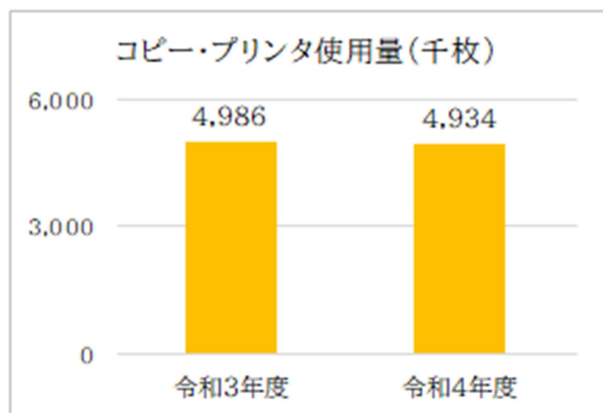
区では、マイバッグ及びマイボトルの推奨等、廃棄物排出量を削減するための取組を推進しています。

令和4年度の廃棄物全体排出量（※雑紙、シュレッダー紙片等の不用紙(資源)除く。）は、以下のグラフのとおりです。前年度と比べて3.8%増加しています。アルミ缶・スチール缶の排出量は平成31年度比で23.9%増加し、区全体の目標である「平成31年度の排出量実績に抑える」においては、目標未達成という結果になりました。

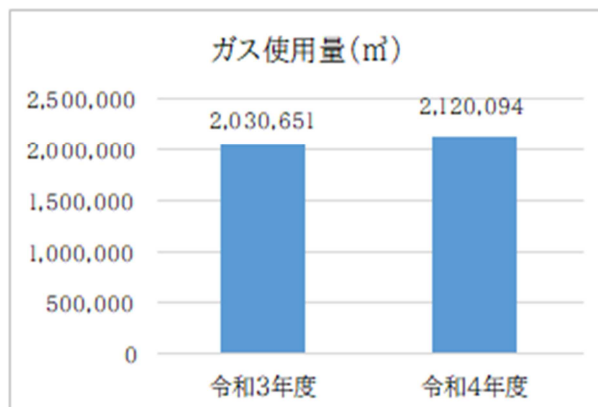
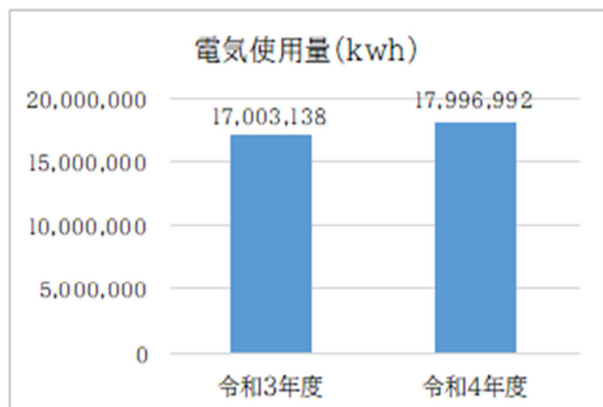


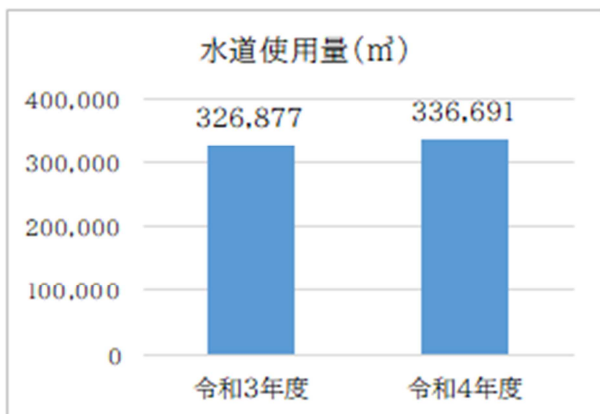
## (3) 庁外施設における具体的な取組実績

### ① コピー・プリンタ使用量

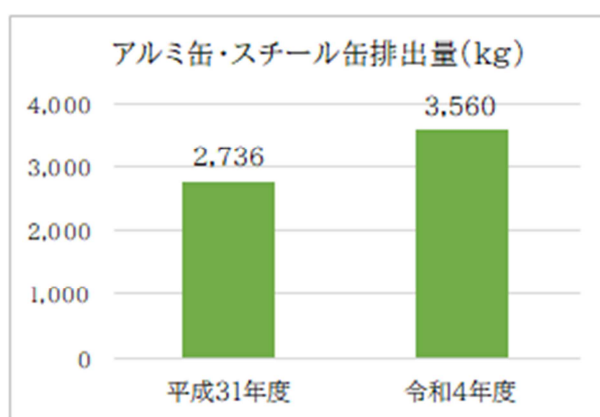
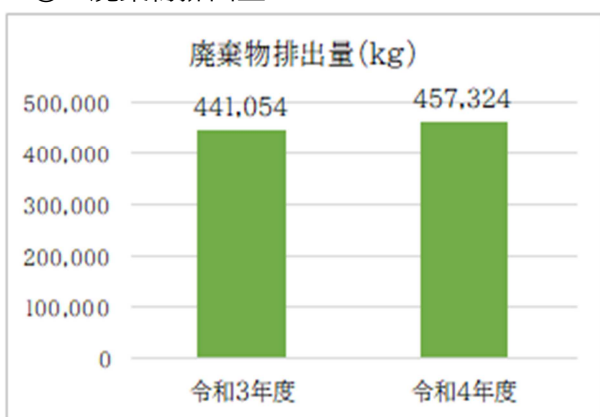


### ② エネルギー使用量





### ③ 廃棄物排出量



### (4) 令和5年度 エコオフィス活動における区全体の目標

令和5年度のエコオフィス活動における区全体の目標は以下の通りです。この目標を踏まえ、各職場でエコオフィス活動の取組を計画し、実施していきます。

エコオフィス活動の種類	区全体の目標
紙の使用量の削減	コピー・プリンタ使用量「前年度比10%削減」
エネルギー使用量の削減	エネルギー使用量「前年度と同数値以下に抑える」



## Ⅱ． 地球温暖化防止への取組



# 第1章 温暖化防止への取組

## 1. 地球と都市の温暖化

私たちは経済的・物質的に豊かな生活を享受するため、大量の化石燃料を使用してきました。また、人も物も集中する大都市は、環境に対して大きな負荷を与えています。このように資源やエネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化が進み、都市部ではヒートアイランド現象が深刻になっています。

これらの問題は、かけがえのない地球環境を守り、持続可能な都市を築き子どもたちに伝えていくために、緊急に対策を進めていかななくてはならない問題です。

### (1) 地球温暖化の現状と日本の取組

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)のもとに設立された組織である国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えるために、第5次評価報告書を2013年から2014年にかけて公表しました。第5次評価報告書では、1880年から2012年の間に世界の平均気温は0.85℃上昇しており、人為起源の温室効果ガスの排出がその主な要因であった可能性が極めて高いことが示されていましたが、2021年8月に公表された第6次評価報告書第1作業部会報告書では、地球温暖化は人為起源であることに疑う余地はないことが示されています。

21世紀終盤の世界平均地上気温の変化については、温室効果ガスの排出シナリオごとの予測結果が示されています。1986年から2005年の世界平均気温と比較して、厳しい地球温暖化対策を取らなかった場合(RCP8.5シナリオ)では最大で2.6~4.8℃、厳しい地球温暖化対策を取った場合(RCP2.6シナリオ)では0.3~1.7℃上昇する可能性が高いことが示されています。

2015年11月には、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

2016年5月には、2015年12月のCOP21で採択された「パリ協定」や、同年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度に2013年度比で26.0%(2005年度比で25.4%)削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成の道筋を付けるとともに、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけました。さらにパリ協定の主要な目的として位置づけられている気候変動適応への取り組みについては、2018年6月に「気候変動適応法」が公布され、国は温室効果ガス排出削減の緩和策と気候変動への適応策を並行して進めていくとしました。2021年10月には法の規定に基づき、気候変動適応計画が変更され、閣議決定されています。

2020年10月に、国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、2021年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されました。

## (2) 日本の温室効果ガス排出状況

### ①温室効果ガス排出量

2021年度の日本の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算で11億7,000万トンとなっており、2013年度の総排出量（14億800万トン）と比べて16.9%（2億3,770万トン）減少しています。

2021年度を2020年度と比較すると2.0%（2,320万トン）増加しており、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等によるエネルギー消費量の増加等が主な要因と分析されています。

#### ●CO<sub>2</sub>換算した温室効果ガス排出量（単位：100万トン）

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
排出量	1,408	1,359	1,320	1,302	1,289	1,245	1,210	1,147	1,170

出典：環境省「2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）について」

### ②CO<sub>2</sub>排出量

温室効果ガスの9割以上をCO<sub>2</sub>が占めています。2021年度のCO<sub>2</sub>排出量は10億6,400万トンとなっており、2013年度の13億1,700万トンと比べて19.2%（2億5,350万トン）減少しています。

2021年度の部門別CO<sub>2</sub>排出量を2013年度と比較すると、産業部門が19.5%、民生（業務）部門が19.8%、民生（家庭）部門が24.8%、運輸部門が17.6%減少しています。

#### ●部門別CO<sub>2</sub>排出量（単位：100万トン）

部 門	エネルギー 転換	産業	運輸	民生 （業務）	民生 （家庭）	工業プ ロセス	廃棄物	その他
2013年度	103	464	224	237	208	48.6	29.9	3.6
2021年度	83.7	373	185	190	156	43	29.9	2.9

出典：環境省「2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）について」

#### ●部門別CO<sub>2</sub>排出割合（単位：%）

部 門	エネルギー 転換	産業	運輸	民生 （業務）	民生 （家庭）	工業プ ロセス	廃棄物	その他
2013年度	7.8	35.2	17.0	18.0	15.8	3.7	2.3	0.3
2021年度	7.9	35.1	17.4	17.9	14.7	4.0	2.8	0.3

出典：環境省「2021年度（令和3年度）の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）について」

## 2. 中野区の温暖化対策

第4次中野区環境基本計画では、脱炭素社会への実現に向けて、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量やエネルギー消費量の削減の推進を図ることとしています。

### （1）温室効果ガス排出量

#### ①温室効果ガス排出量

2020年度の中野区の温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub>換算で96万5,000トンとなっており、2013年度の総排出量(111万7,000トン)と比べて13.6%(15万2,000トン)減少しています。

#### ●CO<sub>2</sub>換算した温室効果ガス排出量（単位：1,000トン）

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
排出量	1,117	1,063	1,009	989	1,020	991	968	965

出典：オール東京62市区町村共同事業「温室効果ガス排出量について」

#### ②CO<sub>2</sub>排出量

温室効果ガスの9割以上をCO<sub>2</sub>が占めています。2020年度のCO<sub>2</sub>排出量は86万6,000トンとなっており、2013年度の105万9,000トンと比べて18.2%(19万3,000トン)減少しています。

2020年度の部門別CO<sub>2</sub>排出量を2013年度と比較すると、民生（家庭）部門が11.4%、民生（業務）部門が28.5%、運輸部門が28.3%減少しています。

部門別のCO<sub>2</sub>排出割合は、民生（家庭）部門と、民生（業務）部門の占める割合が大きく家庭や事務所、店舗などでCO<sub>2</sub>排出量の削減を推進することが重要です。

#### ●部門別CO<sub>2</sub>排出量(単位:1,000トン)

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産 業	30	23	20	23	27	25	24	27
民生(家庭)	526	497	474	473	487	460	451	466
民生(業務)	316	295	264	256	253	256	242	226
運 輸	152	151	145	127	128	121	117	109
廃棄物	36	33	35	35	37	37	39	39
合 計	1,059	999	938	913	931	899	872	866

出典：オール東京62市区町村共同事業「温室効果ガス排出量について」

#### ●部門別CO<sub>2</sub>排出割合（単位：％）

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産 業	2.8	2.3	2.1	2.5	2.9	2.8	2.8	3.1
民生(家庭)	49.7	49.7	50.5	51.8	52.3	51.2	51.7	53.8
民生(業務)	29.8	29.5	28.1	28.0	27.2	28.5	27.8	26.1
運 輸	14.4	15.1	15.5	13.9	13.7	13.5	13.4	12.6
廃棄物	3.4	3.3	3.7	3.8	4.0	4.1	4.5	4.5

出典：オール東京62市区町村共同事業「温室効果ガス排出量について」

●温室効果ガスの総排出量(2020年)(単位:1,000トン-CO<sub>2</sub>換算)

ガス種類	中野区	特別区	東京都	全国
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	866	39,139	52,820	1,042,000
メタン(CH <sub>4</sub> )	1	46	560	27,400
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	3	140	580	19,700
ハイドロフルオロカーボン類	94	4,658	6,110	52,200
パーフルオロカーボン類	0	4	0	3,500
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	0	18	20	2,000
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	0	1	0	300
合計	965	44,007	60,090	1,147,100

出典:オール東京62市区町村共同事業「温室効果ガス排出量について」

出典:東京都環境局「東京都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2020(令和2)年度実績)」

出典:環境省「2021年度(令和3年度)の温室効果ガス排出・吸収量(確報値)について」

## (2) エネルギー消費量

2020年度の中野区のエネルギー消費量は、9,622TJ(テラジュール)となっており、2013年度の消費量(10,607TJ)と比べて9.3%(985TJ)減少しています。民生(家庭)部門が増加しており、産業部門、民生(業務)部門及び運輸部門で減少しています。

また、エネルギー消費量の割合を部門別に見ると、民生(家庭)部門の割合が57.2%と最も高く、次いでオフィスなどの民生(業務)部門の割合が24.6%となっています。二つの部門の消費量で80%を上回っており、中野区では特に家庭やオフィスなどでエネルギー消費量を削減する取組を進めることが重要です。

●部門別エネルギー消費量(単位:TJ)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業	334	261	225	257	305	283	275	323
民生(家庭)	5,434	5,406	5,129	5,225	5,466	5,150	5,233	5,502
民生(業務)	2,885	2,772	2,547	2,534	2,548	2,571	2,510	2,368
運輸	1,954	1,965	1,888	1,643	1,663	1,572	1,522	1,428
合計	10,607	10,404	9,788	9,660	9,981	9,576	9,540	9,622

出典:特別区協議会「オール東京62市区町村共同事業資料」

●部門別エネルギー消費割合(単位:%)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業	3.1	2.5	2.3	2.7	3.1	3.0	2.9	3.4
民生(家庭)	51.2	52.0	52.4	54.1	54.8	53.8	54.9	57.2
民生(業務)	27.2	26.6	26.0	26.2	25.5	26.8	26.3	24.6
運輸	18.4	18.9	19.3	17.0	16.7	16.4	16.0	14.8

出典:特別区協議会「オール東京62市区町村共同事業資料」

●2020年度の部門別エネルギー消費割合(単位:%)

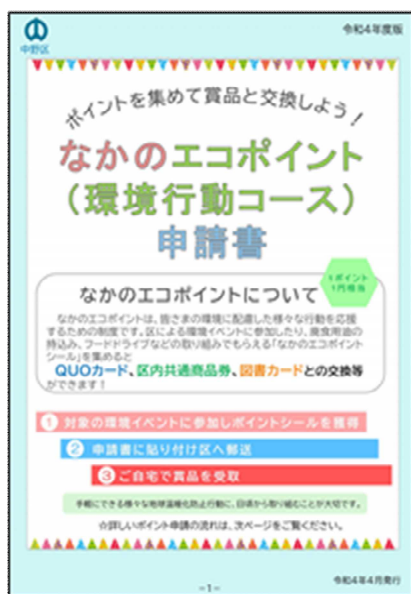
	中野区	特別区	東京都	全国
産業	3.4	5.9	7.7	45.6
民生(家庭)	57.2	35.7	34.9	15.8
民生(業務)	24.6	39.4	37.7	16.3
運輸	14.8	19.0	19.7	22.3

出典：特別区協議会「オール東京 62 市区町村共同事業資料」

出典：東京都環境局「東京都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2020(令和2)年度実績)」

出典：資源エネルギー庁「2020年度エネルギー需給実績(確報)」

(3) 温暖化対策の主な取組



① なかのエコポイント

区内のCO<sub>2</sub>排出量の半分以上を占める家庭部門においてCO<sub>2</sub>排出量の削減を促進するため、平成23年7月からなかのエコポイント制度を開始し、平成30年4月から、環境に配慮した様々な行動を応援するため、区による廃食用油の拠点回収への持込や環境イベント等に参加するとポイントが貯まる「環境行動コース」を実施しています。貯まったポイントは、500ポイント単位で区内共通商品券やプリペイドカードとの交換、中野区環境基金への寄付に利用できます。

●なかのエコポイント(環境行動コース)実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数(人)	136	177	157

② なかのエコチャレンジ

環境学習教材「なかのエコチャレンジ」は、一人ひとりが生活の中で、地球温暖化防止の意識を持って行動することで、温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を減らすことができることを学習する冊子です。令和4年度は、区内の小学校4,540人及び中学校1,386人の児童・生徒が、CO<sub>2</sub>削減のチェックシートに取り組み、合計で8,880kgのCO<sub>2</sub>量を削減することができました。



▲環境学習教材  
「なかのエコチャレンジ 2022」

●なかのエコチャレンジ実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施人数(人)	5,833	5,980	5,926
CO <sub>2</sub> 削減量(kg)	8,610	8,936	8,880

③ 地域環境アドバイザー派遣事業

地域における環境保全活動や地球温暖化防止活動を支援するため「中野区地域環境アドバイザー」を学校や町会・自治会などで行う環境講座や学習会などに派遣しています。

●地域環境アドバイザー派遣実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業回数(回)	0	2	0
アドバイザー派遣人数(人)	0	2	0
参加人数(人)	0	21	0



▲みなかみ町の様子

④ カーボン・オフセット事業  
(中野の森プロジェクト)

なかの里・まち連携自治体である群馬県みなかみ町及び土地所有者と5年間の協定を締結(平成26年4月)し、牧場跡地に約15haの「中野の森」を設け、26年度には6千本、平成27年度～平成30年度には6.2千本(5年間で約3万本)の植林を行いました。この植林により、群馬県から「森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量(5年間で136.5tの計画認証)」の認証を受けました。





▲喜多方市の様子

平成 31 年 4 月には、協定期間満了に伴い、協定を見直し、更新しました。これにより、木材利用の促進や環境交流・環境学習を推進していきます。また、「森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量」認証（令和 4 年度 81.7t）を受けました。

同じくなかの里・まち連携自治体である福島県喜多方市と平成 27 年 7 月に 5 年間の協定を締結し、間伐した森林による CO<sub>2</sub> 吸収分

オフセット・クレジット（J-VER）<sup>※1</sup>を購入し、森林整備を支援しています。令和 2 年 7 月には、協定期間満了に伴い協定を見直し、更新しました。

こうした活動で得られる CO<sub>2</sub> 吸収量によって、カーボン・オフセット<sup>※2</sup>を着実に進める「中野の森プロジェクト」に取り組んでいます。

●カーボン・オフセット（みなかみ町）実績

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
CO <sub>2</sub> 吸収量 (t)	61.3	72.1	81.7

●カーボン・オフセット（喜多方市）実績

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
J-VER 購入量 (t)	60	70	70

また、平成 26 年 7 月から、区民・事業者等が地球温暖化の防止に貢献していただけるよう、環境基金への寄付募集を開始しました。寄付金は、中野区環境基金に積み立て、みなかみ町や喜多方市での森林整備及びその支援の費用の一部として活用しています。

令和 4 年度の寄付コースは次のとおりでした。

- A：「森林再生応援『My 記念』」コース（森林再生応援メンバー証を発行）
- B：「中野の森パートナー」コース（中野の森パートナー証を授与）
- C：「中野の森づくり貢献協賛」コース（プレートの進呈及び感謝状の贈呈）

●環境基金への寄付実績

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
寄付件数 (件)	8	22	13

※1 オフセット・クレジット（J-VER）とは  
環境省のオフセット・クレジット制度に基づく、金銭的な価値をもつ取引可能な CO<sub>2</sub> 吸収量のことです。

※2 カーボン・オフセットとは  
区内での日常生活や事業活動に伴い排出し、削減努力をしても減らせない CO<sub>2</sub> を、区外での植林や間伐などによる CO<sub>2</sub> 吸収量で埋め合わせることです。



▲「中野の森」での植樹体験

また、カーボン・オフセット事業への区民の関心を高めるために、令和4年度は植樹体験やカスターネット絵付け体験を含めた日帰りのバスツアーを中野の森プロジェクトを進めている群馬県みなかみ町で実施し、25人が参加しました。

●環境交流バスツアー実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数(人)	中止	中止	25

⑤ パネル展示(6月環境月間、11月～3月冬季の省エネキャンペーン期間)

省エネルギーへの取組を推進するために家庭や事業所等のできる温暖化対策や区の施策などの紹介として、令和4年度は6月の環境月間と11月から3月までの冬季の省エネキャンペーン期間に合わせ、6月と1月に区役所1階ロビーにてパネル展示を行いました。



●パネル展示実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
環境月間 パネル展示日数(日)	中止	4	3
冬季の省エネルギー対策 パネル展示日数(日)	中止	4	4



▲「子どもエコ講座」の様子

### ⑥ 子どもエコ講座

子どもたちの身近な生活を通して、環境問題をわかりやすく理解する講座を夏休み期間中に行っています。令和4年度は、8月6日に「みんなで新しいエネルギーを体験しよう！」というテーマで実施しました。

#### ●子どもエコ講座実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人数（人）	中止	44	36

### ⑦ なかのエコフェア

「スマートエコシティなかの」の実現をテーマに、区民・事業者がCO<sub>2</sub>削減を理解し、環境に配慮した取組を推進する、産学官民が連携した啓発イベントとして、例年11月頃に実施しています。

#### ●なかのエコフェア実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来場者数（人）	中止	2,791	3,100



▲なかのエコフェアの様子

左：燃料電池バス試乗体験  
 中：環境学習車「ごみのんカー」収集実演  
 右：林業体験（チェーンソー体験）

⑧ 中野区高断熱建築物の認証制度（令和3年度をもって事業終了）

中野区地球温暖化防止条例に基づき、建築物の断熱性を向上するための措置を講じたと認められる建築物について、「高断熱建築物」として認証しています。令和3年度は20件の認証を実施しました。

区内に建築された次の建築物が認証の対象となり、認証した場合は認証書と希望により認証プレートを交付しました。

令和4年度は、令和4年3月末日までに、建築物の断熱性を向上するための措置を講じたと認定される建築物を対象として、高断熱建築物として認証しました。

なお、建築物の高断熱化を促進するため、既存の窓・ドアを、高断熱窓・ドアに改修する区民に対し、その経費の一部補助を令和4年度から実施しています。



認証書

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受け、温熱環境・エネルギー消費量に関する項目のうち、断熱等性能等級4の評価を受けた建築物

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた建築物

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物

エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ性能確保のための届出をし、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認された建築物

オ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定（特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）を受けた建築物

カ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物

キ 建築物省エネ法に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（表示認定）を受けた建築物

●中野区高断熱建築物の認証制度実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認証件数（件）	27	20	10

- ⑨ 蓄電システム設置補助事業（令和3年度新規事業）  
中野区地球温暖化防止条例に基づき、区内の住宅などに太陽光発電設備と連携する蓄電システムを設置する際に要した費用の一部を補助しています。

●蓄電システム設置補助金交付件数

項目	令和3年度	令和4年度
交付件数（件）	47	49



- ⑩ 高断熱窓・ドア設置補助事業（令和4年度新規事業）  
中野区地球温暖化防止条例に基づき、区内の住宅などの外気に接する既存の窓・ドアを高断熱窓・ドアに改修した際に要した費用の一部を補助しています。

●高断熱窓・ドア設置補助金交付件数

項目	令和4年度
交付件数（件）	21



- ⑪ なかのM I R A I プラン（令和4年度新規事業）

区と包括連携協定を締結するトヨタモビリティサービス株式会社のレンタカー事業において、区民を対象に燃料電池自動車の運転や電力利用などの体験機会を提供し、水素エネルギー活用の普及を図りました。

●なかのM I R A I プラン利用件数

項目	令和4年度
利用件数（件）	19

- ⑫ ゼロカーボンシティなかのシンポジウム

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「中野区ゼロカーボンシティ」を宣言に伴い、「みんなで考えよう！ゼロカーボンシティ宣言と2050年の中野の暮らし」をメインテーマに、地球温暖化や気候変動の現状や課題・取組などについて、環境省専門官やジャーナリスト・環境省登録環境カウンセラーの方の講演や区長を含めパネルディスカッションを実施しました。

### 3. 区の事務事業に関するエネルギー管理の取組

#### (1) 中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の推移

中野区は、平成10年3月、「事業者・消費者としての中野区環境行動計画」を策定し、率先して環境負荷の低減に取り組むこととしました。平成10年4月から各職場に省エネルギー・リサイクル推進員（エコ推進員）を置き、環境負荷の低減に取り組んできました。平成13年6月には、「地球温暖化対策実行計画」として、温室効果ガスの削減目標を設定する等の計画の改定を行いました。

その後、平成26年7月に中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）を策定し、平成28年4月、令和3年9月に改定しました。事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のために策定することが義務付けられています。

第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）は、令和3年度から令和12年度を計画期間としています。この計画の目標は、温室効果ガス排出量の削減とし「国が毎年公表する排出係数で算出し、令和12年度までに平成25年度比で46%削減」としています。

なお、目標の達成を図るため、次の施策を推進します。

- ・環境負荷の少ない電力調達の推進
- ・省エネルギー設備等の導入
- ・再生可能エネルギー設備の導入
- ・省エネ活動による取組
- ・環境負荷の少ない物品等の調達の推進
- ・ごみ排出量・水道使用量の削減、ペーパーレス化の推進
- ・廃棄物の排出抑制・適正処理
- ・カーボン・オフセット事業の推進

#### (2) 事務事業編の内容

事務事業編は、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比46%削減を目標としています。

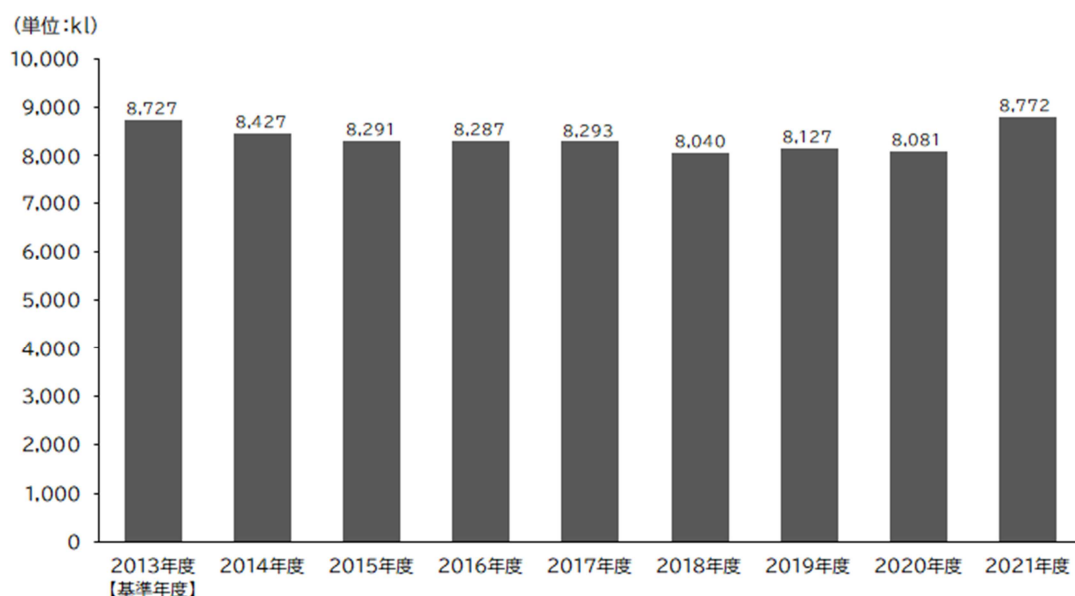
エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量削減の取組として、環境負荷の少ない電力調達の推進、施設の設備更新時における空調、給湯、照明機器等の省エネ機器の導入のほか、新築または改築施設については、高断熱化・高气密化を図り、高効率設備機器の導入や再生可能エネルギー設備の導入を進めます。また、施設の機能・規模の見直しや集約化・複合化の推進により設備容量の適正化を図るとともに、電気自動車等の環境に配慮した庁有車への代替えを推進します。

さらに、省エネ活動による運用改善、環境負荷の少ない物品等の調達、ごみ排出量及び水道使用量の削減、ペーパーレス化の推進による業務改善を進めます。

### (3) 取組結果

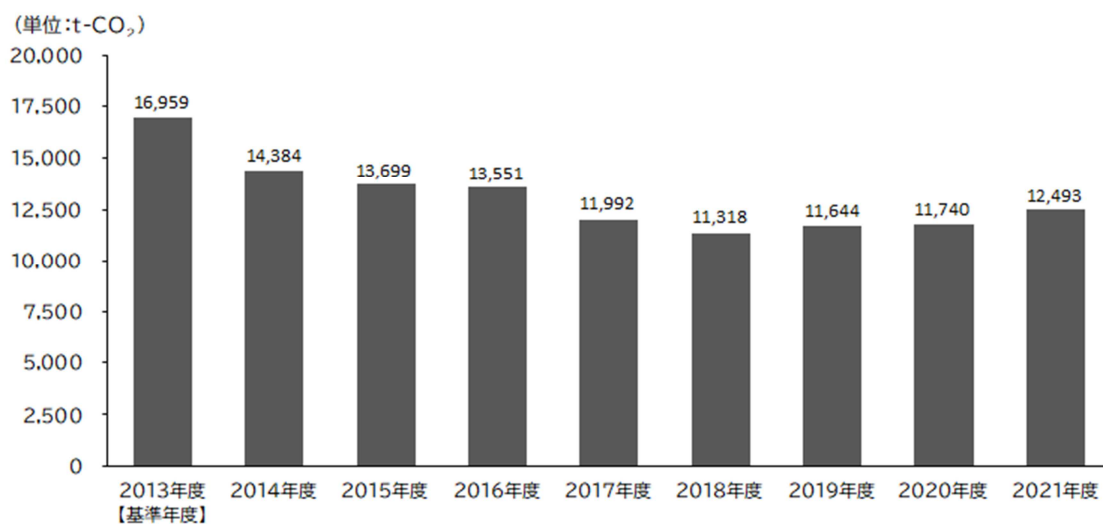
#### ① エネルギー使用量

2021（令和3）年度の「エネルギー使用量」は8,772klで、基準年度（2013（平成25）年度）比で0.5%の増でした。



#### ② CO<sub>2</sub> 排出量

2021（令和3）年度の「CO<sub>2</sub> 排出量」は12,493tで、基準年度（2013（平成25）年度）比で26.3%の減でした。



※電気のCO<sub>2</sub> 排出量算定にあたっては、環境省・経済産業省より例年1月に公表される電気事業者別の数値（基礎排出係数）を用いて年度毎に算定しています。

#### (4) エネルギー使用量等に関する国、都への報告

平成22年度から「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」の改正に伴い、区有施設におけるエネルギー使用量等の報告を国及び都に対して行っています。

##### ① 国への報告

- ・ 定期報告書  
事業者全体のエネルギー使用量等の情報を報告
- ・ 中長期計画報告書  
事業者全体の省エネ取組に関する計画を報告

##### ② 都への報告

- ・ 地球温暖化対策報告書  
各施設の CO<sub>2</sub> 排出量と地球温暖化対策の状況を報告



### Ⅲ. 身の回りの環境改善



# 第1章 緑化の推進

## 1. みどりの役割

私たちは、物質的に豊かで便利になった反面、開発などによって多くのみどりを失ってきました。みどりの減少は、ヒートアイランド現象をはじめ安全で快適な生活を脅かす様々な問題を引き起こす要因となっています。

みどりは、①蒸散作用による熱環境の緩和や二酸化炭素、有害物質の吸収などにより環境を改善する、②暮らしに潤いや安らぎをもたらす、街並みを美しくする、③生き物の生息、生育場所となり命を育む、④地震や火災の発生時における避難場所、延焼遮断帯、避難路など、様々な役割を果たしています。

私たちは、今一度みどりの果たす役割について考え、今あるみどりを守り育て、さらに増やす取組をしていかなければなりません。

みどり豊かなまちをつくるには、公共施設の緑化と相まって、市街地の大部分を占める民有地の緑化が大事です。区では、「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づき、民有地の緑化を推進するため、各種の制度を設けています。

また、みどりを守り、増やすためには、区民の皆さんのご理解とご協力が必要です。区では、「中野区花と緑の祭典」や「みどりの教室」を開催、平成24年度からは「なかのみどりの貢献賞」を実施し、みどりの啓発と普及に努めています。

## 2. みどりの推進

### (1) 緑化計画の提出と認定

条例による緑化計画制度により一定規模以上の敷地に建物などを建てる場合には、緑化の計画書を提出し認定を受けなければなりません。このための緑化指導を行っています。

#### ●令和2年度～令和4年度 緑化計画指導実績

年度	緑化計画書提出件数	緑化計画面積
令和2年度	198件	5,279㎡
令和3年度	152件	4,953㎡
令和4年度	178件	4,668㎡

#### ●該当要件

緑化計画の対象となる行為		該当する敷地面積
建築確認を必要とする行為	敷地の分割を伴うもの	300㎡以上（分割前の敷地）
	その他の建築物	200㎡以上
自動車駐車場（収容能力20台以上）を設置する行為		300㎡以上

## ●緑化基準面積

区 分	緑化面積等の基準	
地上部	$\{ \text{敷地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \} \times 0.2$	
	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$	
屋上部	屋上(人の出入りできる管理可能な屋上)の面積 $\times 0.2$	
接道部	住宅	敷地の接道延長の総和 $\times 0.4$
	学校・保 育園	敷地の接道延長の総和(100m未満) $\times 0.5$
		敷地の接道延長の総和(100m以上) $\times 0.7$

どちらか小さい方の値(16㎡未満の場合は計画不要)

20㎡未満の場合は計画不要

基準延長が2m未満の場合は計画不要

### (2) 接道部緑化の推進

道路に接したブロック塀や石塀は、地震時に倒壊し事故に繋がるばかりでなく、その瓦礫が道路に散乱し避難や物資輸送の障害になります。これに対して、生け垣・植樹帯は、地震時に倒壊することがなく、道路の安全性を高め、日常は人の目に緑がよく映り、まちに潤いや安らぎを生みます。

区では、接道部緑化を条例に基づく緑化計画制度により指導するとともに、生け垣等の設置助成などにより推進しています。

#### ① 生け垣見本園について

これから生け垣を設置する方の参考になるよう、平和の森公園の芝生広場の南側に生け垣見本園を設置しています。人気のある樹種なども取り入れ、生け垣の美しさを感じていただけるようにしています。

#### ② 事例等紹介

接道部緑化の意義を知っていただくため、ホームページ上で詳細に説明を行っています。これから接道部緑化を考えている方の参考になるようにしています。

### (3) 屋上・壁面緑化の推進

建ぺい率が高く過密化した中野区のようなまちでは、地上にみどりを植えるスペースは限られています。様々な工夫をして、地上にみどりを増やす努力をして行かなければなりません。建物の屋上や壁面も緑化可能な空間と捉え、緑化を推進する必要があります。特にこれらの緑化は、建物の冷暖房費の節約になるなど効果が高いことから、ヒートアイランド対策の一つとして注目されています。

区では平成19年度から、条例に基づく緑化計画制度により、屋上や壁面の建築物上の緑化についても指導を始めました。

●屋上緑化の状況（平成28年度中野区緑の実態調査）

屋上緑化箇所数	緑化面積	区面積に対する割合
921箇所	28,053㎡	0.2%

①壁面緑化の見本園について

区では、平成17年度末に、平和の森公園に隣接する東京都下水道局水再生センター機械棟壁面の一部を借用して壁面緑化の見本を設置しました。

●壁面緑化見本の概要

高さ	約10m	緑化面積	約120㎡
幅	約12m	植物の種類	8種類以上

### 3. 緑化の助成制度

#### (1) 生け垣・植樹帯設置の助成

生け垣は、目に触れるみどりとして生活に潤いをもたらすだけでなく、避難路の確保や延焼防止効果など防災面でも高い効果があります。

区では、目に触れるみどりを増やし安全で快適な街づくりを進めるために、区民の方が道路に接した敷地の部分に生け垣・植樹帯を設置する場合、一定の条件を満たしたものについて、要した費用の一部を助成する制度を設けています。

●助成対象 設置延長2m以上(上限30m) ●助成金額 1mあたり10,000円

●令和2年度～令和4年度実績

年度	生け垣設置	植樹帯設置
令和2年度	15.0m (2件)	12.5m (1件)
令和3年度	11.0m (2件)	5.5m (1件)
令和4年度	14.0m (1件)	なし

#### (2) 樹木・樹林・生け垣の保護と助成

地域にゆかりある緑を保全するために、一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣を保護指定しています。

保護指定された樹木・樹林・生け垣について、維持管理に要する費用の一部を所有者・管理者の方に対して区が助成しています。

また、樹木と樹林については、強風による枝折れなどで第三者に被害を与えた場合に備え、区で損害賠償保険に加入しています。

●保護樹木・樹林・生け垣の指定状況（令和5年4月1日現在）

\*（ ）内は令和4年度の助成実績

樹木	樹林	生け垣
266本 (171本)	80,892㎡ (65,385㎡) 29箇所(21箇所)	2,346m (1,842m) 85箇所(65箇所)

≪参考≫ 令和2年度～令和3年度 助成実績

年度	樹木	樹林	生け垣
令和2年度	180本	74,749㎡ (25件)	1,586m (55件)
令和3年度	168本	73,145㎡ (24件)	1,677m (56件)

●助成対象及び助成金額（令和5年4月1日現在）

	対象条件	助成金額
樹木	地上1.5mの高さの幹回りが1.2m以上	1本あたり 10,000円
樹林	面積300㎡以上	30,000円～80,000円
生け垣	道路に面し、高さ1m以上、延長10m以上	1mあたり 1,000円

## 4. 緑化の啓発

### (1) 中野区花と緑の祭典

「中野区花と緑の祭典」は、区民や団体から参加いただいた実行委員が企画・運営し、区と共催する催しです。春と秋の年2回開催しています。みどりに関する様々な催し、体験・学習を通じ、みどりへの理解を深めます。祭典は、昭和59年から開催されています。

●令和2年度～令和4年度実績

（開催場所：中野四季の森公園、令和3年度のみ中野四季の森公園イベントエリア）

年度	開催名	開催日	来場者数
令和2年度	2020春	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
	2020秋	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
令和3年度	2021春	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
	2021秋	10月16日（土）	1,000人
令和4年度	2022春	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
	2022秋	10月15日（土）16日（日）	5,742人

### (2) みどりの教室

「みどりの教室」は、みどりに関する知識や技術、自然への理解を深めていただくための教室です。現在は、鉢植えの技術などを学ぶ室内での園芸教室を主に開催しています。

●令和2年度～令和4年度実績

年度	開催日	テーマ	参加者数
令和2年度	3月20日(土)	いちごとハーブの寄せ植え (新型コロナウイルス感染症の影響により、 自宅で寄せ植えを行う形式で実施)	25人
令和3年度	3月19日(土)	いちご、ゼラニウム、ネメシアの寄せ植え (新型コロナウイルス感染症の影響により、 自宅で寄せ植えを行う形式で実施)	50人
令和4年度	3月11日(土)	いちご、ゼラニウム、ネメシアの寄せ植え (新型コロナウイルス感染症の影響により、 自宅で寄せ植えを行う形式で実施)	49人

(3) なかのみどりの貢献賞

平成20年度～23年度まで行っていた「花と緑のコンクール」を拡充し、平成24年度からは中野区の地球温暖化防止対策と緑化の啓発を目的として、中野区の緑化推進や保全に関し貢献されている個人・団体・事業所を、下記の活動ごとに部門を設け表彰しています。

① 緑の保護育成活動部門

自宅の庭や建物の周囲などの身近な場所で樹木や草花を守り育て、潤いのあるみどり豊かな環境を実現する活動（積極的な庭づくり、接道部などの景観上優れた緑化など）

② 子ども緑化活動部門

学校や地域において子どもたちと一緒に緑化に取り組むことで、みどりを大切にする心を育てていく活動（学校や保育園での花壇作りなど）

③ 地域緑化活動部門

地域住民がみどりに親しめるよう公園の花壇など公共のみどりを守り育てることで潤いのあるみどり豊かな地域環境を実現する活動（自主管理花壇での活動など）

④ 緑化貢献企業等部門

緑化基準を大きく上回る景観・環境に配慮した緑化計画の策定・施工と、良好な維持管理活動

⑤ 緑化活動サポート部門

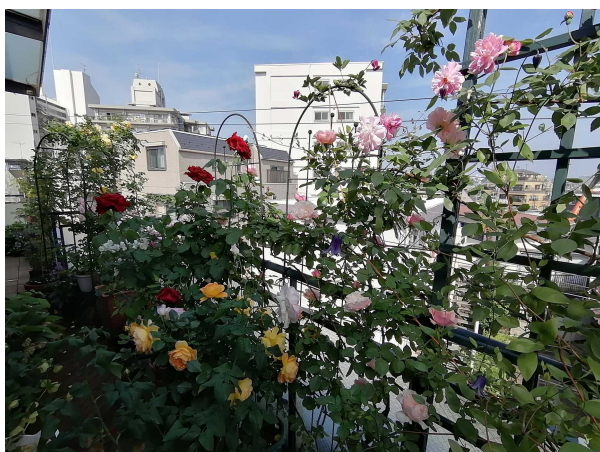
上記①～③の取組みを支援する活動（企業等が地元や活動団体などに行うみどりの技術支援や資金援助など）

●令和2年度～令和4年度応募実績

部門	令和2年度 受賞/応募	令和3年度 受賞/応募	令和4年度 受賞/応募
緑の保護育成活動部門	2件/2件	1件/1件	6件/6件
子ども緑化活動部門	0件/0件	1件/1件	6件/6件
地域緑化活動部門	0件/0件	0件/0件	4件/4件
緑化貢献企業等部門	0件/0件	0件/0件	0件/0件
緑化活動サポート部門	1件/1件	0件/0件	0件/0件
計	3件/3件	2件/2件	16件/16件

## ●令和4年度貢献賞受賞例

[地域緑化活動部門]



[子ども緑化活動部門]



### (4) 園芸緑化相談

区民の方の緑に関する意識を高めることを目的に、区役所1階区民ホールにおいて、年に6回、中野区造園緑化業協会会員の協力による園芸緑化相談を行っています。樹木や草花の手入れ方法や病害虫の駆除などの区民の相談に応じています。また、「中野区花と緑の祭典」の際にも園芸緑化相談を行っています。

### (5) 環境基金（身近な緑を守り育てるコース）

区は「花と緑の祭典」などで苗木を配布し、区民の方に育てていただくことで緑化を進めています。

平成28年度より、環境基金に「身近な緑を守り育てる」コースを追加しました。集められた寄付金は環境基金に積み立て、苗木配布にかかる費用の一部に活用しています。

### (6) 公園等花壇支援事業（令和4年度新規事業）

区内に安らぎと安堵感を与える空間づくりを進めるため、公園内における自主花壇の登録団体や駅前花壇のボランティア等に対し、必要な花苗等の支給を行っています。

また、地域住民の交流の推進を葉あることで、みどりの貢献賞への参加、花と緑の祭典実行委員会への参加に繋げ、区民による、区内の緑化推進を促進しています。

令和4年度 支援団体数 18団体



## 第2章 環境公害等対策

### 1. 概説

#### (1) 公害とは

日本の環境法令の基礎をなす環境基本法では、「公害」を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。（中略）以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。」と規定しており、国や地方公共団体はこの定義に基づき、もしくは同様の規定を設けて、公害対策に関する施策を行っています\*。

\* 例外としては、環境省がガイドラインを設けた光害（ひかりがい）などがあります。

#### ●公害を引き起こすもの（環境基本法の規定による）

（いずれも、事業活動その他の人の活動によって、相当範囲にわたって発生するものに限る）

1. 大気汚染
2. 水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）
3. 土壌汚染
4. 騒音
5. 振動
6. 地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）
7. 悪臭

#### (2) 中野区の実践

公害防止のため、様々な法令による規制や届出制度が設けられています。中野区はそれらの規制等の業務の一部を所管しており、公害発生への恐れのある事業所や建設工事に関して、認可や届出の受理、および立入検査などを実施しています。

また、区民に身近な自治体として、公害苦情相談の受付窓口としての役割を担っており、年間300件以上の苦情・相談を受付けています。

さらに、区内主要道路における自動車交通に伴う騒音・振動の調査や、神田川と妙正寺川の水質についての調査も実施しています。

なお平成23年度以降、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（略称：建設リサイクル法）の規制監視等の業務も、公害対策業務と密接に連携させながら取り組んでいるところです。

また、区内に散見される「ごみ屋敷」等に関して、平成28年度に対策の制度構築に向けた検討を行い、平成29年6月21日、「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し、同日から施行しました（過料に関する規定のみ同年9月1日から施行）。この条例に基づき、「ごみ屋敷」等の対策についても取り組んでいます。

## 2. 工場・指定作業場等の公害防止対策

### (1) 対策の概要

一定規模以上の動力を用いたり、化学物質を取り扱ったりする工場は、各種の公害を発生させる恐れがあります。また、工場以外の事業場であっても、適切な対策を取らない場合、公害発生の恐れが生じるものがあります。そうした事業場からの公害を未然に防止することが、公害対策の重要な部分を占めることはいうまでもありません。そこで、工場など公害予防が特に必要とされる事業場については、設置工事等の着工の一定期間前に認可申請や届出が義務付けられており、また各種の規制基準等が設けられています。

#### ① 工場

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）では、使用する動力の規模や製造・加工する物品により、区への登録が必要な「工場」を規定しています。こうした工場を設置したり変更したりする場合は、区に認可申請を行うことが義務付けられており、公害の発生を十分防止できる設備、構造、建物等を持っていなければ、工事の着手ができない規定になっています。

#### ② 指定作業場

東京都の環境確保条例では、「工場」に該当しなくとも、事業内容が公害の発生源となる恐れのある事業場を「指定作業場」と呼び、設置する場合は、事前に区への届出が義務付けられています。

#### ③ 騒音規制法・振動規制法の「特定施設」

騒音や振動を発生させる機械の中で、金属や木材の加工機械、印刷機械、送風機、空気圧縮機（コンプレッサー）などは、特に著しい騒音や振動を発生する恐れがあります。これらについては、「騒音規制法」と「振動規制法」により、それぞれ「特定施設」と規定され、設置する場合は、あらかじめ区に設置の届出をすることが義務付けられています。

なお、特定施設が設置された事業場は「特定工場等」と呼ばれます。

### ●工場、指定作業場、特定工場等設置数の推移（当該年度末現在）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工場	279	271	262
指定作業場	517	504	504
特定工場等（騒音規制法）	162	160	165
特定工場等（振動規制法）	38	37	38

### (2) 工場等に関する各種申請・届出

工場・指定作業場等からの公害防止のため、その設置者には各種の申請や届出などが義務付けられています。

● 工場に係る申請・届出件数

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認 可 申 請	設 置	2	0	0
	変 更	1	0	0
認 可 申 請 取 下 げ		0	0	0
工 事 完 成 届	設 置	2	0	0
	変 更	1	0	0
廃 止 届		9	8	9
承 継 届		2	3	3
氏名変更届		6	8	8
公 害 防 止 管 理 者 選 任 届		0	0	2
適正管理化学物質使用量等報告		0	0	0
適正管理化学物質管理方法書		0	0	0

● 指定作業場に係る届出件数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設 置 届	3	4	6
変 更 届	4	3	0
廃 止 届	14	17	6
承 継 届	20	15	3
氏名変更届	32	12	18
適正管理化学物質使用量報告	9	9	8
適正管理化学物質管理方法書	0	0	0

● 騒音規制法および振動規制法の特定施設に係る届出件数

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
騒音規制法 特定施設	設 置 届	3	2	5
	廃 止 届	1	4	0
	氏名変更届	8	10	9
振動規制法 特定施設	設 置 届	0	0	1
	廃 止 届	1	1	0
	氏名変更届	2	1	1

(3) 土壌汚染対策

東京都の環境確保条例では、指定された有害物質を取り扱っている、あるいは取り扱ったことがある工場や指定作業場の設置者に対し、それらの廃止や主要な部分を除却する場合、その30日前までに土壌汚染状況調査報告書を区に提出するよう義務付けています。

汚染土壌処理基準値を超える汚染土壌があった場合、工場・指定作業場設置者は汚染拡

散防止計画書の提出を行い、また汚染拡散防止措置をとった場合は、その完了届を区に提出します。

●工場・指定作業場に係る土壌汚染対策諸届の受理件数

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土壌汚染状況調査報告書	1	3	3
汚染拡散防止計画書	0	1	0
汚染拡散防止措置完了届	2	0	0

(4) 土壌汚染対策周知等のための文書発送

中野区では、区内にある工場や指定作業場の設置者等に対して、年1回、土壌汚染対策に関する周知や、各種規制等の啓発を行う文書を発送しています。この文書発送は、無届で廃止された工場等を、文書の返戻により把握することも兼ねています。

なお、令和4年度より、指定作業場への文書発送については、土壌汚染の可能性が高い事業場に対し発送することとしました。

●土壌汚染対策周知等文書発送数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発 送 数	687	685	400

3. 建設工事の公害防止対策

(1) 騒音・振動対策

建設工事において実施される作業のうち、特に著しい騒音や振動を発生させる機械を使用する作業について、「騒音規制法」・「振動規制法」では「特定建設作業」と規定し、各種の規制基準を設け、作業実施の届出が義務付けられています。

区では、建設作業の実施者に対し、近隣住民に対する工事説明や、防音・防振などの指導を行っています。

●特定建設作業実施届受理件数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定建設作業実施届（騒音）受理	219	239	288
特定建設作業実施届（振動）受理	145	168	200
特定建設作業実施届 合計	364	407	488

なお、東京都の環境確保条例においても、動力を用いた建築物の解体作業などを『指定建設作業』と規定し、日曜・祝日等の工事禁止をはじめ、作業禁止時間帯や騒音・振動の規制基準を設けていますが、届出の義務はありません。

## (2) アスベスト（石綿）飛散防止対策

### ① アスベストとは

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐熱性、防音性、絶縁性、耐食性等の諸特性に優れているため、建築資材をはじめとする広い範囲に使用されてきました。しかし、目に見えないほど細く、軽いため、大気中に飛散しやすく、吸入した場合には、肺がんや悪性中皮腫、石綿肺などの重大な健康被害を生ずる恐れがあります。

アスベストを含有する建築資材には、石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材があり、建築物等の解体等工事における対策の方法などに違いがあります。

### ② アスベスト飛散防止対策について

大気汚染防止法等により、建築物等の解体等工事の元請業者等は、アスベスト含有の有無の事前調査を実施し、その結果を自治体に報告するほか、事前調査の結果及び作業内容等の掲示板を設置することなどが義務付けられています。

なお、大気汚染防止法等が改正され、令和5年10月1日以降に着手する建築物等の解体等工事については、建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による事前調査が義務付けられます。

さらに、建築物等に石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材等が使用されている場合には、解体等工事の発注者等による「特定粉じん排出等作業実施届」の提出が義務付けられています。

特定粉じん排出等作業実施届の受理に関する事務は、東京都の事務処理特例条例により都に代わり中野区が行っていますが、区ではさらに、「中野区建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散防止等に関する要綱」を設け、隣接関係住民への周知や、作業完了後に大気測定結果などの提出を求めるなどして、適正な作業の実施を指導しています。

### ●アスベスト除去作業に係る「特定粉じん排出等作業実施届」受案件数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定粉じん排出等作業実施届受理	24	13	10

※ 令和3年度から、吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材（石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石）を除く。）が特定粉じん排出等作業実施届の対象外とされました。

### ●「石綿事前調査結果報告」受付件数及び区職員による立入検査数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
石綿事前調査結果報告受付	—	—	2,032
区職員による立入検査	—	—	142

### (3) 建設資材の再資源化に係る規制監視

建設リサイクル法（正式名称「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）は、特定建設資材※1について、分別解体と再資源化を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正処理を図るための制度です。中野区内で特定建設資材が使用された建築物等に関する一定規模以上の各種工事※2を発注する者または自主施工者は、この法律等の規定により中野区に届出または通知をすることが義務付けられています。

建設リサイクル法における届出等の受理や現場立入検査などの業務は、通常、建築基準法の所管部署が担当しますが、中野区では環境公害担当部署が所管し、公害対策と密接に連携することにより、業務の効率化・対応の迅速化を図っています。

※1 特定建設資材には、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート、の4種類の建設資材が該当します。

※2 建築物の床面積の合計が1万㎡を超える建築物の敷地内で施工する解体工事など、例外的に東京都が所管する場合があります。

#### ●建設リサイクル法の届出および通知の受理件数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設リサイクル法第10条の届出 (発注者等が民間のもの)	704	731	784
建設リサイクル法第11条の通知 (発注者等が国の機関や地方公共団体のもの)	102	112	99
合 計	806	843	883

## 4. 地盤沈下対策

かつての東京では大量の地下水の揚水が行われ、各所で大規模な地盤沈下が発生しました。昭和30年代から、地下水の揚水に関する各種の規制が設けられたため、現在、地盤沈下は沈静化していますが、地盤沈下の再発を防ぐために中野区は、東京都の環境確保条例に基づき、地下水揚水に関する各種規制業務を行っています。

### (1) 地下水揚水施設の構造基準および揚水量の制限

原則として動力を使用して地下水をくみ上げる場合、そのくみ上げをおこなう施設（地下水揚水施設）には、下記の表のような、構造基準と揚水量の制限が適用されます（手動でくみ上げる井戸、及び戸建て住宅の家事用の井戸で、出力300ワット以下のポンプで地下水をくみ上げる場合は、適用されません）。

●地下水揚水施設の構造基準および揚水量の制限

	吐出口の断面積 <sup>※1</sup>	
	6cm <sup>2</sup> 以下	6 cm <sup>2</sup> 超 21 cm <sup>2</sup> 以下 <sup>※2</sup>
揚水機出力	2.2kw 以下	制限なし
ストレーナー位置 <sup>※3</sup>	制限なし	500m以深
揚水量の上限	平均1日あたり10m <sup>3</sup> 以下 最大1日あたり20m <sup>3</sup> 以下	制限なし

※1 「吐出口の断面積」とは、揚水ポンプ（揚水機）の吐き出し口の内径の断面積を指します。なお、同一敷地内に複数の規制対象の井戸がある場合、断面積は合算して規制されます。

※2 吐出口の断面積が21cm<sup>2</sup>を超える井戸は、設置できません。

※3 「ストレーナー」とは、地下水を取水するための穴の開いた管のことで、その位置が地下水を取水する深さを示します。

(2) 地下水揚水施設の設置届および変更届

中野区内で揚水施設を設置する場合や、その設備等の変更をおこなう場合は、中野区への届出が義務付けられています（手で揚水する井戸、及び戸建て住宅の家事用の井戸で、出力300ワット以下のポンプで地下水をくみ上げる場合は、届出等は不要です）。

●地下水揚水施設数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地下水揚水施設を有する事業場等の数	47	49	51
新 設 数	5	2	3
廃 止 確 認 数	1	0	1

5. 公害等に関する苦情・相談受付業務

公害紛争処理法では、「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」と規定しており、中野区においても、様々な公害に関する苦情や相談を受け付け、問題の解決に当たっています。

(1) 苦情

さまざまな公害のうち、法令等の規定により中野区に規制権限が有るものについて苦情申立てが有った場合、その解決のための実態調査や原因者への指導等を行っています。

●苦情受付状況の推移(発生源別)

	公害の発生源別件数					合計
	工場等 事業所	建設作業	一般家庭	不明	その他	
令和2年度	7	27	1	0	2	37
令和3年度	0	21	16	0	8	45
令和4年度	0	40	14	0	11	65

●苦情処理状況の推移

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情処理件数	39	46	65
当該年度に受付けた苦情のうち、3か月以内に 処理した件数（次年度持ち越し分を除く）	35	43	65

(2) 相談

中野区では公害や公害に類似の事項に関する相談、問合せ、情報提供などを「相談」として集計しています。

●相談受付状況の推移

	工場・指定 作業場	建 設		低 周 波 音	「ごみ屋 敷」等	国・都 からの 連絡等	その他	総計
		アスベスト	アスベスト 以外					
令和2年度	4	9	164	4	34	0	165	380
令和3年度	8	5	160	3	27	0	125	328
令和4年度	6	1	150	1	31	2	131	322

6. 「ごみ屋敷」等の対策

区内において、私有地等における物品の蓄積（いわゆる「ごみ屋敷」）等によってその周辺の生活環境に支障が及んでいる状態が散見されています。このため、平成29年6月21日、「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」を制定し、同日から施行しました（過料に関する規定のみ同年9月1日から施行）。この条例は、これまで区の規制が及ばなかった私有地などの場所における、物品の蓄積若しくは放置、立木等の植栽の繁茂、建築物以外の工作物の放置、動物への衛生的に問題のある給餌等を対象としており、この条例に基づき、「ごみ屋敷」等の対策を進めています。

条例に基づく対応として、平成30年度に行政代執行1件、令和3年度に氏名等の公表1件を実施しました。



● 「ごみ屋敷」等に係る相談の対応件数の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「ごみ屋敷」等に係る相談の対応件数	31件	11件	9件

## 7. 光化学スモッグ対策

### (1) 光化学スモッグについて

#### ① 光化学スモッグの原因物質と発生時期

自動車や工場・ビルなどから排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、揮発性有機化合物（VOC）などの大気中の汚染物質は、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、二次汚染物質を生成します。そのうち、二酸化窒素を除いたオゾン（O<sub>3</sub>）などの酸化性物質を光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）と呼びます。光化学オキシダントが気象条件によって低空にたまり、白くもやのかかったような状態が光化学スモッグで、4月から10月にかけての気温が高く風が弱い日に発生します。

#### ② 光化学スモッグによる人体影響

光化学スモッグによる影響としては、目やのどへの刺激があり、さらには、吐き気、頭痛などの症状が出る場合があります。

このようなときは、洗眼やうがいをして、しばらく安静にする必要があります。

### (2) 光化学スモッグ発生時の対応

#### ① 光化学スモッグ注意報等の発令

東京都は都内を8つの発令地域※に分け、各地域内に設けられた基準測定点（大気汚染測定局）における測定値や気象条件などから、光化学オキシダントによる大気汚染が人の健康に影響を及ぼすおそれが生じると、「光化学スモッグ注意報」などの発令をおこなっています。

※8つの発令地域・・・「区東部」「区北部」「区西部」「区南部」

「多摩北部」「多摩中部」「多摩西部」「多摩南部」

中野区は、新宿区・文京区・杉並区・板橋区・練馬区・北区・豊島区とともに「区西部」地域に含まれています。また、中野区内の基準測定点は、東京都が若宮3丁目に設けている「中野区若宮測定局」です。

●緊急時の発令基準（「東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）」による）

発令区分	発令の基準（光化学オキシダントの大気中における含有率）
光化学スモッグ学校情報	0.10ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続又は悪化すると認められる時)
光化学スモッグ注意報	0.12ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時)
光化学スモッグ警報	0.24ppm以上 (気象条件からみて、その状態が継続すると認められる時)

② 中野区の連絡体制と区民への周知方法

光化学スモッグ注意報発令等の連絡は、東京都環境局大気汚染コントロールセンターから、中野区環境課にファクシミリで送られてきます。光化学スモッグ注意報等が発令された場合、ファクシミリ・庁内LAN・電話等で関係機関へ連絡し、防災行政無線スピーカーやツイッターなどを利用して区民に周知しています。

また、区民活動センター等では垂れ幕を掲示し、区立小中学校では吹き流しを掲揚します。

③ 緊急時の措置

光化学スモッグ注意報等が発令された場合、次の事項を呼びかけています。

- 屋外になるべく出ないようにする。
- 屋外運動（特に子供の運動や激しい運動）は差し控える。
- 自動車の使用はなるべく控える。

④ 光化学スモッグ注意報発令日数

次の表のとおりです。

●光化学スモッグ注意報地域別発令日数及び被害届出数の推移

年度	光化学スモッグ注意報発令日数（単位：日）								都内で発令のあった日数 (単位：日)	被害届出数 (単位：人)	
	区東部	区西部 (中野区含む)	区北部	区南部	多摩北部	多摩中部	多摩西部	多摩南部		中野区	東京都全体
2	2	5	2	5	2	1	0	1	6	0	0
3	1	3	2	1	3	2	0	3	6	0	0
4	2	7	2	4	4	3	1	1	7	0	0

【参考】中野区内の大気汚染の状況

東京都環境局は、大気汚染防止法の規定により、大気汚染の現状を把握し環境基準に適合しているかどうかを調査するため、都内各所で大気汚染物質の測定を実施しており、年間を通じ1時間単位で測定を行うため、中野区内においても、以下の2か所の専用の測定場所において自動測定機を設置して測定を行っています。

●測定地点および測定物質一覧

設置者	名称	種別	住所	測定物質
東京都	中野区若宮 測定局	一般環境大気測定局	中野区若宮3-46-8	窒素酸化物 二酸化いおう 浮遊粒子状物質(SPM) 光化学オキシダント 微小粒子状物質(PM2.5)
	山手通り 東中野測定局	自動車排出ガス 測定局	中野区中央2-18-21	窒素酸化物 浮遊粒子状物質(SPM) 一酸化炭素 微小粒子状物質(PM2.5)

※東京都環境局による測定結果は、東京都ホームページにて公表しています。

## 8. 環境調査業務

中野区は環境に関する調査として、区内主要道路における自動車交通による騒音と振動に関する調査と、神田川と妙正寺川における河川水質調査を実施しています。

### (1) 自動車交通の騒音と振動に関する調査

中野区では、区内の主要な道路について、騒音規制法や振動規制法の規定に基づき、自動車交通による騒音と振動の調査を実施しています（関連情報として交通量調査も実施）。

#### ① 「環境基準」と「要請限度」

##### ア. 環境基準

「環境基準」とは、環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されています。

自動車の交通騒音に関しては、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」がありますが、幹線交通を担う道路※（いわゆる「幹線道路」）に面した地域（「幹線道路近接空間」）の騒音については、特例による基準値があります。

なお、振動に関する環境基準はありません。

※「幹線交通を担う道路」には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の区市町村道等が該当します。

##### イ. 要請限度

騒音規制法と振動規制法により規定されている「要請限度」は、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動がそれを超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると区市町村長が認めるときに、関係機関などに対し要請等をおこなうことができる限度として定められているものです。

要請等の具体的な内容は次のとおりです。

◎騒音（騒音規制法第17条第1項及び第3項）

- 東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請する
- 道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる

◎振動（振動規制法第16条第1項）

- 東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとることを要請する
- 道路管理者に対し交通振動防止のための措置をとることを要請する

② 令和4年度の調査対象

●令和4年度 調査対象道路および調査期間

対象道路名	測定地点	調査期間	調査内容 (実施した道路に○)	
			要請限度の 超過状況調査	自動車騒音の 状況の常時監視
大久保通り	中野2-17	令和4年12月12日～16日	○	○
青梅街道	本町4-18	令和4年12月12日～16日	○	○
環七通り	大和町1-13	令和4年12月12日～16日	○	
方南通り	弥生町4-20	令和4年12月12日～16日	○	
目白通り	江原町3-17	令和4年12月12日～16日	○	
山手通り	中央2-18	令和4年12月12日～16日	○	

※調査期間のうち3日間

③ 調査結果（その1） 区内主要道路の騒音・振動等の要請限度超過状況

ア. 騒音

●騒音に係る要請限度等超過状況表 ○→超過無し ×→超過有り

道 路 名	環境基準値超過		要請限度超過	
	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
大久保通り	○	○	○	○
青梅街道	○	○	○	○
環七通り	×	×	○	○
方南通り	○	○	○	○
目白通り	○	○	○	○
山手通り	○	×	○	○

イ. 振動

●振動に係る要請限度超過状況表 ○→超過無し ×→超過有り

道 路 名	要請限度超過	
	夜 間	昼 間
大久保通り、青梅街道、環七通り、方南通り、目白通り、山手通り	○	○

●自動車騒音振動交通量調査結果（直近の調査結果による）

※各測定地点における、最新の調査結果を記載しています

道路名 測定地点 用途地域 (車線数)	騒音 (デシベル)					振動 (デシベル)					交通量			
	測定 期日	時間区分	昼	夜	平均	測定 期日	時間区分	昼	夜	平均	測定 期日	車種 分類	日交通量	混入率 (%)
1. 千川通り 上鷺宮3-17 近隣商業 (2車線)	R3	測定結果	67	62	65	R3	測定結果	41	35	38	R3	大型	912	6.1
	12/6	超過有無	○	○		12/6	超過有無	○	○		12/6	小型	12,570	84.6
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,374	9.3
	12/10	要請限度	75	70		12/7					12/7	合計	14,856	100
2. 目白通り 江原町3-5 近隣商業 (4車線)	R4	測定結果	67	65	66	R4	測定結果	46	44	45	R4	大型	4,428	12.9
	12/12	超過有無	○	○		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	28,002	81.4
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,980	5.7
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	34,410	100
3. 新青梅街 江古田4-3 近隣商業 (2車線)	R3	測定結果	68	67	68	R3	測定結果	43	40	42	R3	大型	1,662	8.8
	12/6	超過有無	○	×		12/6	超過有無	○	○		12/6	小型	15,558	82.2
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,704	9.0
	12/10	要請限度	75	70		12/7					12/7	合計	18,924	100
4. 中杉通り 白鷺2-35 近隣商業 (2車線)	R3	測定結果	67	63	65	R3	測定結果	47	42	45	R3	大型	846	13.0
	12/6	超過有無	○	○		12/9	超過有無	○	○		12/9	小型	5,082	78.0
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	588	9.0
	12/10	要請限度	75	70		12/10					12/10	合計	6,516	100
5. 環七通り 大和町1-12 近隣商業 (4車線)	R4	測定結果	71	69	70	R4	測定結果	55	53	54	R4	大型	12,030	16.4
	12/12	超過有無	×	×		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	56,268	76.9
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	4,914	6.7
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	73,212	100
6. 早稲田通 中野5-5 近隣商業 (2車線)	R2	測定結果	63	59	62	R2	測定結果	46	43	45	R2	大型	1,170	8.1
	12/7	超過有無	○	○		12/9	超過有無	○	○		12/9	小型	12,006	83.1
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,266	8.8
	12/10	要請限度	75	70		12/10					12/10	合計	14,442	100
7. 大久保通 中野2-17 近隣商業 (2車線)	R4	測定結果	66	64	65	R4	測定結果	40	36	38	R4	大型	1,008	10.9
	12/12	超過有無	○	○		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	7,554	82.1
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	642	7.0
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	9,204	100
8. 山手通り 中央2-18 近隣商業 (6車線)	R4	測定結果	68	66	67	R4	測定結果	41	41	41	R4	大型	3,786	9.4
	12/12	超過有無	○	×		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	33,486	83.5
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	2,826	7.1
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	40,098	100
9. 青梅街道 本町4-18 商業地域 (4車線)	R4	測定結果	65	64	65	R4	測定結果	42	38	40	R4	大型	3,210	8.1
	12/12	超過有無	○	○		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	33,690	85.0
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	2,718	6.9
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	39,618	100
10. 本郷通 弥生町2-41 近隣商業 (2車線)	R3	測定結果	65	63	64	R3	測定結果	43	39	41	R3	大型	828	9.0
	12/6	超過有無	○	○		12/9	超過有無	○	○		12/9	小型	7,818	84.6
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	594	6.4
	12/10	要請限度	75	70		12/10					12/10	合計	9,240	100
11. 方南通 弥生町4-20 近隣商業 (2車線)	R4	測定結果	65	63	64	R4	測定結果	45	40	43	R4	大型	1,518	10.6
	12/12	超過有無	○	○		12/14	超過有無	○	○		12/14	小型	11,784	82.2
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,032	7.2
	12/16	要請限度	75	70		12/15					12/15	合計	14,334	100
12. 中野通 中野5-68 商業地域 (4車線)	R3	測定結果	65	63	64	R3	測定結果	31	27	29	R3	大型	1,818	11.8
	12/6	超過有無	○	○		12/9	超過有無	○	○		12/9	小型	12,252	79.4
	↘	環境基準	70	65		↘	要請限度	70	65		↘	二輪	1,356	8.8
	12/10	要請限度	75	70		12/10					12/10	合計	15,426	100

④ 調査結果（その2） 幹線道路の調査（面的評価）による環境基準達成状況

ア. 概要

中野区は、騒音規制法第18条が規定する「自動車騒音の状況の常時監視」として、幹線道路の沿道地域における、環境基準を達成する建物の割合などの調査（自動車騒音の面的評価）を実施しています。この調査は、5年間で区内に11道路ある幹線道路すべてを一巡する計画で、令和4年度は四巡目調査の2年目でした。なお、調査を行った道路が区内の他の幹線道路と交わった場合には、重複部分について改めて評価を行い、達成率を更新しています。

なお、本郷通りは、環境省の規定する「幹線道路」にあたらないため、調査対象としていません。

イ. 調査結果

●幹線道路周辺の環境基準達成状況

道路名	評価戸数 (戸)	評価結果			測定(調査)年度	最新評価年度
		時間帯	環境基準 達成戸数 (戸)	達成率 (%)		
方南通り	2,828	昼間	2,828	100	H30	H30
		夜間	2,818	99.6		
中野通り	9,827	昼間	9,827	100	H30	R4
		夜間	9,797	99.7		
中杉通り	1,642	昼間	1,639	99.8	R1	R3
		夜間	1,604	97.7		
千川通り	919	昼間	919	100	R1	R1
		夜間	918	99.9		
目白通り	919	昼間	919	100	R1	R1
		夜間	918	99.9		
早稲田通り	7,135	昼間	7,117	99.7	R2	R3
		夜間	7,025	98.5		
山手通り	4,414	昼間	4,399	99.7	R2	R4
		夜間	3,883	88.0		
新青梅街道	6,861	昼間	6,805	99.2	R3	R3
		夜間	5,389	78.5		
環七通り	4,048	昼間	3,790	93.6	R3	R3
		夜間	2,826	69.8		
大久保通り	4,785	昼間	4,784	100	R4	R4
		夜間	4,738	99.0		
青梅街道	5,252	昼間	5,176	98.6	R4	R4
		夜間	5,016	95.5		
全体	48,630	昼間	48,203	99.1	H30~R4	R4
		夜間	44,932	92.4		

※測定(調査)年度順

## (2) 河川水質調査

### ① 河川水質調査の概要

中野区内には南に神田川が、北には妙正寺川が流れており、2つの川は新宿区下落合付近で合流し、最後は隅田川に注いでいます。

中野区では、神田川と妙正寺川の水質汚濁の状況の把握のため、年4回の水質調査を4か所で行っています。

なお、神田川水系は数区にまたがっているため、流域6区（杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央）で「神田川水系水質監視連絡協議会」を設け、水質の広域的な監視を共同で行っており、水質調査も同一日に実施しています。（水質調査を実施していない文京区を除く。）

### ●神田川水系及び中野区調査地点（矢印の場所）



### ●水質汚濁に関する環境基準のうち河川（湖沼を除く）の生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値					
	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	30CFU/100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	(空欄)
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	(空欄)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	欄外参照	2mg/L以上	(空欄)

SSのE類型基準：ごみ等の浮遊が認められないこと

※神田川はC類型、妙正寺川はB類型に指定されています。

※令和4年4月1日より、大腸菌群数が生活環境項目基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されました。

●中野区の河川水調査測定項目

項 目	内 容
透視度	水の澄んでいる程度を示すものです。視度計（長さ100cmのガラス管）の底にある二重十字線が明らかに見えるときの水の高さを1cmを1度として表します。
pH (水素イオン濃度)	水が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値です。pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。pHとDOが同時に高い場合は、藻類や植物プランクトンの光合成が原因と考えられます。
DO(溶存酸素)	水中に溶けている酸素の濃度です。酸素の無い川や少ない川では、悪臭が発生し、魚介類は生存できなくなります。川の自浄作用にとって不可欠なものです。
BOD (生物化学的酸素要求量)	微生物が、水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量です。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど川が汚れていることになります。
COD (化学的酸素要求量)	過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量です。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚れていることになります。
SS (浮遊物質)	粒径2mm以下で、水に溶けず水中をただよっている物質の量です。これが多いと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。
MBAS (陰イオン界面活性剤)	合成洗剤の主成分である陰イオン界面活性剤（メチレンブルーに反応するもの）の濃度です。合成洗剤による著しい発泡や水生生物への影響などの問題から測定するものです。
T-N (全窒素)	環境水中の窒素の化合物の濃度です。全りんとともに栄養塩類とよばれ、藻類や植物プランクトンの増殖に不可欠な物質ですが、これが多くなりすぎることを富栄養化といい、東京湾のような閉鎖性水域では赤潮やアオコの発生原因となります。生活排水、し尿、工場排水、畜産排水、森林や農地に過剰に散布された肥料、開発による流失土壌などに含まれています。
NH <sub>4</sub> -N (アンモニア性窒素)	T-N(全窒素)のうちで、アンモニウムイオンとして溶けている窒素の濃度です。生活排水、し尿処理水、下水処理水に多く含まれています。
T-P (全りん)	環境水中のりんの化合物の濃度です。全窒素とともに栄養塩類とよばれ、藻類や植物プランクトンの増殖に不可欠な物質ですが、これが多くなりすぎることを富栄養化といい、東京湾のような閉鎖性水域では赤潮やアオコの発生原因となります。生活排水、し尿、工場排水、畜産排水、森林や農地に過剰に散布された肥料、開発による流失土壌などに含まれています。
PO <sub>4</sub> -P (りん酸性りん)	T-P(全りん)のうちで、りん酸イオンとして溶けているりんの濃度です。生活排水などが主な供給源です。
CL- (塩化物イオン)	水中の塩化物イオンの濃度です。自然水中にはほとんど存在せず、人為的汚濁が進んだ河川ほど高い値を示します。ただし、潮位の影響がみられる下流部では、海水の影響が大きくなります。
大腸菌数	ヒトなどの哺乳類の腸管内に常在している、腸内細菌の一種です。河川のふん便汚染の指標として用いられており、ヒト、家畜又は野生動物や鳥類によって汚染された下水、下水処理水及び自然水や土壌中に認められます。



② 令和4年度の調査内容

ア. 調査地点

●河川水調査 調査地点

河川名	調査地点名	所在地	特記事項
神田川	向田橋	中野区南台5-17地先	中野区内最上流地点近傍
	南小滝橋	中野区東中野5-12地先	新宿区境
妙正寺川	三谷橋	中野区野方2-32地先	中野水再生センターより上流
	天神橋	中野区松が丘2-29地先	江古田川合流地点下流側近傍

イ. 調査結果

環境基準のある測定項目について見ると、測定結果は、環境基準値より良好な値でした。

●令和4年度 各回の調査結果（環境基準のある測定項目のみ）

採水地点		採水日時		PH (mg/l)	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100ml)
		月 日	時刻					
神田川	向田橋	5月19日	11:05	8.4	13.2	0.5	2	
		9月14日	11:15	8.3	12.6	1.1	4	
		11月9日	11:45	7.7	11.8	0.9	7	
		1月24日	11:05	7.5	12.2	<0.5	3	
	南小滝橋	5月19日	10:25	7.9	10.9	1.3	4	
		9月14日	10:24	8.4	11	1.1	3	
		11月9日	10:15	7.9	11.9	1.3	4	
		1月24日	10:30	7.6	13	0.6	9	
生活環境の保全に関する環境基準 (水域類型C)				6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	50以下	
妙正寺川	三谷橋	5月19日	8:50	7.3	12.7	1.1	8	550
		9月14日	8:53	7.5	14.3	1.4	8	850
		11月9日	9:05	7.1	10.9	1.1	38	850
		1月24日	9:20	7.3	11.7	1.3	23	360
	天神橋	5月19日	9:30	6.9	7.4	2.9	2	9,600
		9月14日	9:42	7.1	6.4	1.4	2	740
		11月9日	9:45	7	5.9	3.7	1	750
		1月24日	10:00	6.7	6.2	3.2	2	120
生活環境の保全に関する環境基準 (水域類型B <sup>※</sup> )				6.5以上 8.5以下	5以上	3以下	25以下	1,000以下

※平成29年4月1日から、妙正寺川は水域類型B類型に指定されました。

●令和4年度河川水質調査 年間平均値一覧表

測定項目	神田川		生活環境の 保全に関する 環境基準 (水域類型 C)	妙正寺川		生活環境の 保全に関する 環境基準 (水域類型 B)
	向田橋	南小滝橋		三谷橋	天神橋	
透視度	95	99		78	100	
pH	8.0	8.0	6.5以上 8.5以下	7.3	6.9	6.5以上 8.5以下
DO (mg/l)	12.5	11.7	5以上	12.4	6.5	5以上
BOD (mg/l)	0.6	1.1	5以下	1.2	2.8	3以下
COD (mg/l)	2.1	2.4		2.7	7.0	
SS (mg/l)	4	5	50以下	19	2	25以下
MBAS (mg/l)	0.02	0.02		0.02	0.03	
NH <sub>4</sub> -N (mg/l)	0.04	0.03		0.03	1.04	
T-N (mg/l)	4.06	4.31		5.26	10.8	
P04-P (mg/l)	0.007	0.013		0.005	0.265	
T-P (mg/l)	0.020	0.053		0.049	0.328	
Cl <sup>-</sup> (mg/l)	20	18		16	44	
大腸菌数 (CFU/100ml)				653	2,803	1,000以下

# 第3章 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止

## 1. 吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙防止の取組

中野区は、歩行喫煙（歩きたばこ）のない安心してすごせるまち、吸い殻や空き缶などのポイ捨てのないきれいなまちを目指して、平成17年4月1日に「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を施行しました。この条例では、まちの美化にとどまらず、歩行者等の安全を確保するため、これまでのポイ捨て行為に加えて、歩行喫煙も規制の対象にしています。

歩行喫煙を防止するため、条例では、道路や公園など公共の場所で歩行喫煙をしないよう努めることを区民等の責務として規定しました。また、路上でたばこを吸うと迷惑や危険を及ぼすおそれが高い地区については、路上喫煙禁止地区に指定できる規定も設けました。

この規定に基づいて平成17年7月31日から、中野駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同地区内において路上喫煙やポイ捨て防止の啓発活動を実施しています。また、令和3年4月15日より、「路上喫煙禁止地区」を拡大しています。

路上喫煙率調査については、中野駅周辺の「路上喫煙禁止地区」内で実施しています。

### (1) 令和4年度の駅前等ポイ捨て防止啓発、及び美化清掃活動実施回数

- ①たばこ販売者団体の美化清掃活動、啓発活動等の実施回数（令和4年度）8回
- ②路上喫煙率（令和4年度）0.03%

### (2) 令和4年度の駅前等ポイ捨て防止啓発、及び美化清掃啓発活動等の場所

連携により実施した主な地域

中野駅南口周辺	中野駅北口周辺
新井薬師前駅周辺	都立家政駅周辺
中野四季の森公園周辺	中野坂上駅周辺
野方駅周辺	鷺ノ宮駅周辺

## 喫煙マナーアップを！

### ☆公共の場所での歩きたばこはやめましょう

歩きたばこは、吸い殻のポイ捨てにつながり、まちを汚します。また、火災の原因となることもあり危険です。さらに、周囲の歩行者にやけどをさせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりすることがあります。

特に、小さなお子さんや車椅子の方にとっては、歩行中の人が吸いかけのたばこを持っている位置が、ちょうど顔の高さになり、大変危険です。

### ☆路上喫煙禁止地区では、すべての喫煙が禁止です

路上喫煙禁止地区内の道路（公道・私道を問わず、一般の交通に利用されている道）上では、歩行中だけでなく、自転車などに乗って移動しているときや立ち止まっているときの喫煙も禁止します。

禁止地区に指定した道路には、路上喫煙禁止地区表示シートが貼ってありますので、表示に注意して、喫煙禁止にご協力ください。



路上喫煙禁止地区  
表示シート

### ☆禁止地区内では、喫煙場所を利用しましょう

路上喫煙禁止地区内には、喫煙場所（スタンド灰皿）を設置しました。

この場所は、禁止地区の対象から除外していますので、たばこを吸うときは、その喫煙場所をご利用ください。なお、ご利用にあたっては、歩行者等周囲への配慮をお願いします。





#### IV. ごみとリサイクル





# 第1章 中野区のごみの現状と課題

## 1. ごみの現状（概況）

区では、平成27年度策定の「第3次中野区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量施策に取り組んできました。スマートフォン向けごみ分別アプリケーションの導入（平成28年度）や「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットの多言語化（令和2年度から6言語）等で普及啓発を進めたほか、資源回収においては陶器・ガラス・金属ごみの資源化（平成29年度開始）や集団回収維持対策制度（令和2年度創設）等を推進しました。また、事業系廃棄物収集届出制度（平成28年度開始）等による適正排出の推進や、区内の大学・事業者との連携による食品ロス削減対策（平成28年度から順次拡大）を進めてきました。

これらの取組の結果、1人1日あたりのごみ排出量は年々着実に減少していましたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一転して「477g」に増加しましたが、令和3年度には再び減少となりました。今後も引き続き、3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）意識の普及啓発に注力していきます。

また、令和3年9月に「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和3年度～同12年度）を策定しました。令和12(2030)年度の「1人1日あたり」のごみ排出量の達成目標を「411g」、ごみと資源の総排出量の達成目標を「584g」と設定し、その実現に向けてごみの減量及び資源化等に取り組んでいきます。（第2章「1. 中野区一般廃棄物処理基本計画等」参照）。

### ●指標等の実績

区全体の年間ごみ量は第3章「2. ごみの収集・運搬」を、また、同資源量は第2章「3. 再使用（リユース）の推進」及び「4. 再生利用（リサイクル）の推進」を参照のこと

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区民1人1日あたりのごみ排出量（g）	477	468	454
区民1人1日あたりのごみと資源の総排出量（g）	665	651	628

## 2. 「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた課題

### （1）資源を含めた不用物総量の減量促進

「ごみゼロ<sup>\*1</sup>」の実現には、リサイクルの推進だけではなく、区民・事業者が日常のごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量<sup>\*2</sup>」そのものを減らす必要があります。3Rの推進とともに、ごみの分別徹底や排出ルール・マナーの改善及び食品ロスの削減などについて、さらなる普及啓発が必要です。

### （2）区民、事業者、区の三者の取組によるごみ減量の推進

意識調査では、環境に関心があっても具体的な行動に結び付いていない区民・事業者が多いという結果が出ており、意識と行動のギャップを埋めるさらなる取組が必要です。区民・事業者・区の三者が協働して事業を展開する必要があります。また、国や業界団体に対し、拡大生産者責任<sup>\*3</sup>を踏まえたものづくりを訴えていく必要があります。

### (3) 事業系ごみの発生抑制と適正排出

区が実施した調査による推計では、区が収集するごみの約3割は事業者による排出です。事業者は、自らの責任において適正に処理するという「事業者処理責任の原則」のもと、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。

### (4) 23区全体のごみ量、最終処分量の削減推進

ごみ量の減少傾向等により、平成15年、特別区長会は、中野地区清掃工場など計画の中新たな清掃工場を整備しない旨を決定し、ごみの中間処理は当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理とされました。中野区は他区と連携しながら、23区の一員としてごみ減量に向けた責任を果たすことが必要です。東京湾の埋立処分場の使用年数は、残り50年余りと見込まれています。埋立処分場を一日でも長く利用するためにも、埋め立てるごみの量を削減する努力が求められています。

### (5) 安定した清掃事業の継続

廃棄物処理は区民生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、安定的な事業の継続が求められます。大規模災害や感染症流行の場合でも、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、必要な措置に努めることが必要です。また、高齢化や今後の社会情勢に合わせたきめ細やかな区民サービスの提供体制を今後も継続する必要があります。

#### ※1 ごみゼロ

積極的にごみの発生抑制、資源の回収を行い、それでも残ったごみを焼却・熱回収し、灰を有効利用することで埋め立てるごみをゼロとすること

#### ※2 不用物総量

燃やすごみ+陶器・ガラス・金属ごみ+粗大ごみ+資源量(集団回収+行政回収)

#### ※3 拡大生産者責任

生産者が、製品の製造・流通過程の工夫から廃棄後の処理やりサイクルの費用負担等まで責任を負うべきとの考え方

## 第2章「ごみゼロ都市・なかの」実現に向けた取組

### 1. 中野区一般廃棄物処理基本計画等

#### (1) 計画の概要

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、長期的なごみ処理に関する基本方針を定めた計画で、区の清掃・リサイクル事業の指針となるものです。策定した計画は、おおむね5年後、または、取組の進捗状況や社会経済状況、制度の変更及び関連計画との整合性等を踏まえ、必要に応じて内容を見直し、改定を行うこととされています。

区は、平成12年3月に「中野区一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成12年度～同23年度）を策定し、これまでに3回の改定を行いました。

第1章でも述べたとおり、令和3年9月に「第4次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン－」（計画期間（令和3年度～同12年度））を策定しました。第4次計画では、基本理念について、次のとおり示しています。

#### 基本理念

「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」をめざします。

- 基本方針1 入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成
- 基本方針2 分別の徹底と効率的な資源回収
- 基本方針3 事業系ごみの減量と適正排出
- 基本方針4 環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

#### (2) 区が策定している廃棄物処理関連の他の計画

##### ① 中野区一般廃棄物処理実施計画

「一般廃棄物処理実施計画」は、「一般廃棄物処理基本計画」の実施に必要な各年度の一般廃棄物の排出抑制、減量化、収集、運搬、処分等について定めたものです。

定める内容は、計画期間、計画区域、一般廃棄物の年間処理量の見込み、一般廃棄物の発生・排出抑制のための方策に関する事項、共同処理ほか一般廃棄物の処理に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等です。

各年度当初に、当該年度の計画を策定しています。

##### ② 中野区分別収集計画

「分別収集計画」は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項により、3年ごとに、5年を一期として、区域内の容器包装廃棄物の分別収集

に関する事項を定めたものです。容器包装廃棄物の分別収集及びごみの減量を推進し、資源の有効活用と最終処分場の延命化を図ることを目的として、区民、事業者及び行政の各責務と役割を明確化し、三者が一体となって取り組むべき方針を示しています。

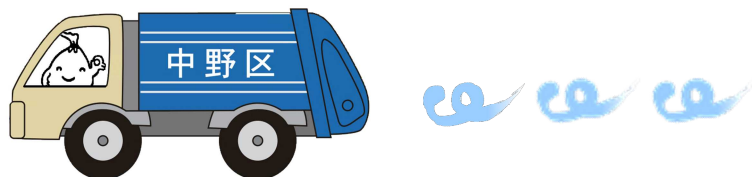
現在は、「中野区分別収集計画（第10期）」の計画期間（令和5年度～同9年度）にあたり、対象品目（スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、その他色びん、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の各年度の排出量見込みや排出抑制のための方策等を定めています。

### ③ 中野区災害廃棄物処理計画

「災害廃棄物処理計画」は、いつ起きても不思議ではないといわれる首都直下地震や風水害等の大規模災害に備え、大量に発生する災害廃棄物（がれき、ごみ、し尿等）を適正かつ迅速に処理するため、あらかじめ策定するものです。

区では、令和3年3月、「中野区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

（第3章「3. 災害廃棄物の適正な処理に向けて」の「(1) 災害廃棄物処理計画」参照）



## 2. 発生抑制（リデュース）の推進

### (1) ごみ減量の普及啓発の充実

ごみの発生抑制、資源等の分別ルール等について、講座・イベント等での対面による啓発事業を実施するほか、区報、区ホームページやアプリ等により広く周知し、意識の醸成、浸透及び行動の定着を図っています。

#### ① ごみ減量キャラクター「ごみのん」を活用した普及啓発

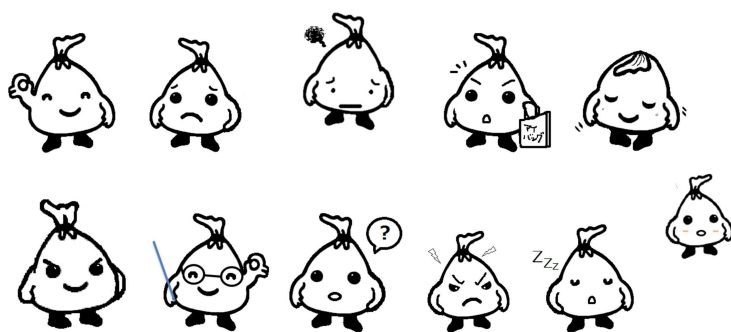
平成17年度に区民公募により誕生した中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」は、ごみ減量に関する情報発信の旗振り役です。ごみのんをさまざまな場面で活用することにより、区民のみなさんに親しみやすくアピールし、無関心層や次世代を担う子どもたちを含め広くごみ減量の取組を知るきっかけを提供し、ごみを出さない生活スタイルが区民全体に根付くよう普及啓発を推進します。



イラスト誕生以来、さまざまな場面に沿って使用できるよう表情やしぐさを少しずつ増やしてきました。さらに、視覚的な啓発効果を高めるため、令和元年度には着ぐるみも製作しました。これらを広報資材やイベント等で活用し、ごみ減量を自分たちの身近な問題として感じてもらえるよう広く呼び掛けていきます。

▲中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」。平成17年度にキャラクター(姿形)を、平成18年には名前を、それぞれ募集の上、決定しました。ごみ袋をイメージしたキャラクターで、指で「0(ゼロ)」を表し、ごみゼロを訴えています。なお、キャラクターと同時に募集したごみ減量キャッチフレーズには、「ごみゼロへ かんきょうを守る 3R」が選ばれています

#### 【ごみのん いろいろ 大集合】



これからも 親しみやすく ごみ減量を PR します！



▲着ぐるみは令和元年10月の3R推進月間パネル展に初登場。イベントでは子どもたちに大人気

## ② ごみ減量出前講座の実施

町会・自治会、小・中学校など、各種団体等からの依頼に応じ、資源とごみの現状や分け方・出し方、ごみ減量についての理解

を深めてもらうために職員が出向いて行う講座です。

区民からの問い合わせの多いテーマ（「雑がみ」、「プラスチック製容器包装」、「食品ロス削減」等）について、座学のほか、クイズ・ゲームなど様々な形式により実施しています。

令和元年度からは「なかのエコポイント制度」（環境課）の対象事業として、ポイント付与を契機に区民の環境配慮行動を一層促進しています。



▲屋外イベントでの出前講座の例  
(お餅つきの会場で展示や資源とごみの分別クイズを実施)

### ●出前講座 実績

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講座実施回数(回)	17	20	21
参加人数(人)	844	2,173	2,348

## ③ 環境学習講座の実施

小学校の社会科や総合学習の時間等に係る各学校、保育園等からの要望に応じ、ごみ減量やリサイクル意識の啓発、適正分別の徹底を図るため、収集作業職員やごみ収集車を学校、保育園等に派遣し、環境学習を実施しています。

また、町会・自治会等の自主的な会議や集会に出向き、ごみの分別や現状を説明するとともに、ごみを巡る悩みや問題について、懇談会形式で一緒に解決策を考えています。

令和2年度に、環境学習用の清掃車として、スケルトン清掃車（荷箱を透明にして、ごみが積み込まれる様子を見ることができるようにした清掃車）を導入しました。この清掃車（愛称「ごみのんカー」）を活用し、環境学習に力を入れていきます。



◀「ごみのんカー」の実演。清掃事務所職員が分かりやすく説明します(令和2年12月)



ここが  
透明で  
内部が  
見えます



●環境学習 実績（延べ回数）

（単位：回）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般区民対象	1	4	6
児童・園児対象	11	13	21

④ 普及啓発用リーフレット（日本語版、外国語版）の作成・配布等

ごみの減量や資源化、適正排出を促進するため、「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットを作成し、区役所、区民活動センター等で転入者等に配布しています。

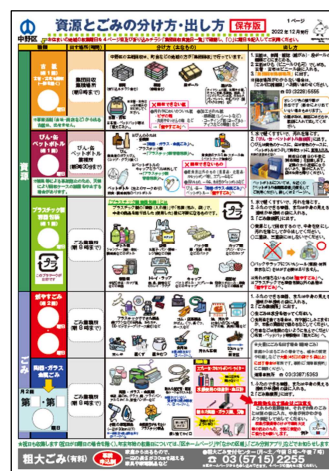
日本語版については、おおむね5年に一度、区内に各戸配布（ポスティング）を実施しており、直近では、令和元年10月、3R推進月間にあわせて、普及啓発事業の一環として効果的に実施しました。

また令和2年度には、既存の外国語版（英語、中国語、ハングル）に加え、新たにベトナム語、ネパール語版も発行しました。各リーフレットは、区ホームページにも掲載し、いつでもご覧になれるようにしています。なお、最も基本のごみの出し方を中心に編集した「やさしい日本語版」も用意しています。

英語(English)、中国語(中文)、ハングル( 한글 )に加えて、ベトナム語( Tiếng Việt )、ネパール語(ネपाली)でも読めます



リーフレット(日本語汎用版)の1面▶(外国語版も計5種あり)



●資源とごみの分け方・出し方リーフレット 作成実績（単位：部）

実績 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(作成内訳)	リーフレット作成 計	52,900	40,400	36,400	
	日本語	日本語汎用版 ★	38,000	30,000	20,000
		早朝収集地域版	400	400	400
	外国語	英語版	4,000	3,000	3,000
		中国語版（簡体字）	5,000	3,000	7,000
		ハングル版	3,500	2,000	3,000
		ベトナム語版	1,000	1,000	1,500
		ネパール語版	1,000	1,000	1,500

⑤ ごみ分別啓発用アプリケーションの運用・情報配信

区民に身近な情報ツールであるスマートフォン向けのごみ分別アプリを、日本語版・外国語版（英語、中国語、ハングル）で運用し、国籍や年齢を問わず、誰でも利用できるツールとして、意識啓発の一助としています。利用できる機能は、収集日カレンダー、ごみ分別辞典、ごみ出し忘れ防止アラームなどです（通信費のみ利用者負担）。

●ごみ分別アプリケーション 新規ダウンロード実績（単位：件）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語版（平成28年7月導入）	11,485	9,383	9,775
外国語版（平成29年7月導入）	626	579	962



◀ごみのんのアイコンが目印です

右の二次元コードからダウンロードできます▶



Android用



iPhone用



▲収集日カレンダー画面表示イメージ



## ⑥ リサイクル展示室の運営

リサイクル展示室（中野区松が丘1-6-3／清掃事務所敷地内）は、ごみ減量・資源化等についての情報発信や資源回収の拠点として以下の事業を展開しています。

- ・リユース家具の展示、抽選による無料提供
- ・古着、図書の拠点回収・無料提供
- ・未利用食品（フードドライブ対象食品）、使用済み食用油の回収受付
- ・家庭で使った小型家電（9品目）、蛍光管、乾電池、インクカートリッジの拠点回収
- ・「雑がみ」の実物展示、各種啓発資料の配布 など



▲リサイクル展示室の入り口  
(2階はごみゼロ推進課執務室)

## ⑦ 各種広報の充実（普及啓発資材、区ホームページの充実、啓発イベント実施等）

### (ア) ごみ減量・リサイクル情報誌「ごみのん通信」の発行

ごみ減量の意識の浸透や取組の促進に向けた情報を定期的に区民等に届けるため、

令和元年度に創刊した情報誌です。ペーパーレスを推進するため、令和5年度から電子化しました。

食材をおいしく使い切るための「あまりものレシピ」掲載等のさまざまな記事によりごみ減量の実践を促しています。



▲電子化後のごみのん通信(第17号)

### (イ) その他の啓発資材等の作成

さまざまな情報を効果的に伝えるため、対象や目的を特化した各種の資材の作成・配布を行っています。

平成30年度から配布している「雑がみ保管袋」は、新聞・雑誌、段ボール以外で古紙



▲リサイクル展示室の雑がみ分別パネル

としてリサイクルできる「雑がみ」の資源化を図るためのものです。希望する町会・自治会への配布や出前講座での説明・配布等を行っています。

また、小学生用ごみ減量啓発冊子「減らそうごみーできることからはじめようー」を作成し、区立小学校4年生に配布しています。

●主な普及啓発資材等の作成等 実績 (単位：部)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ減量・リサイクル情報誌 「ごみのん通信」	4,000	4,000	4,000
家庭用保存版 雑がみ保管袋	5,000	—	—
小学生用 ごみ減量啓発冊子	2,500	2,500	2,500



◀小学生用冊子(左図は表紙)では、「SDGs」(上図)のことや食品ロス削減対策等の説明をしています(一部抜粋)

(ウ) 啓発イベントの実施

10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」並びに12月～1月の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間、「なかのエコフェア」等の機会を捉えて、パネル展示等を行い、身近な生活の中で区民が取り組めることなどを紹介して、ごみ減量を呼び掛けています。なお、ペーパーレスを推進するため、紙ベースでのパネル展は令和4年度で終了しました。令和5年度からはホームページやSNSの活用等、電子媒体を主体に啓発を推進していきます。

▼令和4年度のパネル展(一部)。区役所やガード下ギャラリーの可能な範囲で実施しました



(左)令和4年10月からの3R推進月間展示は、「プラスチックはえらんで減らしてリサイクル」が主題。8月に実施した料理教室についても報告しました。



(右)令和4年12月からの食品ロス削減推進展示は、「おいしく残さず食べきろう!」が主題。ぱくぱくパートナーズやあまりものレシピをPRしました。

●ごみ減量パネル展 実績（展示日数及び実施期間）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3 R 推進月間展示	30日間	22日間	18日間
区役所 1 階区民ホール	—	—	10/17～10/19
中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」	10/15～11/13	10/15～11/5	10/24～11/7
食品ロス削減推進展示	36日間	32日間	33日間
区役所 1 階区民ホール	12/7～12/11	12/20～12/24	12/19～12/23
中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」	12/15～1/14	1/5～1/31	1/4～1/31

(2) 食品ロス削減の推進



▲ごみのんも食品ロス削減に取り組むみなさんを応援します(料理教室)

「食品ロス」とは、本来食べられるのにもかかわらず捨てられる食品のことです。食品ロスの発生は、食品の無駄のみでなく、貧困や飢餓問題、環境問題にも関連していることから、世界的にも大きな問題となっています。区はこれまで、家庭や事業者から排出される生ごみの減量に向けた食品ロス削減対策について、普及啓発や区内大学・事業者と連携した事業を進めてきました。また、令和5年3月には「中野区食品ロス削減推進計画」を策定しました。計画に基づき、今後、さらに各取組を推進していきます。

① 新渡戸文化短期大学との連携事業

(ア) 「あまりにも<sup>おい</sup>美味しいあまりものレシピ」冊子の発行

栄養士を目指す学生が考案した、家庭であまりがちな食材による、楽しくて簡単、そしておいしいレシピをまとめた冊子を発行し、なかのエコフェア等で配布しています。

また、「食材を無駄にしないでおいしく食べきるためのワンポイント」をまとめたものを区ホームページに掲載し、紹介しています。

▼レシピ集冊子(表紙)



(イ) 親子向け料理教室の実施

食品ロスへの興味・関心を喚起して家庭でのごみ減量を促すため、また、食育の取組の一環として、平成30年度から親子向け料理教室を実施しています。令和元年度から

は、ごみ減量出前講座と同様に「なかのエコポイント制度」（環境課）の対象事業としても位置付けられており、家庭での環境配慮行動を実践する契機の一つとなっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見送りましたが、令和3年度から再開し、食材を無駄にしないレシピを活用した調理をおこなうとともに、その後の家庭での実践をしやすいように「作ったよ！レポート」の提出を呼び掛けました。寄せられた実践レポートについては、エコフェアで紹介するなど活用を図りました。

●小学生親子向け料理教室 実績

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数〈実施日〉(単位:回)	0回〈-〉 (全3回中止)	3回 〈8月12日・14日、 10月30 <sup>*1</sup> 日〉	2回 〈8月9日・11日〉
参加人数(単位:人)	0	58	48

※1 令和3年度の第3回(10月30日)はZoomによるオンラインで開催



▲料理開始前に食品ロス削減啓発動画を流しました



▲お父さんと共同作業

協力して、  
おいしく無駄なく  
お料理できました



▲まずは先生が「あまりものレシピ」のコツを伝授



▲冷やご飯をトマトドリアにしました

令和4年8月の様子

(ウ) あまりものレシピの区民からの募集・表彰

平成30年度に実施した「あまりものレシピ」の区民公募において、最終審査に進出したレシピ(13点)を、区ホームページで紹介するとともに、見やすく印刷してイベント会場やリサイクル展示室で配布するなど、周知を図っています。



▲優秀レシピ3点(上記)を含む最終審査進出レシピ13点を区ホームページで紹介し、リサイクル展示室で配布中

(エ) 情報誌に掲載する食品ロス削減対策レシピの作成・紹介等

ごみ減量・リサイクル情報誌「ごみのん通信」に、学生考案による「あまりものレシピ」等の紹介記事を掲載しています。

令和4年度は、まかないレシピとのコラボレーションや、納豆・ヨーグルトなどの身近な加工食品を取り上げ、区民に実践を促しました。区ホームページには、情報誌に掲載しきれなかったレシピを含め、食材ごとにまとめて紹介しています。

また、料理レシピサイト「クックパッド」の中の「消費者庁のキッチン」にも、これらのレシピの情報提供を行い、広く普及を図っています。



▲「ごみのん通信」のレシピ紹介誌面

区ホームページの「あまりものレシピ」は、こちらから▶



② 飲食店等の事業者との連携事業

(ア) 食品ロス削減協力店（「なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ」）の登録  
食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者（飲食店、食品小売店等）を協力店として登録し、その取組を区民等に周知することで、外食や食品購入時の食品ロスの削減を推進する事業を、令和元年10月30日（食品ロス削減の日）に開始しました。

令和4年度は、「中野区食品ロス削減推進計画」（令和5年3月策定）の基礎資料とするため、区内食品関連事業者を対象に郵送によるアンケート調査「中野区事業系食品ロス実態調査」を実施しました。調査資料郵送の際、食品ロス削減協力店登録事業チラシと登録申請書を同封し、事業の周知及び新規登録を促しました。

(イ) 協力店等との連携による啓発事業等

令和4年12月～令和5年1月の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間には、協力店の利用者向けの啓発資材を各店舗に配布し、区民等に対する食品ロス削減意識の啓発の一助としました。

### 各店の食品ロス削減の取り組み(例)



▲このステッカーが協力店の目印

### ●食品ロス削減協力店 登録等実績（登録数は各年度末時点累計）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協力店登録数	188店舗	240店舗	303店舗

### ③ フードドライブ事業の実施（中野区社会福祉協議会協力）

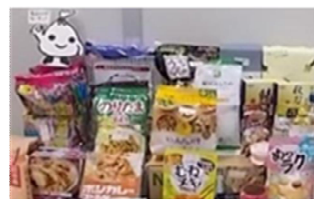
未利用食品の有効活用のため、家庭で食べきれない食品等を区民に持ち寄ってもらい、社会福祉協議会を通して区内の子ども食堂等の団体へ寄付する事業です。

令和元年度の「なかのエコフェア」のイベント会場で試行し、令和2年度から窓口2か所（リサイクル展示室、区役所環境課）を設けて実施しています。

食品受付時は、食品を持参した区民に対する啓発機会とも捉え、食品ロス削減の資料配布等を行っています。また、食品300g以上の持参で、「なかのエコポイント制度」（環境課）の対象としてポイントを付与します。

なお、地域団体等が自主的にフードドライブを実施する場合、PR用ののぼり等を貸し出し、活動を支援します。

### 提供食品の例▼



フードドライブの案内チラシ

### ●フードドライブ事業 実績（受付量）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食品受付人数	延 192 人	延 381 人	延 455 人
未利用食品受付個数 （総重量）	2,065個 (329.637kg)	4,022個 (1,087.974kg)	5,671 個 (1,254,991kg)

※

### (3) 生ごみコンポスト化容器・生ごみ処理機のあるせん

ごみ減量と資源の有効活用のため、区民を対象に生ごみコンポスト化容器と生ごみ処理機のあるせんを実施しています。

#### ●あるせん実績

(単位：件)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみコンポスト化容器	2	8	1
生ごみ処理機	5	8	4

## 3. 再使用（リユース）の推進

### (1) リサイクル展示室でのリユース品の展示・提供等

#### ① 家具等

粗大ごみの中から、まだ使用できる家具などを選び、毎月1日から約2週間、50点以内を展示し、抽選により、希望する区民（区内在住・在勤・在学者）に無料で提供しています。多い品目は、バッグ、衣装ケース、いす、脚立、毛布、プラケース、台車等です。また、毎月の抽選実施以外に、なかのエコフェア開催時には、会場への出張抽選を実施しています。令和4年度は、イベント会場内に各5点のリユース品を展示して希望者に抽選を行いました。リユース品として有効活用を図っただけでなく、リサイクル展示室を利用したことのない区民等に向けて事業を広報する貴重な機会として、PRを図りました。



▲リユース家具の例。衣装ケース、カラーボックスなどは毎月の定番

#### ② 古着・古布

リサイクル展示室に持ち込まれた古着の一部を展示し、希望する区民に無料で提供しています。

なお、提供枚数については、令和2年度から上限（一人毎月2枚まで）を撤廃し、必要な分をお持ち帰りいただけるように変更して、リユースを推進しています。



▲まだ着られる古着を展示・提供。子ども服のほか、大人用の普段着、スーツ、着物等も

③ 図書

リサイクル展示室に持ち込まれた書籍、コミック等を展示し、希望する区民に無料で提供しています。

●リサイクル展示室 主な実績等

(延床面積530.25㎡、建築面積272.87㎡ / 鉄筋コンクリート造2階建)

実績 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間実績	開館日時	週7日(月～土)、午前8時半～午後5時(12/29～1/3を除く)	週5日(火・木を除く)午前10時半～午後3時半(12/28～1/4を除く)	週5日(火・木を除く)午前10時半～午後3時半(12/27～1/5を除く)
	臨時休館	4/8～5/31	なし	なし
	開館日数(日)	305	255	255
	入館者数(人)	19,300	21,154	21,092
	(1日平均・人)	(63.3)	(83.0)	(82.7)
リユース家具	展示日数(日)	147	122	121
	展示品数(点)	500	600	600
	提供品数(点)	443	486	512
	申込件数(件)	2,796	3,249	3,051
	(1点平均・倍率)	(5.6)	(5.4)	(5.1)
古着	提供人数(人)	5,633	8,486	8,494
	提供枚数(点)	17,198	32,813	35,089

(平成6年3月15日建築、平成12年4月1日都から譲与)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度には4/8～5/31を臨時休館した。

※令和3年度以降は、開館日時を縮小した。



## 4. 再生利用（リサイクル）の推進

### （1）集団回収の支援

集団回収は、町会・自治会、PTAなどおおむね10世帯以上の区民で構成されている団体が、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう自主的なリサイクル活動です。地域の実情に合わせやすく、分別が徹底されるので質の高い資源が回収できるなどの利点があります。登録団体は241団体（うち活動を実践している団体は238団体）です。

区は、集団回収の実践団体に対し、資源の回収量に応じて報奨金（6円/kg）を支給するほか、標識旗及び表示幕の支給、びん・缶回収用コンテナ、缶プレス機の貸し出しなどの支援を行っています。更に、「集団回収ニュース」の発行及び区ホームページ等の活用による情報提供やPR、団体と共同での持ち去り防止パトロール等も実施しています（パトロールについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止中）。

回収事業者に対しては、収集運搬車両用パネルを支給しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり古紙市況が下落したことから、「集団回収維持対策制度」を令和2年5月に創設し、古紙の円滑な資源化の維持及び促進のために必要な維持対策費を交付しています。

なお、現状を把握した上で区としての適切な支援を行うため、町会・自治会と回収事業者との意見交換会を毎年度実施しています。



▲集団回収集積場所に  
掲示された標識旗

#### ●集団回収 回収実績

（単位：kg）

種別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	2,995,026	2,995,688	2,790,168
雑誌	4,239,127	3,873,951	3,743,642
段ボール	4,953,441	4,936,233	4,826,070
紙パック	3,917	1,447	1,468
古布	427,263	436,495	436,773
びん	28,610	25,380	23,925
缶	42,896	41,393	38,588
合計	12,690,280	12,310,587	11,860,634

※新聞・雑誌・段ボールは平成19年度から行政回収を停止し、区内全域で  
集団回収へ移行

## (2) 区が実施している資源回収等（ごみとして収集したものの再資源化を含む）

区は、「びん・缶・ペットボトル集積所」や区立施設等の回収拠点から各種の資源を回収し、再資源化しています。また、ごみの減量と資源の有効活用のため、ごみとして収集したものを選別して再資源化する事業にも取り組んでいます。（以下、主に開始順に記載）

### ① びん・缶の回収

飲食用のガラス製びん及びスチール缶・アルミ缶は、区内8,719か所の「びん・缶・ペットボトル集積所」で、週1回、分別回収を行い、資源化しています。

なお、令和2年度からスプレー缶は「陶器・ガラス・金属ごみ」の資源化に一本化しました。



「びん・缶・ペットボトル集積所」には容器を設置▲

#### ●回収実績

(単位：kg)

種別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
びん	生きびん	136,630	142,223	134,040
	雑びん	3,071,505	2,922,377	2,725,082
	合計	3,208,135	3,064,600	2,859,122
缶	アルミ缶	725,990	723,539	658,555
	スチール缶	365,700	333,070	314,535
	スプレー缶	—	—	—
	合計	1,091,690	1,056,609	973,090

### ② プラスチック製容器包装の回収

かつては「不燃ごみ」として収集し、その重量の40%近くを占めていましたが、現在は週1回、「ごみ集積所」で分別回収し、容器包装リサイクル法の指定法人ルート（容器包装を製造した事業者と利用した事業者が経費を一部負担する）により資源化しています。

#### ●回収実績

(単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	2,551,860	2,567,300	2,489,110

※平成16年7月に一部地域で開始後、対象地域を徐々に拡大し、平成20年10月に区内全域で実施

### ③ 乾電池の回収

亜鉛やマンガンなどの貴重な資源の有効活用を図るため、家庭から排出される一次電池（ボタン電池を除くマンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム一次電池）を、拠点回収しています。

(回収場所) 区役所、区民活動センター、図書館、体育館、社会福祉会館等の区立施設及びシルバー人材センター本部・分室等、計76か所に拠点回収ボックスを設置

●回収実績 (単位：kg)

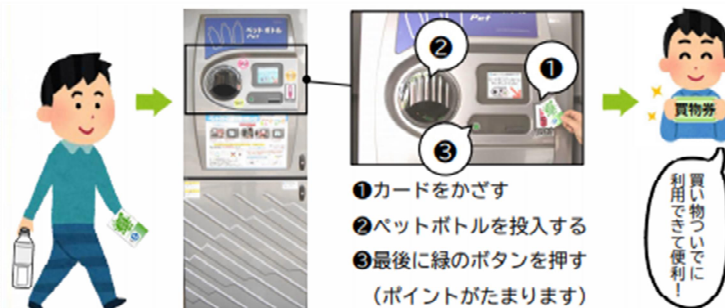
実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	31,994	32,042	30,525

④ ペットボトルの回収

平成20年10月から、「びん・缶・ペットボトル集積所」で、週1回、分別回収を行い、資源化しています。

また、区内のスーパーマーケット16店舗(令和4年7月現在)に設置している「ペットボトル自動回収機」を利用すると、圧縮により集積所回収に比べ効率的に回収可能で、温室効果ガスの削減につながります。利用者にとっては専用ポイントをためて「お買物券」に交換できるメリットもあり、キャンペーン実施等により利用促進を図っています。

ペットボトル自動回収機の利用イメージ ▶



●回収実績 (単位：kg)

種別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
集積所 回収分	1,332,710	1,371,930	1,372,470
自動回収機 回収分	123,190	122,050	118,510
合計	1,455,900	1,493,980	1,490,980

⑤ 使用済小型家電(9品目)の回収

平成25年4月1日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。それに伴い、ごみの減量化と希少金属を始めとした金属資源の有効活用を推進するため、平成26年10月から、家庭で使用済みとなった小型家電9品目を拠点回収しています。

(回収品目) ①携帯電話・PHS・スマートフォン、②携帯音楽プレーヤー、③携帯ゲーム機器、④デジタルカメラ、⑤ポータブルビデオカメラ、⑥ポータブルカーナビ、⑦電子辞書、⑧卓上計算機、⑨ACアダプター・コード類

(回収場所) 区役所、区民活動センター、中央図書館、リサイクル展示室の計18か所に拠点回収ボックスを設置

●回収実績 (単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	5,224	5,336	5,321

⑥ 使用済蛍光灯の回収

水銀の排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択されました。それに伴い、平成27年5月から、家庭から排出される使用済みの蛍光灯を拠点回収し、資源化しています。

(回収場所) 区役所、区民活動センター、中央図書館、リサイクル展示室の計18か所に拠点回収ボックスを設置

●回収実績 (単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	2,996	2,803	2,464

※平成26年12月～平成27年1月の試行後、同年5月から開始

⑦ 金属系粗大ごみの資源化

平成26年度から、ごみの減量と資源の有効活用を推進するため、収集した粗大ごみの中から金属を多く含む物を選別・回収して、鉄、アルミニウム、ステンレスなどの金属や熱資源として再資源化しています。

●回収実績 (単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量	463,110	496,450	439,940

⑧ 食用油の回収

家庭から排出される使用済みの食用油を、区役所環境課の窓口とリサイクル展示室で回収し、資源化しています。また、月1回(第4火曜日の午前9時～正午)、区民活動センターでも回収を行っています。

なお、回収時に「なかのエコポイント制度」(環境課)の対象事業としてポイントを付与し、さらなる環境行動の実践を促すこととしています。



回収の目印▲

●回収実績 (単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	3,336	3,697	3,095

※平成26年7月に1か所で開始し、平成27年度から拡大。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発出により、4・5月は区民活動センターでの回収を中止

⑨ 陶器・ガラス・金属ごみの資源化

さらなる資源化によりごみ減量を図るため、平成 29 年 10 月から、収集した「陶器・ガラス・金属ごみ」を民間の資源化施設に搬入して資源化する取組を行っています。

当初は約 3 分の 1 を対象に開始し、平成 31 年 4 月からは全量を対象に資源化を実施しています。それに伴い収集車両を小型排出車に変更し、効率的な収集・運搬に努めています。

●資源化実績

(単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量	1,944,036	1,738,787	1,553,145

⑩ リサイクル展示室での資源回収

前掲の資源のうち、③乾電池、⑤使用済小型家電（9品目）、⑥使用済蛍光管、⑧食用油、及び、次項の①インクカートリッジの回収を行っています。

その他に、古布、紙パックについても回収しており、これらについては区内で唯一の行政回収拠点となっています。

なお、古布のうちリユース可能な古着については、施設内で区民へ提供しており、それ以外のものを下記の実績量としています（リユース事業の詳細については、前掲「3. 再使用（リユース）の推進」（1）を参照）。



▲リサイクル展示室入り口に並ぶ拠点回収ボックスの一部

●リサイクル展示室 実績量

(単位：kg)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
古布	2,750	3,870	3,590
紙パック	0	29	35

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発出により、リサイクル展示室を臨時休館（4月8日～5月31日）したことに伴い、その間の回収はいずれも休止した

### (3) その他の資源のリサイクルの促進

#### ① インクカートリッジ

家庭用のインクジェットプリンターで使用した純正インクのカートリッジについては、生産者責任によるごみの減量を推進するため、インクカートリッジ製造4社による再資源化プロジェクト（インクカートリッジ里帰りプロジェクト）に協力し、区の施設に回収箱を設置していました。



インクカートリッジ回収箱▲

なお、令和4年度から社会福祉協議会が区内17か所に回収箱を置くこととなったため、中野区は令和3年度末をもってプロジェクト協力を終了しました。

（設置場所）南中野・東部・江古田区民活動センター、区役所、リサイクル展示室の計5か所

#### ●回収実績※

（単位：kg）

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	137	83	-

※回収品の運搬からリサイクルの処理までメーカーが実施

#### ② エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

家庭で不用になった上記の品目は、特定家庭用機器再商品化法に基づきメーカーが回収・リサイクルを行うため、次の方法を案内して再商品化を促進しています。

##### (ア) 引き取りの依頼

購入（買い替え）した店か、不明な場合等は家電リサイクル受付センターに引き取りを依頼します（リサイクル料金と収集運搬料金がかかります）。

##### (イ) 自ら持ち込み

中間集積所へ持ち込む場合は、リサイクル料金と運搬料金がかかります。指定引取場所への持ち込みでは、リサイクル料金のみ必要です。

#### ③ パーソナルコンピュータ（パソコン）

資源有効利用促進法に基づき、家庭で不用になったパソコンは次のいずれかでの処理を案内し、再資源化を促進しています。

##### (ア) メーカー等による引き取り（自主的な回収・再資源化）の依頼

処分の際は、回収・資源化料金がかかります（PCリサイクルマーク付きの家庭系パソコンの販売価格には、その料金が含まれています）。各メーカーの連絡先、回収方法、料金等の詳細は、パソコン3R推進協会のホームページで確認することができます。

##### (イ) 宅配便によるパソコンの無料回収の申し込み

平成31年3月、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者（リネットジャパンリサイクル株式会社）と協定を締結しました。

協定に基づき、同年4月から、同事業者により宅配便回収を利用したパソコンの無料回収（1箱分まで）を行い、再資源化の促進及び区民サービスの向上を図っています。

# 第3章 ごみの適正処理

## 1. ごみの適正排出啓発

### (1) 指導業務

#### ① 区民・事業者への排出指導等

ルールに沿った分別排出がなされるよう、集積所の改善や分別排出指導、大規模建築物の立入指導等、区民及び事業者に対して指導、相談、広報活動を行っています。日々、住民から寄せられる苦情や相談には、ごみの集積所をめぐる住民同士のトラブルやごみの不法投棄をめぐる問題が多く見られます。住民生活に密着している清掃事業にとって、住民の理解と協力は欠かすことができないため、必要に応じて職員を現場に派遣するなどしてきめ細かな対応に努めています。

また、平成20年度から管理人や巡回管理人等のいない小規模集合住宅を対象とした排出指導を行うため、専門の職員を配置し、継続的に資源やごみの適正排出に関する情報提供に取り組んでいます。

#### ② 事業用大規模建築物の排出指導

区内の大規模事業者から排出される廃棄物の減量をすすめるため、条例により事業用途に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者に対し、廃棄物の管理責任者の選任・届出、ごみ減量・リサイクルに関する計画書の提出を義務付けています。提出された計画書に基づき、個々の建築物に対して立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行っています。また、廃棄物の管理責任者に対してごみ減量に対する理解を深めていただくため、年2回講習会を実施しています。

##### ●立入調査実績

(単位：件)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査件数	52	32	58

#### ③ 事業系廃棄物収集届出制度

平成28年2月に、事業系廃棄物の減量・資源化推進及び適正排出促進のため、事業系廃棄物収集届出制度を導入しました。

この制度では、従業員の数が20人以下または1日の平均廃棄物排出量が50kg未満の事業者が区のごみ収集を利用する場合、廃棄物の排出場所や排出量等について、区への届出を義務化しています。また、廃棄物の処理について許可業者への委託をしている事業者には調査票の提出を依頼しています。

##### ●区内事業者の廃棄物排出状況把握件数

(単位：件)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
把握件数※	11,561	11,767	12,036

※ 各年度末日の把握件数（届出事業者+調査票提出事業者）

④ 一般廃棄物処理業の許可・指導

一般廃棄物処理業を行うためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により区長の許可を受ける必要があります。区は、法律や条例に定められた事項が遵守されるよう、許可を受けた業者の指導等を行っています。

●許可更新申請等受理件数 (単位：件)

種別実績\年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可申請	新規	3	2	3
	更新	101	138	101
	変更	0	4	0
(許可申請 小計)		104	144	104
許可証 再交付申請		0	0	1
合計		104	144	105

(2) 監視カメラの設置

平成 27 年 3 月から、ごみ集積所への不法投棄等の発生抑制を図ることを目的として監視カメラを設置しました。現在の設置台数は 10 台です。監視カメラを設置したごみ集積所に対して巡回を強化し、調査や排出指導を重点的に行っています。

(3) 優良集積所認定制度

ごみ・資源の適正排出や地域環境の美化、ごみ減量・資源化に積極的に取り組み、適正に管理されている集積所を、平成 26 年度から優良集積所として認定しています。

優良集積所には、認定適合標識(優良ごみ集積所、優良資源集積所)を掲示するほか、その取り組み事例を区ホームページ等で区民に紹介し、区内の資源とごみの適正排出及びごみ集積所等の適正管理を推進しています。

●優良集積所 認定数 (単位：件)

実績\年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定数(累計)	116	116	116



◀「優良ごみ集積所」の認定適合標識



## 2. ごみの収集・運搬

### (1) ごみの収集・運搬

平成19年10月から一部地域でごみの分別区分変更をモデル実施し、平成20年10月に区内全域で実施しました。それまで不燃ごみだったプラスチック製品やゴム・革製品等が可燃ごみに加わり、燃やすごみになりました。残った陶器類、ガラス類や金属類などは、陶器・ガラス・金属ごみとして、2週間に1回の収集に変更しました。また、平成21年4月からは月2回に改めました。令和2年4月から粗大ごみは週1回から週2回収集に変更しました。

#### ●集積所数

(単位：か所)

種別\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
複数世帯用集積所	18,296	18,534	18,771
各戸収集	13,550	14,111	14,728
訪問収集	549	558	585

#### ●収集実績

(単位：t)

種別\年度	収集回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
燃やすごみ	週2回	55,744.5	53,972.0	52,374.1
陶器・ガラス・金属ごみ	月2回	235.6	166.5	167.99
粗大ごみ	週2回	2,340.3	2,516.7	2,701.52

※ 資源化した粗大ごみ量を除く。(H26年度以降)

※ 資源化した陶器・ガラス・金属ごみ量を除く。(H29年10月以降)

### (2) 動物死体の処理

区民自ら処理できないペットなどの動物の死体を引き取り、処理を行っています。

#### ●処理実績

(単位：体)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
動物死体	529	546	438

### (3) し尿の処理

一般家庭のくみ取りし尿は、平成24年度まで中野区が収集し、処理を行っていました。平成25年度から杉並区と協定を締結し、杉並区が収集しています。

#### ●処理実績

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収集戸数(戸)	4	4	2
収集量(t)	2.67	1.66	1.40

#### (4) 持込ごみ

##### ① 臨時持込ごみの受付

事業系一般廃棄物を、事業者が中間処理施設へ持込む場合の受付事務を行っています。持込み先は、清掃工場や破碎ごみ処理施設などとなっています。

●受付実績 (単位：t)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
臨時持込ごみ量	54	36	32

##### ② 一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度

一般廃棄物管理票とは、事業系一般廃棄物の種類・重量・排出場所とそのコード等を記録した積荷目録（複写式伝票）です。中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する事業者は、区が指定する形式の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出することが義務付けられています。事業系一般廃棄物を1日あたり100kg以上排出する事業者が対象となっています。

●一般廃棄物管理票対象事業者登録件数 (単位：件)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録件数	169	170	170

#### (5) 訪問収集

高齢者や障害がある方など、ごみなどを集積所まで持ち出すことが困難な方に対し、直接自宅を訪問してごみを収集します。対象は、自らごみを集積所まで持ち出すことが困難で、かつ、親族や近隣の方などの協力を得られない方で、介護保険法による要支援、要介護を受けている方だけで構成されている世帯、身体障害者手帳1級～2級の方だけで構成されている世帯、またはそれらの方と同等の状況と認められる方だけで構成される世帯、その他区長が特に必要と認める世帯です。また、希望する方へ安否確認を目的とした『声かけ』を行っています。

●訪問収集世帯数 (単位：世帯)

実績 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	549(28)	558(22)	585 (20)

※ ( )内は『声かけ』実施世帯の内数。

#### (6) 防鳥用ネットの貸出し

カラスや猫などによるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットを貸し出しています。

●防鳥用ネットの貸出し実績 (単位：枚)

種別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大 (3m×4m)	92	89	108
中 (2m×3m)	312	291	247
小 (1.5m×2m)	149	188	169

## (7) 医療廃棄物

中野区では、法定された滅菌処理済みの識別シール・有料ごみ処理券等、一定の要件を満たした小規模の医療関係機関から排出される非感染性廃棄物について、所定の手続き等がされた場合に区収集を行っています。申請手続きは、事前申請で2年毎に更新が必要になっており、清掃事務所では、区内の医療関係機関すべてに申請書を送付しています。

### ●受付実績 (単位：件)

実績\年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度
医院	248	254	337
歯科医院	201	204	193
獣医院	23	26	33

※ この件数には区収集だけではなく、処理業者にも委託している医療関係機関が含まれています。

## (8) 使用済み注射針回収容器の提供

ごみの適正排出及び収集作業上の事故防止のため、在宅医療から排出される家庭ごみである使用済み注射針の回収容器を(社)中野区薬剤師会に提供しています。薬局では、在宅患者が薬局から購入し在宅で自己注射した注射針を回収します。

### ●提供実績 (単位：個)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供数	4,800	4,800	3,760

## (9) 廃棄物処理手数料の減額・免除制度

廃棄物処理手数料は、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に掲げる基準に該当する全ての者から所要の額を徴収することを原則としています。しかし、天災・火災に遭われた方など、特別の理由がある場合は、ごみ処理手数料が減額又は免除になる制度があります。

### ●廃棄物手数料の減額・免除

対象	根拠	割合
(1)天災を受けた者	条例第53条 規則第44条第1号	免除
(2)生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に掲げる保護を受けている者	条例第53条 規則第44条第2号	免除
(3)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当を受けている者及び特別児童扶養手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者	条例第53条 規則第44条第3号	免除

(4)国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号) 付則第 28 条第 1 項の規定に基づく遺族基礎年金の支給を受けている者及び同法第 1 条の規定による改正前の国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に基づく老齢福祉年金の支給を受けている者	条例第 53 条 規則第 44 条第 4 号	免除
(5)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 1 項の支援給付を受けている者	条例第 53 条 規則第 44 条第 5 号	免除
(6)火災等の災害を受けた者	条例第 53 条 規則第 44 条第 6 号	9 割減額
(7)その他区長が特別の理由があると認める者 (23 年 4 月 1 日: 私有地の無主の動物死体の引取手数料免除)	条例第 53 条 規則第 44 条第 7 号	5 割減額 ~免除

また、天災で家屋が全壊若しくは半壊、または床上浸水に遭われた方で、その被害により特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、中野区天災に伴い生じた特定家庭用機器廃棄物の排出方法等に関する要綱に基づく申込みが必要です。

## (10) 集合住宅や事業用建築物の建設時の事前協議・届出

家庭や事業所から出る廃棄物や資源を適正に保管・排出するために、建築物の規模により建築確認以前の計画段階で、廃棄物保管場所やリサイクル資源集積所の設置届または事前協議、あるいは収集方法の協議が必要です。このうち清掃事務所では、廃棄物保管場所についての協議を、資源回収推進係において集合住宅についてのリサイクル資源集積所等の協議を行っています。

### 【対象物件】

- 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例対象建築物
  - ・ 事業用途に供する部分の床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物
  - ・ 延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の集合住宅
- 中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例対象建築物
  - ・ 以下に該当する集合住宅
    - ① 特定集合住宅
      - 階数が 3 以上（居室を有しない地階を除く）の集合住宅で住宅の戸数が 12 戸以上のもの
    - ② 小規模特定集合住宅
      - 住戸の数が 6 戸以上 12 戸未満の集合住宅及び住戸の数が 12 戸以上で特定集合住宅に該当しないもの

●届出実績

(単位：件)

実績\年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
条例物件※	9	9	3
特定集合住宅	39	47	52
小規模集合住宅	128	124	137

※ 条例物件とは、「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例対象建築物」に該当する件数です。

(11) 主な粗大ごみの収集状況

区分	品目	個数	区分	品目	個数
電気・ガス・石油器具類	暖房器具	4,594	家具類	こたつ板	2,171
	ガステーブル	1,888		机	4,100
	ビデオデッキ	2,061		鏡台	731
	オーディオ機器	1,452	OA機器	プリンター	4,622
	掃除機	9,065		ワープロ	156
	電子レンジ	5,347		OA機器(シュレッダー等)	1,974
	電気こたつ	2,942	その他	スーツケース	9,531
	扇風機	5,988		自転車	5,644
	照明器具	6,901		衣装箱	4,283
	食器乾燥機	333		畳	1,124
	ミシン	653		スキー板	642
	ガス台・調理台	572		建具	404
	除湿機	873		乳児用具	4,847
	家具類	ベッド(ベビーベッド含む)		5,719	ゴルフ用具
ベッドマット		5,079		健康器具	783
布団		33,697		ごみ箱	6,539
いす		18,965		子ども遊具	2,725
箱物家具(タンス・戸棚等)		29,383		水槽	789
敷物(ウッドカーペット含む)		10,883		楽器	1,336
テーブル		11,243		物干し台	616

※ 令和4年度に収集した総個数は、374,316個です。

※ 不法投棄された物は含みません。

●特に多く出された粗大ごみ(令和4年度)

	1位	2位	3位	4位	5位
品名	布団	箱物家具	いす	敷物	テーブル
個数	33,697	29,383	18,965	11,243	10,883



### (13) 作業計画

中野区では原則として燃やすごみを週2回、陶器・ガラス・金属ごみを月に2回ずつ収集しています。

中野区は区内に清掃工場が所在しないため、収集したごみを遠距離の清掃工場に搬入しています。このため、ごみの性状、排出状況に応じ、車種を使い分けるほか、1組の収集職員が2台の清掃車を交互に使って収集作業を行うなど効率的な収集を行っています。

ごみの排出量は、週前半と週後半で差があることから、それに応じた配車台数としています。

配車台数、処理量を示した作業計画書は以下のとおりです。この計画書以外に、狭小路地からの収集に対応するため、燃やすごみについて軽小型車両を6台使用しています。

#### 令和5年度 中野区清掃事務所計画書 (抜粋)

作業種別	週前半				処理量(t)
	車両			処理量(t)	
	車種	作業形態	台数		
燃やすごみ	新大型特殊車	S	2	14.4	
	小型プレス車	W	34	163.2	
	小型特殊車	W	14	37.8	
	計			215.4	
陶器・ガラス・ 金属 ごみ	小型排出車	S	5	5.2	
作業種別	週後半				週平均
	車両			処理量(t)	処理量(t)
	車種	作業形態	台数		
燃やすごみ	新大型特殊車	S	2	14.4	14.4
	小型プレス車	W	28	100.8	132.0
	小型特殊車	W	14	22.2	30.0
	計			137.4	176.4
陶器・ガラス・ 金属 ごみ	小型排出車	S	8	9.2	7.2

- ※ 作業形態 「S」: シングル作業・・・1組の収集員が1台の車両を用いて作業すること。  
「W」: ダブル作業・・・1組の収集員が2台の車両を用いて作業すること。

### 3. 災害廃棄物の適正な処理に向けて

#### (1) 災害廃棄物処理計画

地震や水害などの大規模災害の際は、災害廃棄物（がれき、ごみ、し尿等）が一度に大量に発生します。これらの災害廃棄物は、一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、区市町村が適正に収集・運搬、処理を行う必要があります。

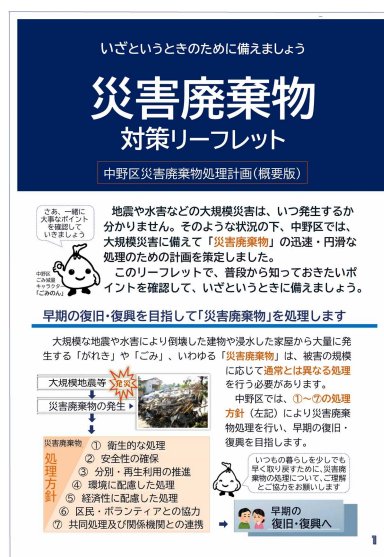
区は、いつ起きても不思議ではないといわれる首都直下地震や風水害等の大規模災害に備え、令和3年3月、「中野区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画では、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、発災前後の各段階（平常時、初動期、応急対策期及び災害復旧・復興期）に必要な対策を定めています。

計画の全文は、冊子及び区ホームページでご覧になれます。なお、概要版のリーフレットでは、主に次の内容を紹介しています。

- ◆災害廃棄物処理方針
- ◆中野区内で発生する災害廃棄物の発生量推計
- ◆災害廃棄物処理の実施主体
- ◆災害廃棄物の処理対応策
- ◆仮置場の設置
- ◆災害廃棄物について必要な情報を入手するために

「中野区災害廃棄物処理計画(概要版)」は、ごみのんが案内役。区ホームページでもご覧になれます(右は表紙)▶



#### (2) MCA無線の運用

震災時等は、固定電話、携帯電話、FAX等の通常の通信手段にアクセスが集中し、通信規制等による大幅な機能の低下が想定されます。その場合、廃棄物処理に必要な23区及び東京二十三区清掃協議会との情報連絡にも影響が及び、各区等の被害状況や対応状況の伝達・把握ができずに応急・復旧活動に支障が生じる恐れがあります。

そのような状況に備え、各区及び東京二十三区清掃協議会にはMCA無線（※）を配備し、震災時等の通信手段として有効活用を図ることとしています。いざというときのため、平常時には定期的に通信訓練を行っています。

※ MCA無線とは（MCA方式：Multi Channel Access System）

防災用デジタル無線。複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。800MHz帯の電波を利用する。



V 第4次中野区環境基本計画  
アクションプログラム事業実績



# 第1章 令和4年度進捗状況

## 第4次中野区環境基本計画アクションプログラム 令和4年度進捗状況について

### ○昨年度からの変更点

- ①「目標」欄を「取組内容」欄に変更し、年度ごとの取組を記載しています
- ②「年度目標」欄を新設し、年度ごとの目標を記載しています
- ③「取組内容」欄をステップ1（令和3・4年度）のみの記載としています

### ○年度目標及び進捗評価の考え方について

#### ①数値目標がある場合

年度目標：数値目標を記載します

進捗評価：達成割合に応じて下記の基準（数値目標の場合）に基づき評価します

#### ②数値目標はなく、アクション内容を進展させる目標がある場合（例：認証取得、計画策定など）

年度目標：目標を文章で記載します

進捗評価：「進捗評価の理由・内容」に応じて、下記の基準（数値目標以外の場合）に基づき評価します

#### ③アクション内容または取組内容の記載を継続して実施する事業（例：普及啓発、適正な管理など）

年度目標：原則記載しません ※表記を「-」で統一します

進捗評価：「進捗評価の理由・内容」が「取組内容」のとおり実施されたかどうかで判断します

### ○評価方法

進捗評価	数値目標の場合	数値目標以外の場合
A	80～100%	ほぼ達成できた
B	50～79%	おおむね達成できた
C	20～49%	やや不十分である
D	0～19%	改善・見直しを要する

【 1 】		区の入札制度における環境マネジメントシステム導入事業者の評価加点				
担当課		契約課				
アクションの内容		事業者の環境マネジメントシステムの導入を促進するため、総合評価方式による一般競争入札において、導入事業者に評価点を加点します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	総合評価方式一般競争入札における評価点の一つとして、環境マネジメントシステム (ISO14001取得又はエコアクション21認証・登録) 導入事業者の加点項目を設定する	A	-	総合評価方式 24件	予定価格3,500万円以上の工事(建築工事は7,000万円以上)及び業務委託契約の入札において、総合評価方式一般競争入札を24件実施した。
	令和4年度 (2022)		A	対象案件の 100%	総合評価方式 44件	予定価格3,500万円以上の工事(建築工事は7,000万円以上)及び業務委託契約の入札において、総合評価方式一般競争入札を44件実施し、導入事業者への加点項目を設定した。

【 2 】		水素社会に向けた普及啓発				
担当課		環境課				
アクションの内容		区民・事業者の水素社会や水素利用技術についての理解が深まるように、普及啓発を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	水素利用技術に関する普及啓発の推進	A	-	燃料電池バス試乗体験人数 385人	なかのエコフェア2021において燃料電池バス試乗体験を実施し、水素技術の普及啓発を行った。
	令和4年度 (2022)		A	燃料電池バス試乗体験人数 330人	燃料電池バス試乗体験人数 約400人	引き続き、エコフェア2022において燃料電池バスの使用体験の実施や水素エネルギーについての体験ブースをもうけ、水素技術の普及啓発を行った。

【 3 】		再生可能エネルギー設備等導入支援				
担当課		環境課				
アクションの内容		再生可能エネルギー等の導入を促進するため、支援策を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	蓄電システム導入支援の実施	A	-	助成件数 47件	太陽光発電と連動して使用する蓄電システム設置補助事業を予定どおり7月から開始した。
	令和4年度 (2022)		C	助成件数 125件	助成件数 49件	太陽光発電と連動して使用する蓄電システム設置補助事業を昨年に引き続き実施したが、助成件数が目標件数の39%となったためC評価となる。令和5年度は、太陽光発電の助成事業も開始したことから、利用者数が増えると予想している。また、PRについても、拡大し実施していく。

【 4 】		省エネルギー・再生可能エネルギー設備の設置促進				
担当課		住宅課、環境課				
アクションの内容		公営住宅等へのLED照明機器の整備等、省エネルギーに向けた取組を推進し設置促進に向けた普及啓発を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	修繕周期に合わせ、計画的にLED化を推進する	A	-	-	・区営住宅及び福祉住宅の共用部照明のLED化を計画的に進め、すまいのしおりにより省エネ化に関する普及啓発を行った。 ・蓄電システム設置補助金交付事業を開始した。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	・区営住宅及び福祉住宅の共用部照明のLED化を計画的に進め、すまいのしおりにより省エネ化に関する普及啓発を引き続き行った。 ・蓄電システム設置補助金交付事業を引き続き行った。

【 5 】		省エネルギー住宅等の相談・支援体制の充実				
担当課		環境課、関係各課				
アクションの内容		相談者へ省エネルギー対策や各種助成の活用などの提案を行うため、省エネルギー住宅等の相談・支援体制の充実を図ります。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	省エネルギー住宅等の相談・支援体制の充実	A	-	-	環境課が実施する住宅に関する補助金交付事業について、区内小規模事業者団体連絡会で周知するための調整を行った。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	環境課が実施する住宅に関する補助金交付事業について、区内小規模事業者団体連絡会で周知した。

【 6 】		カーボン・オフセット(森林整備)の推進				
担当課		環境課				
アクションの内容		脱炭素社会を実現するために、なかの里・まち連携自治体である「群馬県みなかみ町」において、15haの「中野の森」の森林整備を行うことで、区内のイベントや事業活動等で排出されるCO <sub>2</sub> 排出量をオフセット(埋め合わせ)します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	CO <sub>2</sub> 吸収量 153.0トン	A	-	オフセット 72.1トン	予定どおり下刈り等の森林の維持管理を実施した。
	令和4年度 (2022)		A	オフセット 72.1トン	オフセット 81.7トン	予定どおり下刈り等の森林の維持管理を実施した。

【 7 】		カーボン・オフセット(J-クレジット購入)の推進				
担当課		環境課				
アクションの内容		脱炭素社会を実現するために、なかの里・まち連携自治体である「福島県喜多方市」から、J-クレジットを購入し、区内のイベントや事業活動等で排出されるCO2排出量をオフセット(埋め合わせ)します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績(CO2削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度(2021)	購入量 年70トン	A	-	オフセット 70トン	清掃車及び資源回収車によるごみと資源収集、運搬で排出されるCO2を70トン購入することで喜多方市の森林整備(間伐)を支援し、オフセット(埋め合わせ)した。
	令和4年度(2022)		A	オフセット 70トン	オフセット 70トン	清掃車及び資源回収車によるごみと資源収集、運搬で排出されるCO2を70トン購入することで喜多方市の森林整備(間伐)を支援し、オフセット(埋め合わせ)した。

【 8 】		建物の断熱化促進				
担当課		環境課				
アクションの内容		区民に対し、建築物の新築・増築等の際、断熱性能の高い建物への選択を促し、省エネルギー住宅の普及を推進するために、建築物の断熱性を向上するための措置を講じたと認められる建築物について、高断熱建築物として認証する制度を実施します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績(CO2削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度(2021)	高断熱建築物として認証する制度を実施	B	-	認証件数 20件	目標認証件数30件に対し、令和3年度認証件数は20件。令和4年度は経過措置分の受付のみとし、高断熱窓・ドア設置補助へ移行した。
	令和4年度(2022)	高断熱窓・ドア設置補助事業の実施	C	助成件数 50件	助成件数 21件	高断熱窓・ドア設置補助へ移行し、助成事業を実施したが、助成件数が目標件数の42%となったためC評価となる。令和5年度は、事業のPRや脱炭素の取組について、普及啓発を拡大し実施していく。

【 9 】		環境形成型のまちづくり				
担当課		まちづくり計画課				
アクションの内容		環境性能の高い建築物への更新等の支援・誘導を行います。省エネルギー住宅の普及や新たな緑の創出など、まち全体で脱炭素化を促進するまちづくりを目指します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績(CO2削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度(2021)	各地区のまちづくりにおける環境形成型のまちづくりの検討	A	-	-	地区計画申出制度により申出予定の地区計画住民原案に、緑化率の最低限度の上乗せやみどりの保全措置の義務化等を盛り込むことを検討した。
	令和4年度(2022)		A	-	-	提出された地区計画住民原案を受けて、区が決定する地区計画において、建築物の緑化率の最低限度を定めた。

【 10 】		総合的な交通政策の推進				
担当課		交通政策課				
アクションの内容		区の交通政策を総合的に進めるため、交通政策に関する基本的な方針を策定し、脱炭素な移動手段である自転車の活用(シェアサイクルの導入など)、自転車の走行環境づくりなどについて推進、促進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	交通政策基本方針の策定、シェアサイクル実証実験実施	A	-	-	交通政策基本方針を策定するとともに、シェアサイクルに係る実証実験と自転車の利活用に関するアンケート調査を実施した。
	令和4年度 (2022)	シェアサイクル実証実験実施	A	区内のサイクルポートを40箇所まで増設する。	区内のサイクルポートを41箇所まで増設した。	令和5年3月末時点でポート数を41箇所まで増設し、年度目標を達成した。
【 11 】		補助第220号線、区画街路第4号線の整備				
担当課		まちづくり事業課				
アクションの内容		補助第220号線、区画街路第4号線の整備を推進することにより、交通基盤を改善し、都市の脱炭素化を目指します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	用地取得の推進	A	-	-	補助第220号線(Ⅰ期区間)67.15㎡及び区画街路第4号線157.38㎡を取得した。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	区画街路第4号線235.77㎡を新たに取得した。また、令和3年度に引き続き、これまで取得した用地の一部を西武鉄道に作業ヤードとして貸し出すことで、連続立体交差事業の推進に寄与した。(補助第220号線Ⅰ期区間:295.59㎡、区画街路第4号線:1173.41㎡)
【 12 】		中野駅周辺まちづくりの推進				
担当課		中野駅周辺まちづくり課				
アクションの内容		中野駅周辺まちづくりにおいては、脱炭素社会を見据え、環境負荷の低減やBCD(災害時業務継続地区)構築につながる、施設・機能の整備・誘導を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	脱炭素社会を見据えたまちづくりの推進(中野駅新北口駅前エリアにおける、市街地再開発事業の都市計画決定)	A	-	-	中野駅新北口駅前エリアにおける市街地再開発事業の都市計画手続きに向けて、施行予定者や関係機関等と施設計画等に関する協議・調整を進めた。
	令和4年度 (2022)		A	都市計画決定に向けた最終調整	-	地権者及び施行予定者間の手続きとして、基本協定並びに事業推進協定を締結した。また、法定の説明会開催や都市計画素案から原案、案の検討・調整を段階的に進めた。環境アセスメント手続きについては、評価書案の広告・縦覧、意見書の受付など事業者により着実に進められている。

【 13 】		中野駅周辺の駐車環境の整備				
担当課		中野駅周辺まちづくり課				
アクションの内容		中野駅周辺地区駐車場地域ルールを活用し、地域の需要に見合った駐車施設の整備・誘導を推進することで、地域の交通環境を改善し、脱炭素社会を見据えた環境負荷の低減を図ります。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	脱炭素社会を見据えた駐車環境の整備（駐車場地域ルール運用基準の作成及びルールに基づく駐車施設の整備・誘導）	A	—	—	令和4年3月に、駐車場地域ルールの運用基準を策定した。
	令和4年度 (2022)		B	運用基準の告示、運用開始	—	審査機関と調整し、物流環境改善に向け、実効性のあるマニュアル整備等、運用開始の準備を進めた。

【 14 】		既存施設設備更新(LED照明導入)の促進				
担当課		施設課、関係各課				
アクションの内容		既存施設の設備更新(LED照明の導入)を促進し、消費電力の削減や環境負荷の低減を図ります。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	設備更新時期を迎えた施設への導入促進	A	—	10施設	10施設の更新計画をしていたが、予定どおり更新を完了した。
	令和4年度 (2022)		A	8施設	8施設	8施設の更新計画をしていたが、予定どおり更新を完了した。

【 15 】		区有施設への再生可能エネルギー設備導入の促進				
担当課		施設課、関係各課				
アクションの内容		区有施設に再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備・太陽熱利用設備)を導入し、買電量の削減や環境負荷の低減を図ります。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	A	—	3施設	3施設の導入計画をしていたが、予定どおり導入を完了した。
	令和4年度 (2022)		—	—	—	4年度の導入計画なし



【 16 】		環境に配慮した庁有車への代替				
担当課		資産管理活用課、関係各課				
アクションの内容		温室効果ガスの排出を削減するために、電気自動車等の環境に配慮した庁有車への代替を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	環境に配慮した庁有車への買換	A	-	1台	庁有車買換基準に基づいた車両の入替にあたり、電気自動車への切替えが可能なものについては電気自動車を購入した。
	令和4年度 (2022)		A	2台	2台	庁有車買換基準に基づいた車両の入替にあたり、電気自動車への切替えが可能なものについては電気自動車を購入した。(経理課、生活衛生課)
【 17 】		中野区新庁舎整備事業				
担当課		新区役所整備課				
アクションの内容		中野区新庁舎が備える環境性能は、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用や、室内快適性、景観への配慮など、総合的に環境への配慮を行うことにより、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)Sランクの取得を目指します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	実施設計の完了、建設工事	A	-	-	CASBEE Sランクの取得を目指し、環境配慮型官庁施設として太陽光、雨水、井水利用など自然エネルギーを積極的に利用し、ライフサイクルを通じて環境負荷の低減に配慮した実施設計と建設工事着手をした。
	令和4年度 (2022)		A	環境配慮型官庁施設として、CASBEE Sランクを取得する。	-	CASBEE Sランクを取得し、さらに建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の5つ星評価を受け、ZEB Readyの認証を受けた。
【 18 】		中野区立総合体育館における下水熱利用事業				
担当課		スポーツ振興課				
アクションの内容		温室効果ガス排出量を削減するために、中野水再生センターから中野区立総合体育館へ下水処理水を供給し、体育館の冷暖房用の熱源として活用します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	CO <sub>2</sub> 削減量 85 t/年	A	-	約152トン	下水処理水を利用した熱交換器の安定的な稼働を行った。新型コロナウイルス感染症対策で休館・短縮営業をしていた期間があったため、想定を超えたCO <sub>2</sub> 削減量となった。
	令和4年度 (2022)		A	CO <sub>2</sub> 削減量 85t/年	約69トン	下水処理水を利用した熱交換器の安定的な稼働を行った。

【 19 】 中野区環境マネジメントシステムの推進						
担当課		環境課				
アクションの内容		区有施設において環境負荷の低減を図ることを目的とし、エコオフィス活動(紙やエネルギーの使用及び廃棄物の排出削減、グリーン購入の推進)を実施します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	紙やエネルギー使用及び廃棄物の排出削減、グリーン購入などの環境負荷低減につながる取組の促進	A	-	グリーン購入 本庁99.5% 庁外92.0%	区有施設全体でエコオフィス活動が推進されている。
	令和4年度 (2022)		B	コピー・プリンタ使用量 前年度比 10%減	コピー・プリンタ使用量前年度比7.2%減(本庁11.0%減、庁外1.1%減)	

【 20 】 中野区公共建築物等における木材利用の推進						
担当課		環境課				
アクションの内容		中野区公共建築物における木材利用推進方針に基づき、森林環境譲与税を活用し、公共施設の木質化や木製品の整備を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	公共施設の木質化や木製品の整備	A	-	1.63トン	多摩産材を利用した木製什器等の購入などにより、中野東図書館、令和小学校、子ども・若者支援センター分室の備品等を木質化した。
	令和4年度 (2022)		A	-	1.55トン	

【 21 】 風水害対策情報の提供及び災害対応体制の整備						
担当課		防災危機管理課				
アクションの内容		中野区ハザードマップをはじめ、ホームページや中野区防災YouTube、防災情報メールマガジンなどを通じて、風水害への備えや災害発生時の対応方法など、様々な情報を適切に提供していきます。また、地域防災計画や災害応急対策活動マニュアル(風水害編)の見直しなど、環境の変化に応じた対策を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	・各種計画の整備・修正 ・情報発信体制や災害対応力の強化	A	-	-	区ホームページでの各種災害に関する情報の発信や、中野区防災YouTubeの定期的な更新による普及啓発を実施するとともに、地域防災計画の見直しを行うなどの災害対策を推進した。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	

【 22 】 水害対策の推進						
担当課		道路管理課				
アクションの内容		東京都と協力して河川や調節池を整備するとともに、敷地面積300㎡以上の建築計画に対して雨水流出抑制施設の設置を指導することにより、水害対策を推進します。また、土のうの配布や、消防機関と連携した水防訓練を実施することにより、水害に備えていきます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	水害対策の推進	A	-	-	神田川:本郷橋上下流。妙正寺川:丸山橋上下流、三谷橋~新昭栄橋、オリーブ橋上流~八幡橋下流。その他:神田川、石神井川及び白子川流域で調節池を連結し、時間最大雨量75mm対応「環七地下広域調節池」整備。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	神田川:本郷橋上下流。妙正寺川:オリーブ橋上流~八幡橋下流。その他:神田川、石神井川及び白子川流域で調節池を連結し、時間最大雨量75mm対応「環七地下広域調節池」整備。

【 23 】 高齢者の熱中症予防対策事業						
担当課		地域包括ケア推進課				
アクションの内容		高齢者向けの熱中症予防対策のチラシを作成し、高齢者世帯、高齢者会館等へ配布するとともに、高齢者会館等を「涼み処」として猛暑避難場所を設置し、熱中症対策の講演・講座等の催しなどによる普及啓発を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	猛暑避難場所利用者数 23,000人	B	-	利用者数 17,269人	新型コロナウイルスの感染者増、緊急事態宣言により、事業の中止や変更をしたため、猛暑避難場所への利用者数が減少した。
	令和4年度 (2022)		A	20,000人	利用者数 22,294人	外出制限の解除や、猛暑避難場所を設置し、講演会等の呼び込み事業を行うことで、普段 高齢者会館等の区有施設を利用しない人の利用を促すことができた。

【 24 】 熱中症予防に対する普及啓発						
担当課		保健予防課				
アクションの内容		区民に対してホームページ等により熱中症予防の普及啓発を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	ホームページ等による熱中症予防の普及啓発	A	-	-	より効果的な熱中症予防を図るため、熱中症が急増する前の早い時期からホームページ等で普及啓発を行った。
	令和4年度 (2022)		A	-	区報・HPの掲載(年1回)、防犯パトロールでの情報発信	より効果的な熱中症予防を図るため、ホームページで普及啓発を行うとともに、防犯パトロールと協力して情報発信を行った。

【 25 】 感染症予防に係る普及啓発						
担当課		保健予防課				
アクションの内容		区民や施設などに対して、手指消毒をはじめとする感染症予防策の啓発を行うとともに、感染症発生時に該当施設等に対する助言・指導を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	施設別の感染予防対策指導 (高齢者施設及び子ども施設)	A	-	-	施設などで感染症の集団発生が確認された際、関係機関と連携して感染症対策指導や対応を行った。また、感染症対策実施指導として保育施設に研修を実施した。
	令和4年度 (2022)		A	-	感染症対策指導と、高齢者施設への研修を実施した。	施設などで感染症の集団発生が確認された際、関係機関と連携して感染症対策指導や対応を行った。また、高齢者施設に対して、感染症予防・対応力向上研修を実施した。

【 26 】 関係機関との連携による感染症対策の資質向上						
担当課		保健予防課				
アクションの内容		医療関係団体などの関係機関、地域の専門家と連携し感染症対策の資質向上を図るとともに、地域感染症ネットワークを構築します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	地域感染症対策、ネットワークの検討	A	-	-	新型コロナウイルス感染症の検査及び健康観察を地域医療機関で実施できるよう、地区医師会の担当理事との情報共有の機会を設けた。
	令和4年度 (2022)		A	-	地区医師会との情報共有の会議を実施した。	新型コロナウイルス感染症の検査及び健康観察を地域医療機関で実施できるよう、地区医師会の担当理事との情報共有の機会を設けた。

【 27 】 自動回収機によるペットボトル回収の促進						
担当課		ごみゼロ推進課				
アクションの内容		自動回収機による効率的な回収により、ペットボトルの回収で発生するエネルギー消費やCO <sub>2</sub> 発生量を減らしていきます。エネルギー消費やCO <sub>2</sub> 発生量を抑えながら資源回収量を増やすため、自動回収機によるペットボトル回収の割合を増やします。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	自動回収機設置18台 (自動回収機による回収量の占める割合13%)	C	-	設置16台 (新規設置無し) 回収割合8%	新型コロナ感染症対策のため、スーパー等への設置依頼をすることができず、設置台数は前年度と同数で、回収割合も前年度(8.5%)とほぼ同じであった。
	令和4年度 (2022)		C	新規設置1台 (回収割合10%)	設置16台 (新規設置無し) 回収割合9%	新型コロナ感染症対策のため、スーパー等への設置依頼をすることができず、設置台数は前年度と同数で、回収割合も前年度(8.6%)とほぼ同じであった。新型コロナ感染症が落ち着いてきたことから、今後は積極的に事業者へ出向いて設置台数を増やすとともに、回収キャンペーンを行い回収量の増加を図る。

【 28 】 食品ロスの削減						
担当課		ごみゼロ推進課				
アクションの内容		食品ロス削減の意識が区民・事業者に広く醸成され、未利用食品の活用や燃やすごみの減量へつながるよう、大学・事業者等と連携し、食材を無駄にしないレシピによる料理教室や食品ロス削減協力店登録事業、フードドライブ事業等を実施します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	「(仮称)中野区食品ロス削減推進計画」の策定に向けた情報収集、検討及び策定	A	-	-	大学連携による料理教室のほか、食品ロス削減協力店登録事業、フードドライブ事業等を推進した。また、予定している食品ロス削減推進計画の策定に向け、情報収集等を行った。
	令和4年度 (2022)		A	令和5年3月 計画策定	-	事業実績等を参考に、令和5年3月に食品ロス削減推進計画を策定した。

【 29 】 集団回収の支援						
担当課		ごみゼロ推進課				
アクションの内容		区内の町会・自治会による古紙等の集団回収に対して、報奨金の支給や標識旗等の支給、回収用コンテナの貸出等により支援していきます。また、区のホームページ等により情報提供やPRを行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	区内全域の古紙が区民の力で適正に回収され、資源化されている	A	-	回収量 12,311トン	集団回収の実施に向け、新設される集合住宅に対する情報提供を経常的に行った。
	令和4年度 (2022)		A	区内全域実施	回収量 11,861トン	古紙発生量が減っている中で、一定の回収量を保っている

【 30 】 プラスチック製容器包装回収の促進						
担当課		清掃事務所				
アクションの内容		適切な分別排出の普及啓発を行うとともに、プラスチック製容器包装を回収し、容器包装リサイクル法のルートで、適正に資源化を促進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	容器包装プラスチックの回収	A	-	回収量 2,567トン	計画量2,652トンに対して、回収量は2,567トン(96.8%)であった。
	令和4年度 (2022)		A	回収量 2,682トン	回収量 2,489トン	計画量2,682トンに対して、回収量は2,489トン(92.8%)であった。

【 31 】		適正排出等に関する指導・相談・助言				
担当課		ごみゼロ推進課、清掃事務所				
アクションの内容		ルールに沿った適正な排出になるよう、区民・事業者に対して、集積所の改善や分別排出等の指導・相談・助言を行っていきます。また、事業用大規模建築物への立入調査を実施し、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導及び助言を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	立入調査の実施	A	-	立入調査件数 32件	新型コロナウイルス感染拡大防止対策が行われる中、立入調査予定40件に対して、32件の事業者に対して立入調査を実施した。
	令和4年度 (2022)		A	立入調査件数 60件	立入調査件数 58件	新型コロナウイルス感染拡大防止対策が行われる中でもほぼ計画どおり立入調査を実施し、改善が必要な事項の指摘を行った。

【 32 】		景観まちづくりの推進				
担当課		都市計画課				
アクションの内容		良好な住環境の構築に向けて、中野区の個性となる魅力やゆとりある空間を創出し、地域に根差した歴史的・文化的景観の保全・活用を図るなど、景観まちづくりを進めます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	景観方針の策定、景観計画の検討	A	-	-	景観まちづくりの実践に向けた検討の第一歩として中野区景観方針を令和4年6月に定めることとしており、令和3年度は方針の内容について検討を深め、年度末に方針案をとりまとめた。
	令和4年度 (2022)		A	景観方針の策定、景観計画の検討	-	中野区景観方針を令和4年6月に定めた。また、景観計画の検討に着手した。

【 33 】		美化清掃活動の推進				
担当課		道路管理課				
アクションの内容		町会、商店会、たばこ販売者団体、学校や企業等との連携による美化清掃活動を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	美化清掃活動の実施	B	-	実施回数 5回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小したが、新東京たばこ商業協同組合中野支部との美化清掃活動を5回実施した(当初開催予定は10回だった)。
	令和4年度 (2022)		A	実施回数 10回	実施回数 8回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小したが、新東京たばこ商業協同組合中野支部との美化清掃活動を8回実施した(当初開催予定は10回だった)。

【 34 】		無電柱化の推進				
担当課		道路建設課				
アクションの内容		災害時の電柱倒壊リスクの排除や電線類の断線等による被害軽減、まちの景観向上などを目的として、中野区無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	弥生町三丁目周辺地区避難道路2号工事等	A	-	-	中野区無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を先行する区道では、電線共同溝本体工事を進めた。
	令和4年度 (2022)		A	無電柱化優先整備路線の進捗率 17.5%	無電柱化優先整備路線の進捗率 17.5%	中野区無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を先行する区道(弥生町三丁目周辺地区避難道路2号等)では、電線共同溝本体工事を進めた。

【 35 】		空き家対策の推進				
担当課		住宅課、環境課				
アクションの内容		民間事業者等との連携により空き家情報を把握し、一元的に情報を集約・管理する体制の構築や、空き家の適正な維持管理及び、空き家の利活用に係る相談体制を推進します。また、周囲に危険が及んでいる老朽空き家の除却等への誘導について、関連部署と連携し、取組みます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	空き家の適正な維持管理及び利活用に係る取組の推進	A	-	-	民間団体と連携し、法律問題、不動産活用、建物の改修や建替等の専門的な内容に対応可能な空き家相談窓口を開設した。関連部署と連携し、空き家の情報共有及び適正管理に向けた誘導を行った。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	民間団体と連携し、専門的な内容に対応可能な空き家相談窓口の運営と周知、セミナー等で啓発を行った。関連部署との情報共有を進め、連携体制を確認し、適正管理に向けた誘導を行った。

【 36 】		分譲マンションの適正管理				
担当課		住宅課				
アクションの内容		管理不全等の早期予防の観点から、分譲マンションの適正管理に関する意識の啓発を図るとともに、管理状況に問題のある分譲マンションについて、管理組合へアプローチし、改修や適切な管理の確保に関して支援を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	マンションの適正管理に係る施策の推進	A	-	-	届出により把握したマンションの管理状況に応じ、管理組合等に対する助言やマンションアドバイザー派遣制度等の情報提供を行った。
	令和4年度 (2022)		A	-	-	届出により把握したマンションの管理状況に応じ、管理組合等に対する助言やマンションアドバイザー派遣制度等の情報提供を行った。

【 37 】 建設工事等における騒音・振動対策						
担当課		環境課				
アクションの内容		建設工事や工場等に係る届出や認可申請について受付・審査・検査等を行います。また、近隣住民から寄せられる苦情や相談を受け、騒音・振動等の発生者に対しその対策に係る指導を進めます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	建設工事、工場等に係る規制、指導等の実施	A	—	再資源化届843件 騒音・振動届407件	工場の認可申請はなかったが、建設資材の再資源化や騒音規制法・振動規制法に関する各種届出を受け、工事作業等における騒音・振動等の苦情・相談に対し、現場調査を行い、適切な指導を行った。
	令和4年度 (2022)		A	相談・苦情の年度内完結90%以上	相談・苦情受付314件中、287件年度内完結、91%	

【 38 】 建設工事におけるアスベスト対策						
担当課		環境課				
アクションの内容		飛散性アスベスト建材が使用された建築物の解体や改修工事を行う際の届出や作業内容の周知などを義務づけます。また、事前の立ち入り検査の実施や、作業完了後に大気測定結果の提出を求めるなどにより、適正な作業の実施を指導します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	アスベスト飛散防止に係る立入検査と事業者指導の推進	A	—	立入検査12件	大気汚染防止法の改正に伴い拡大された「規制対象建材」を区ホームページ等で周知し、適切に届出させた。建材除去前に実施する立入検査については12件実施し、いずれも適正な対応を行っていることを確認した。
	令和4年度 (2022)		A	事前調査結果報告中、立入検査6%以上実施	事前調査結果立入検査142件、7%	

【 39 】 ごみ屋敷等の対策						
担当課		環境課				
アクションの内容		区内の私有地等における物品の蓄積(いわゆる「ごみ屋敷」)等に関する苦情や相談を受け、実態調査や原因者への指導等を行うことにより、生活環境の改善を進めます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	不良な生活環境の解消に関する調査、指導等の実施	A	—	—	中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に係る苦情・相談を受け、対応を行った。
	令和4年度 (2022)		A	相談に対する対応100%	相談に対する対応16件、100%	



【 40 】		自動車交通の騒音と振動に関する調査				
担当課		環境課				
アクションの内容		区内の幹線道路等における自動車騒音・振動・交通量の調査の実施と調査結果について公表します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	自動車騒音等調査実施による測定値把握と区民への情報提供の実施	A	-	調査道路数 6道路	6道路において、自動車騒音・振動・交通量の調査を実施し、結果を区ホームページに掲載した。
	令和4年度 (2022)		A	調査道路数 6道路実施	調査道路数 6道路、8調査地点	6道路、8調査地点において、自動車騒音・振動・交通量の調査を実施し、測定値及び経年比較を行い、調査結果を区ホームページに掲載した。

【 41 】		河川水質調査				
担当課		環境課				
アクションの内容		神田川及び妙正寺川における河川水質調査の実施と調査結果について公表します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	河川水質調査実施による測定値把握と区民への情報提供の実施	A	-	水質調査回数 4回	神田川、妙正寺川各2箇所において、年4回の水質調査を実施し、結果を区ホームページに掲載した。
	令和4年度 (2022)		A	水質調査 2箇所、年4回実施	調査河川数 2箇所、年4回	神田川、妙正寺川各2箇所において、年4回の水質調査を実施し、測定値及び経年比較を行い、調査結果を区ホームページに掲載した。

【 42 】		光化学スモッグ発生連絡体制の整備				
担当課		環境課				
アクションの内容		光化学スモッグ注意報が発令された際に、被害を防止するために、情報を速やかに区民等へ周知します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	光化学スモッグ注意報発令時通報連絡の実施	A	-	-	注意報は3回発令され、防災無線等により、速やかに区民や関係所管に対し注意喚起を行った。
	令和4年度 (2022)		A	注意報発令時の通報連絡 100%実施	通報連絡7回 100%	注意報は7回発令されたが、防災無線等により、速やかに区民や関係所管に対し注意喚起を行った。

【 43 】 緑化計画制度						
担当課		環境課				
アクションの内容		「中野区みどりの保護と育成に関する条例」に基づく緑化計画制度により、一定規模以上の敷地に建築物を建てる場合は緑化計画書を提出し、認定を受ける必要があります。これにより区内において一定量以上のみどりを確保します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	緑化計画書の適切な認定	A	—	緑化計画書提出件数 154件	提出された緑化計画書を確認し、みどりの確保を行った。
	令和4年度 (2022)		A	—	緑化計画書提出件数 178件	提出された緑化計画書を確認し、みどりの確保を行った。

【 44 】 公園の適正な維持管理						
担当課		公園課				
アクションの内容		区立公園について適切な管理を行い、みどりを維持・保全します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	樹木の適切な管理とみどりの維持・保全	A	—	—	区立公園の樹木について、剪定等の維持管理を適正に行った。また、不健全木を伐採し、適切な場所に補植を行った。
	令和4年度 (2022)		A	—	—	区立公園の樹木について、剪定等の維持管理を適正に行った。また、不健全木を伐採し、適切な場所に補植を行った。

【 45 】 小中学校における緑の維持・保全						
担当課		子ども教育施設課				
アクションの内容		身近な緑を確保していくために、区立小中学校において樹木等の維持・保全により緑の維持・保全を継続します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	区立小中学校における樹木等剪定の適正な実施	A	—	—	樹木等の保全維持に係る予算を確保し、樹木の生育状況に合わせた剪定等を行った。
	令和4年度 (2022)		A	小・中学校半数校ずつ剪定	小・中学校半数校ずつ剪定	樹木等の保全維持に係る予算を確保し、予定通り樹木の生育状況に合わせた剪定等を行った。さらに放置しておく危険だと思われる、緊急的ケースにも対処した。

【 46 】 保護指定樹木等助成制度						
担当課		環境課				
アクションの内容		一定の基準を満たす樹木・樹林・生け垣を保護指定し、これらの維持管理に要する費用の一部を助成します。これにより地域にゆかりのある、また、区内においても貴重なみどりを保全します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	樹木・樹林・生け垣の保護指定及び維持管理費用の助成	A	-	新規登録数 樹木3件 生け垣助成 3件	累積<指定>樹木269本、樹林29か所81,364㎡、生け垣84か所2,242㎡ <助成>樹木168本、樹林24か所73,145㎡、生け垣56か所1,677㎡
	令和4年度 (2022)		A	-	新規登録数 樹木9件 生け垣助成 2件	累積<指定>樹木266本、樹林29か所80,892㎡、生け垣85か所2,346㎡ <助成>樹木171本、樹林20か所65,385㎡、生け垣64か所1,842㎡

【 47 】 生きもの調査の実施						
担当課		環境課、関係各課				
アクションの内容		区内の生きものの実態を把握するため、関係部署や区民等との連携を図り、貴重な自然の中に息づく動植物等に関する調査の実施について検討を進めます。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	動植物等に関する調査の検討・実施	A	-	参加者数 2,841人	「なかのエコチャレンジ」で生きもの調査を実施し、小中学生の身近な生物への関心を高めるとともに、当該調査に保護者が協力する仕組みを取入れることで生物多様性に関する関心を高めた。
	令和4年度 (2022)		D	-	未実施	令和4年度は、「なかのエコチャレンジ」で生き物調査は未実施のため評価Dとした。生物多様性の観点から、正確な把握に向けた中野区内の調査を検討していく。

【 48 】 区立小中学校におけるビオトープの整備						
担当課		子ども教育施設課				
アクションの内容		ビオトープを保有する区立小中学校において、生きものが生育・生息できるように維持・保全を継続します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	新校舎における環境整備及び既存校舎の環境維持・保全	A	-	中野第一小学校、啓明小学校で実施	新校舎に整備し、環境学習に役立てている。また、啓明小学校では生きものがより良い環境で生育・生息できるように改修整備した。
	令和4年度 (2022)		A	令和小学校(新校舎)に環境を整備	令和小学校(新校舎)に環境を整備	令和小学校(新校舎)に環境を整備し、環境学習に役立てている。また、既存の環境について維持・保全を行った。

【 49 】 外来生物・野生生物対策						
担当課		生活衛生課				
アクションの内容		衛生的で安心な生活環境が守られるまちを実現するために、外来生物・野生生物の防除及び対応方法等の普及啓発を実施していくとともに、必要に応じて駆除を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	外来生物・野生生物の防除、駆除及び対応方法等の普及啓発の実施	A	—	駆除件数 16件	区報・ホームページで防除や対応方法等の普及啓発活動を行い、窓口・電話等による相談に対応した。
	令和4年度 (2022)		A	—	区報掲載1回 駆除件数12件	区報・ホームページで防除や対応方法等の普及啓発活動を行い、窓口・電話等による相談に対応した。

【 50 】 環境保全に係る情報の提供						
担当課		環境課				
アクションの内容		区民や事業者が適切な環境に関する情報を収集できるようにするために、ホームページや区報、SNS、環境イベント等を用いて環境に関連する情報を提供します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	環境保全にかかる情報の提供	A	—	—	区報やエコフェア、パネル展等を通じ情報提供を行った。また、地球温暖化防止出前講座の実施を通じ、区民等と直接交流することにより、環境に関する普及啓発を促進した。
	令和4年度 (2022)		A	エコフェアの 来場者数 3,000人	エコフェアの 来場者数 約3,100人	区報やエコフェア、パネル展等を通じ情報提供を行った。また、地球温暖化防止出前講座の実施を通じ、区民等と直接交流することにより、環境に関する普及啓発を促進した。

【 51 】 連携・協働に向けたネットワークづくり						
担当課		環境課				
アクションの内容		環境に関する地域団体等への支援・交流・連携促進等を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	環境に関する地域団体等への支援・交流・連携促進等	A	—	なかのエコフェア参加 31団体	「なかのエコフェア」の実施にあたり、多様な団体が協働する啓発事業を通じ、団体同士の交流促進を図った。
	令和4年度 (2022)		A	なかのエコフェア参加 31団体	なかのエコフェア参加 33団体	「なかのエコフェア」の実施にあたり、多様な団体が協働する啓発事業を通じ、団体同士の交流促進を図った。

【 52 】		ごみ減量・資源循環の普及啓発			
担当課		ごみゼロ推進課			
アクションの内容		中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」を活用して、ごみ減量出前講座や区報、区ホームページ、ごみ分別アプリ、広報誌の配布等により、資源とごみの分別方法について普及啓発を行います。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	-	新型コロナウイルスの影響はあったが、可能な限りごみ減量出前講座やパネル展、なかのエコフェア等の場で啓発を行ったほか、区報、区ホームページ、ごみ分別アプリ、広報誌等での周知に努め、啓発効果を高めた。
	令和4年度 (2022)				

【 53 】		なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズの推進			
担当課		ごみゼロ推進課			
アクションの内容		食品ロスの削減に取り組む事業者を「なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ」として認定し、連携して食品ロス削減に取り組めます。登録店は区ホームページ等で周知します。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	新規登録店舗 56店	登録店にアンケートを実施し、事業展開の検討材料とした。区内新規事業者へ登録勧奨を行い、年度末の登録数は240店に増加し、区ホームページ等で周知した。
	令和4年度 (2022)				

【 54 】		緑化推進の普及啓発			
担当課		環境課			
アクションの内容		区民の緑化への理解・関心を高めるため、花と緑の祭典やみどりの教室、みどりの貢献賞等を開催し、体験及び学習を通じて身近にみどりと接する機会を創出します。これによりみどりに対する意識の醸成を図ります。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	花と緑の祭典 来場者数 1,000人	花と緑の祭典は、新型コロナウイルスにより春は中止、秋は規模を縮小して実施。苗木配布は、3回実施(計1,000本)。みどりの教室は、教材配布方式で実施(50セット)。みどりの貢献賞は2名授与した。
	令和4年度 (2022)				

【 55 】		町会・自治会公益活動推進助成				
担当課		地域活動推進課				
アクションの内容		現在行っている「町会・自治会公益活動推進助成」により、町会・自治会が行う環境保全活動などの取組みに対して、助成金を交付して支援を行います。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	「町会・自治会公益活動推進助成」による、町会・自治会が行う環境美化活動等への支援	A	-	助成金交付 107町会	「町会・自治会公益活動推進助成」により、資源回収等の環境保全・美化活動を行った107町会に対して交付した。
	令和4年度 (2022)		A	107町会	助成金交付 105町会	「町会・自治会公益活動推進助成」により、資源回収等の環境保全・美化活動を行った105町会に対して交付した。

【 56 】		なかのエコポイント制度				
担当課		環境課				
アクションの内容		区民に対し、区の環境イベント等への参加を促し、環境に配慮した行動を促進するために、区が主催する温暖化対策のイベント参加や資源リサイクルなど、環境に配慮した様々な行動を対象に区内共通商品券等と交換できるポイントを付与するとともに、区報・区ホームページ・リーフレットの発行等による参加促進を図ります。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	ポイント付与対象事業の充実	A	-	申請件数 177件	地球温暖化防止出前講座や啓発イベントの実施により啓発の機会を増やしたことで177件の申請があり、前年度より増加した。
	令和4年度 (2022)		A	-	申請件数 143件	地球温暖化防止出前講座や啓発イベントの実施時に啓発活動を増やしたが、143件の申請があった。

【 57 】		なかのエコフェアの開催				
担当課		環境課				
アクションの内容		なかの里・まち連携自治体等との協働により、中野区内では体験し得ない森林学習や自然体験、区民団体及び産学官連携による多様な出展団体の環境保全への取組の紹介を通じ、区民の自発的な環境保全行動が定着するよう、意識啓発を促進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	エコフェアを開催する	A	-	来場者数 2,791人	区内団体や事業者・学校・公共機関等が一丸となり、環境学習や木工体験、水素エネルギーや再エネなどのエネルギー活用等に関する啓発を実施した。
	令和4年度 (2022)		A	来場者数 3,000人	来場者数 約3,100人	区内団体や事業者・学校・公共機関等が一丸となり、環境学習や木工体験、水素エネルギーや再エネなどのエネルギー活用等に関する啓発を実施した。

【 58 】		中野区地域環境アドバイザーの派遣				
担当課		環境課				
アクションの内容		地域における環境保全活動や地球温暖化防止活動を支援している中野区地域環境アドバイザーを学校や町会・自治会などで行う環境講座や学習会などに派遣します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	推進	—	派遣実績 2件	＜派遣＞児童向け緑化啓発1件、大人向け環境学習1件 ＜連携強化＞アドバイザーと区の意見交換会を実施、 「エコフェア」においてアドバイザーブース及びステージ 啓発を実施	
	令和4年度 (2022)	中野区地域環境 アドバイザーの 派遣事業の検証	—	派遣実績 0件	派遣の要望がなかったためD評価とした、中野区地 域環境アドバイザーの派遣事業の検証を行いなが ら、環境や地球温暖化防止などの普及啓発活動に ついて検討していく	

【 59 】		小中学校におけるESD(持続可能な社会の担い手を育てる教育)の推進				
担当課		指導室				
アクションの内容		学習指導要領で重視されているESD(持続可能な社会の担い手を育てる教育)の理念を基盤として、区立小中学校でSDGsを意識した環境学習を推進します。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	実施校 令和3・4年度 30校	—	全小・中学校 で実施	全小・中学校でESD推進を教育課程に掲げ教育活 動に取り組んだ。令和元年～3年度学校教育向上事 業研究指定校の中野本郷小学校でESDに関する3 年間の研究成果を全小・中学校に発表した。	
	令和4年度 (2022)		実施校 全小・中学校 30校	全小・中学校 で実施	全小・中学校でESD推進を教育課程に掲げ教育活 動に取り組んだ。令和3年～4年度学校教育向上事 業研究指定校の第七中学校でESDに関する2年間 の研究成果を全小・中学校に発表した。	

【 60 】		小中学校における緑の環境教育の推進				
担当課		子ども教育施設課				
アクションの内容		小中学校における緑の環境教育を推進するため、区立小中学校において緑のカーテンの維持・保全を継続しま す。				
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容	
ステップ1	令和3年度 (2021)	実施校 令和3・4年度 30校	—	全小・中学校 で実施	緑の環境教育を推進するための予算を確保し、各 小中学校ごとに緑のカーテンの維持・保全を行っ た。	
	令和4年度 (2022)		令和小学校 (新校舎)に緑 のカーテンを 整備	令和小学校 (新校舎)に緑 のカーテンを 整備	令和小学校(新校舎)に緑のカーテンを整備し、緑の 環境教育に役立っている。	

【 61 】 小中学校におけるなかのエコチャレンジ活用促進					
担当課		環境課			
アクションの内容		日常的な環境配慮の取組項目などを紹介した環境学習教材「なかのエコチャレンジ」を作成し、教材中のシートによる省エネルギーチェックを小中学校の授業や家庭学習に活用してもらい、子どもを通して家庭における省エネルギー行動を促進します。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	参加人数 5,980人	参加人数の増加に伴い、CO <sub>2</sub> 削減量も増加した。
	令和4年度 (2022)	A	参加人数 6,000人	参加人数 5,926人	参加人数の増加に伴い、CO <sub>2</sub> 削減量も増加した。

【 62 】 省エネルギーや森林学習等の環境講座等の開催					
担当課		環境課			
アクションの内容		子どもエコ講座、環境月間や省エネルギー月間のパネル展、環境交流ツアー、省エネアドバイスなどを開催し、環境に配慮した行動を推進します。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	-	子どもエコ講座やパネル展等でエネルギーの有効活用及び省エネの啓発をした。なかのエコフェアで東京都環境局と協働で「みんなでいっしょに自然の電気」を周知し、再エネ電力への切替支援事業を促進した。
	令和4年度 (2022)	A	子どもエコ講座 参加者数 40人	子どもエコ講座 参加者数 36人	子どもエコ講座やパネル展等でエネルギーの有効活用及び省エネの啓発をした。なかのエコフェアで東京都環境局と協働で「みんなでいっしょに自然の電気」を周知し、再エネ電力への切替支援事業を促進した。

【 63 】 ごみ減量・資源循環学習の推進					
担当課		ごみゼロ推進課、清掃事務所			
アクションの内容		小学校や保育園、町会等に出向いて、次世代を担う子どもたちや区民を対象として環境学習の機会を提供し、ごみの減量やリサイクル意識の醸成を図ります。			
取組内容		進捗評価	年度目標	主な実績 (CO <sub>2</sub> 削減)	進捗評価の理由・内容
ステップ1	令和3年度 (2021)	A	-	環境学習 17回 出前講座 20回	清掃事務所による環境学習(うちスケルトン清掃車活用は16回)と、ごみゼロ推進課の出前講座により、ごみの減量やリサイクル意識の醸成を図った。
	令和4年度 (2022)	A	環境学習 22回 出前講座 20回	環境学習 22回 出前講座 20回	清掃事務所による環境学習(保育園17回、小学校5回、その他5回。うちスケルトン清掃車活用は27回)と、ごみゼロ推進課の出前講座により、ごみの減量やリサイクル意識の醸成を図った。



ご相談・お問合せ

問合せ内容		ご相談・お問合せ先	電話番号	
環境行政等	中野区環境基本計画	環境部 環境課 環境企画係	03-3228-5524	
	地球温暖化対策			
	環境マネジメントシステム			
	中野区地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（事務事業編）			
	環境イベント、環境基金への寄附	環境部 環境課 環境・緑化推進係	03-3228-5516	
身の回りの環境改善	緑化推進	環境部 環境課 環境・緑化推進係	03-3228-5554	
	環境調査結果	環境部 環境課 環境公害係	03-3228-5799	
	工場・指定作業所の設置、変更の相談			
	特定建設作業実施届出			
	アスベストに関する届出等（大気汚染 防止法・環境確保条例・中野区要綱 の規定による）			
	土壌汚染調査報告書（環境確保条例 第116条の規定による）			
	騒音計の貸出し			
	公害の苦情・相談	環境部 環境課 環境公害係 (都)大気汚染情報テレホンサービス	03-3228-5799	
	光化学スモッグ注意報		03-5640-6880	
	歩行喫煙防止対策	都市基盤部 道路管理課 道路監察係	03-3228-5527	
ごみ・リサイクル	中野区一般廃棄物処理基本計画	環境部 ごみゼロ推進課 ごみ減量推進係 (松が丘一丁目6-3リサイクル展示室内)	03-3228-5563	
	ごみ減量出前講座・啓発イベント			
	「資源とごみの分け方・出し方」リー フレット、ごみ分別アプリ			
	食品ロス削減の取組			
	リサイクル展示室の事業			03-3387-2411
	事業系廃棄物収集届出制度			03-3228-8257
	集団回収の支援			環境部 ごみゼロ推進課 資源回収推進係 (松が丘一丁目6-3リサイクル展示室内)
	資源の拠点回収(使用済の乾電池・小 型家電・蛍光管、食用油など)			
	びん・缶・ペットボトルの回収			
	プラスチック製容器包装の回収	環境部 中野区清掃事務所 (松が丘一丁目6-3)	03-3387-5353	
	燃やすごみの収集			
	陶器・ガラス・金属ごみの収集			
	防鳥用ネットの貸出し			
環境学習				
粗大ごみ受付センター（事前申込制）		03-5715-2255		

\*中野区ホームページ（右の二次元コードからもアクセスできます）

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>



中野区の環境～中野区環境白書～

令和5(2023)年度版

=====

令和5(2023)年8月

(5中環環第1409号)

編集・発行：中野区 環境部

住 所：東京都中野区中野4-8-1

電 話：03-3228-5524(直通)

F A X：03-3228-5673

e - m a i l : k a n k y o @ c i t y . t o k y o - n a k a n o . l g . j p

\*\*\* 紙は貴重な資源です。情報活用後の冊子を処分する際は、リサイクルへご協力を \*\*\*

